



\* 0 0 0 5 5 9 4 0 0 0 \*

0005594-000

3 1 2 . 5 3 - 0 9 6 5 b

米国の政治組織及其活動

大山卯次郎・著

国際聯盟協会

1 9 3 0

ABC

敬呈

大山仰止

東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室  
芳澤中國記念事業財團  
電話(28)四一〇八番

芳澤中國記念事業財團  
東京千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室  
電話(28)四一〇八番

米國の政治組織  
及其活動

—◇—

法學博士

大山卯次郎著

國際聯盟會發行

312.53  
09658



512895

### 序

本書は著者が多年官職を帯び米國に在勤中幾多の政治問題に遭遇し、其都度粒々研究した結果に付其要領を採萃し、之に最近の事實を書き加へ且評論を施したのであつて、餘り浩瀚に亘らざる様紙數を制限した爲充分其の意を盡さざるの恨はあるも、以て米國の政治組織の大體を説明し、其活動の概要を語るに充分なるのみならず、多くの重要な政治上の實際問題は略網羅し置きたれば、米國研究者の爲多少の参考となるべき事は、著者の密に信じて疑はない所である。但し自ら恐るゝ所は敢へて淺學不才を憚らず、各章に亘りて多く著者一個の觀察又は私見を並べ、且先人の所説に對し忌憚なき批評を加へた事であつて、冒瀆の謗は素より之を甘受するも、自ら省みて其過を覺る能はざる事は著者の最も憂とする所である。諸賢希くは御是正の勞を垂れ賜へ。

昭和五年八月

東京市外下北澤一〇〇九番地偶居に於て

著者

# 米國の政治組織及其活動

## 目次

第一章	緒論	一
第二章	米國憲法の歴史的精神	四
第一節	植民及建國時代の政治組織	四
第二節	革命の動機	八
第三節	民主主義の發達	一三
第四節	各植民地及各州間の關係	一四
第五節	聯盟組織の不成功	一六
第六節	合衆國憲法會議及同憲法の特質	一九
第七節	合衆國憲法修正及其運用	二九

第三章 合衆國及各州の國法上の性質…………… 三四

第四章 合衆國及州政府の權限…………… 四九

第一節 合衆國政府の權限…………… 五三

第一項 外 交…………… 五三

甲 條約締結權…………… 五四

乙 條約と法律との關係…………… 六一

丙 モンロー主義…………… 六五

丁 支那の門戶開放及機會均等主義…………… 六八

第二項 國 防…………… 六八

第三項 歸化 權…………… 七三

第四項 商 工 業…………… 七三

甲 運送業取締…………… 七七

乙 勞働問題…………… 八二

丙 一般の商工業及他の關係事項…………… 八五

第五項 移 民…………… 八六

甲 移民政策…………… 八六

乙 日本人排斥問題…………… 八五

第六項 課 稅…………… 八四

第七項 教 育…………… 八四

第八項 矯風及保健…………… 八四

第九項 司 法…………… 八四

第二節 各州政府の權限…………… 八二

第五章 合衆國政府と州政府の關係…………… 八九

第六章 人民の權利…………… 八四

第一節 人民の私權の保護…………… 八四

第二節 人民の參政權…………… 八五

第一項 人民の選舉權……………一八

第二項 人民の罷免權……………一九

第三項 人民の直接立法權……………一九六

    甲 憲法改正……………一九六

    乙 法律制定又は修正……………二〇一

第四項 民主及民衆政治に對する批評……………二〇五

**第七章 三權分立主義……………二三**

**第一節 合衆國政府の三權の組織……………三七**

**第一項 行 政……………三七**

            甲 大統領及副大統領の選舉……………三七

            乙 大統領の權限……………三三

**第二項 立 法……………三三**

            甲 議會の組織及會期……………三三

    乙 議員の選舉……………三四

    丙 議員の地位……………三七

    丁 議會の權限……………三八

**第三項 司 法……………四一**

            甲 裁判所の組織……………四一

            乙 裁判官の任免……………四二

            丙 裁判所の權限……………四四

**第二節 各州政府の三權の組織……………四四**

**第一項 行 政……………四五**

            甲 行政部の組織……………四五

            乙 行政部の權限……………四六

            丙 知事以外の諸官吏の任命及權限……………四七

            丁 知事の任免及權限……………四九

**第二項 立 法……………五二**

第八章 地方政治……………二六六

第一節 郡……………二七〇

    第一項 郡會……………二七二

    第二項 吏員……………二七四

第二節 市……………二七五

    甲 州會の組織……………二五三

    乙 州會の權限……………二五七

    丙 上院及下院の權限……………二六八

    丁 人民の直接立法……………二五九

    第三項 司法……………二五九

    甲 裁判所の組織及權限……………二六〇

    乙 裁判官の任免……………二六二

    丙 裁判所の優越權……………二六四

第一項 市長及市會制度……………二七六

    甲 市長……………二七六

    乙 市會……………二七七

    第二項 委員會制度……………二七九

    第三項 委員會及支配人制度……………二八〇

第三節 町……………二八一

第四節 村……………二八五

第五節 特種の目的の地方區……………二八五

附錄

亞米利加合衆國憲法(譯文)……………一

憲法修正……………三



# 米國の政治組織及其活動

法學博士 大山卯次郎 著

## 第一章 緒論

米國は四十八州と其中央團體たる合衆國とから成立つた大きな獨立國であつて、其政治組織の根幹は州及合衆國憲法に依つて示されて居る。従て米國の政治組織及其活動を知らんとするには、先以て是等の憲法の特質並に其歴史的背景に就て充分な理解を遂げねばならぬのは云ふ迄もない事である。併し憲法は只其大綱を示すに止り各部の詳細な構造は一に法律の規定に依りて定まれるのみならず、其大綱に關する事と雖も屢々之を立法部の權限に屬するものとなし、法律に依りて憲法の陷缺を補充する事となつて居る。現に合衆國議會に於ても又各州州會に於ても每期制定せられる法律は實に數百數千の多きに上り、其多くは孰れも粗製濫造に屬し極めて愚昧な規定に過ぎずとは云へ、是等は兎に角政治機關の組織又は其活動を示すものであつて、中には國政の大綱に關する極めて重要な性質のものも決して少くないのである。加ふるに政治の大綱に關するものと然らざるもの

との間には其實確然とした區分があるのではなく、或は憲法と云ひ或は法律と云ふと雖も其間に一定した實質上の差違があるのではないのである。故に米國の政治が如何なる國法上の規定に依りて支配せらるゝやを知らんとするには、獨り合衆國並に各州の憲法のみならず、少くとも其重なる法律に就て之を質さねばならぬのであつて、其研究の容易ならざる事は之を想像するに難からぬのである。然も政治は生物である。決して一定不變の法規のみにて其目的を達し得るものではない。現に是等の憲法及法律に對する最高の解釋は合衆國に在りては合衆國大審院の權限に、又各州に在りては其州の大審院の權限に屬するものなるが、從來各大審院が憲法又は法律を適用するに當りては常に變通自在の妙を極め、社會及人事の必要に應じ臨機の解釋をなす事は最も顯著な事實であつて、彼等が時代の變遷に従ひ事件の種類に應じ、更に又輿論の傾向に依り、憲法及法律に對し融通性ある解釋を與へ、同一の規定に對し其判決を二三にする事は決して稀でないのである。加之政黨の發達は政治上の活動に幾多の新しい變化を與へ、又政治上に於ける多年の習慣は自然に不文の法律となり、從來の法規の運用に對し極めて重大な影響を與へつゝある事は吾人の常に目撃する處である。例へば合衆國憲法は大統領が大統領選舉人に依りて選舉せられ、下院議長が同院議員に依りて互選せらるべき旨を規定するも、其實大統領は政黨の指名大會に於て其候補者を指定し、大統領選舉人

は只該候補者に對して投票する制度が發生し、又下院議長は同院の多數黨の代議士會に於て選定し、議員の互選は只一片の形式に過ぎない事となつて居る。更に又同一人が幾回大統領に選舉せられるとも憲法の規定上敢へて差支ないのであるが、習慣に依り三回以上候補に立たない事になつて居り、又内閣制度の如きも國法上認められたものではないが事實上大統領の諮問會議の形に於て其存在を認められて居るのであつて、斯る習慣は合衆國に於ても各州に於ても其實例が極めて多く、是等は憲法制定者の夢にも想像しなかつた所である。されば米國の政治の實際を知らんとするには、常に成文の憲法法律のみならず、是等の政黨の制度、政治上の諸習慣及裁判所の判決例は勿論、政治上の道德、學者の意見等に付廣く研究すると共に、變化極りなき政治の實際、並に其の隠れた精神を充分理解する事を怠つてはならぬのであつて、若し其一を缺く時は到底其の真相に通ずる事は出來ないのである。

## 第二章 米國憲法の歴史的精神

### 第一節 植民及建國時代の政治組織

熟々米國發達の由來を尋ぬるに、同國は元北米大陸東海岸に於ける英國の十三の植民地から起つたのであつて、其移住民は殆ど總て英國人だったのである。尤も海岸一帯の地には多少のフランス人が散在し、ペンシルヴァニアにはドイツ人、ニューヨークにはオランダ人が他の地方に於てよりも比較的によく雜居して居つたが、其大多數は矢張り英國人であつて、其政治思想も、宗教的精神も、一般の制度文物等總てが英國式であつた事は云ふ迄もない。但し其當時の米國は英國の植民地とは云ふものゝ、其實殆ど本國より自治を許されて居たのであつて、夫が歴史もなく、習慣もなく、其他何等の因習的束縛もない、廣濶自在な新天地に於て自由の發達をしたのであるから、人間の平等とか、機會均等とか、其他種々な事に就て所謂米國氣質と云ふべき獨特の精神が其間に發達した事は掩ひ難い事實であつて、米國を研究する者の等閑に附してはならない事である。

併し是等の植民地が一七七六年に英國から獨立した時の政治組織は、大體に於て英國式其儘であつたのみならず、獨立後と雖も各州の政治の状態は植民時代の夫に比し多少人民の選舉權を擴張し、

且つ立法部の權限を増加し、又從來知事が英國政府に依りて任命せられて居た地方に於て之を州會の選舉に依る事に改めた外は何等著しい改革を施さなかつたのである。現にカネチカット及ロードアイランドの二州に於ては植民の當初より英國皇帝の特許狀に依り知事の公選を許されて居た爲革命に際し特に其制度を改める必要もなく、十九世紀迄右の特許狀を其儘州の憲法に襲用した位であつて、今日米國の各地に行はれる地方制度は孰も皆植民時代の地方制度の漸次發達したものなるのみならず、合衆國中央政府の組織と雖も是又昔の植民時代の政府並に獨立以後之を襲用した州政府の組織を模倣したのに過ぎないのである。蓋し植民時代に於ける各植民地の組織は大要三種に區分せられ、其一是王領植民地と云ひ英國王に直屬し、其政府の組織は大體英國王より知事に與へられた訓令に依りて定められ、其二是私有植民地と云ひ或個人の私有に屬し、其政府の組織は元同植民地が同國王より該個人に授與せられた時の授與證書に依りて定められ、第三は特許植民地と云ひ同國王の特許に依りて設けられ、其政府の組織は國王より與へられた特許狀に依りて定められたものである。併し是等の政府の組織は孰も多少の相違はあるが大體に於ては互に一致して居り、行政首長としては知事があり、立法機關としては植民地會議があり、又司法機關としては裁判所があつたのであつて、英國の組織に比較し繁簡大小の差はあるも、其總ての結構は殆ど英國の夫と同一形に成

つて居た。今其大要を表にして示せば左の通りである。

植 民 地 名	行 政 部	立 法 部	司 法 部
王領植民地 ジョージヤ ニューハムプシャ ニューヨーク ニューイングランド ノースカロライナ サウスカロライナ ヴァージニア	知事を首長とし参事會を輔佐とす共に國王之を任命す	参事會を上院とし土地所有者の選挙せる代議院を下院とす	治安裁判所郡裁判所高等法院を以て組織す但し参事會を高等法院とす下級裁判所の判事は知事及参事會之を任命す
私有植民地 デラウェア ペンシルヴァニア	知事を首長とし参事會を輔佐とす共に植民地所有者之を任命す	一院制度にして議員は土地所有者の選挙に依る	王領植民地に同じ但し高等法院は特任命に依る
メーリーランド	同	王領植民地に同じ	王領植民地に同じ
特許植民地 カネチカット ロードアイランド	知事副知事十二名の輔佐を以て参事會を組織し各員は任期を一年とし毎年總理事會にて選挙す	参事會を上院とし土地所有者の選挙せる代議院を下院とす	王領植民地に同じ但し最高法院は特設す

マサチューセツツ	國王の任命せる知事會を輔佐とす	参事會を上院とし土地所有者の選挙せる代議院を下院とす	同
----------	-----------------	----------------------------	---

即ち王領植民地及私有植民地に於ては知事を行政首長とし、知事の外に補助機關として参事會を置き、特許植民地に於ては知事、副知事十二名の輔佐役を以て参事會を組織し行政事務に當らしめる事となつて居た。但し知事及参事會員は王領植民地に於ては英國王に依りて任命せられ、私有植民地にては其所有者に依りて任命せられて居たが、特許植民地の内カネチカット及ロードアイランドにては理事會に於て選挙し、マサチューセツツにては知事は國王が任命し、参事會員は代議院に於て選挙する事となつて居た。次に立法部に關しては私有植民地のデラウェア及ペンシルヴァニアが一院制度を採用して居たのを除き、他の各植民地は孰も二院制度を採用し、参事會を上院とし、土地所有者に依りて選挙せられた議員を以て下院を組織した。但し法律の制定に關しては特許植民地中のカネチカット及ロードアイランドを除き、其他の各植民地に於ては總て知事の認可を必要とし、王領植民地にては其上更に國王の裁可を受く事を要すとし、私有植民地にては所有者の同意を受け、デラウェア及ペンシルヴァニアにては之を國王に報告すべき事と成つて居た。尤もカネチカ

ット及ロードアイランドは極めて自由な立法権を與へられ、本國政府よりも又植民地行政部よりも殆ど制限を受けなかつたのである。又司法は裁判所の管轄に屬し裁判所は治安裁判所郡裁判所及高等法院の三級に分たれ、高等法院の判決に對しては更に英國王に上訴する事を許されて居た。但し王領植民地及私有植民地中のメリーランドにては參事會を以て高等法院となし、行政機關と司法機關とを區別しなかつたのである。

斯の如く各植民地の政治組織は夫々多少の特色が無いではないが、大體に於て英國の當時の制度を基礎とし、英國人の頭から造り出した英國式其儘であつたのみならず、各州獨立の結果彼等の制定した憲法は植民地の憲法とも稱すべき特許狀、授與證書又は知事宛訓令書の内容を殆ど其儘襲用し、又は之に多少の修正を加へた位のものであつて、英國との關係を離れた外は政治上に何等顯著な改革を行つたのではないのである。只從來の制度に比し最も著しく違つた所は、前に述べた通り行政部よりも立法部に重きを置き、立法部の權限を増加する事に依りて多少行政部の機能を制限した事であつて、例へば知事の任命は植民時代に於てはロードアイランド及カネチカットの立法部の選舉に依り、他は皆國王又は植民地所有者に依りて任命せられる事となつて居たのであるが、新憲法にては十三州中の十州までは州會の選舉に依る事となし、獨りマサチューセツツ、ニューハム

プチャー、ニューヨークに於てのみ之を人民の直接の選舉に依らしむる事となしたるも、其權限は多く立法部の制限を受くる事となし、又ヴァージニア、マサチューセツツ、ニューハムプチャーにては知事が吏員を任命し、又は特赦を行ふ場合には州會に依りて選舉せられた參事會の同意を要すとし、ニューヨークに於ても之と類似の制度を設けて居た。又植民時代に於て多くの州は知事に對して法律の拒否權を與へて居たが、革命後はマサチューセツツ及ニューヨークの外は各州共此權利を認めない事となし、更に又司法官の任命に關し五州は知事が參事會の同意を得て之を爲す事となしたるも、其他の州に於ては之を立法部の選舉に依るべきものとなす等、行政部に比し立法部の權力を重んじて居た事は吾人の看過し能はざる所である。蓋し當時の人心が一般に革命前の苦い經驗に懲り、行政部を以て何となく人民の敵であるが如く考へ、同時に人民の代表機關たる立法部を以て人民の唯一の味方であると考へた植民時代の長い習慣の結果であつて、革命運動者の民主的理想から生れ出たものではないのである。

## 第二節 革命の動機

茲に最も注意を要する事は革命の動機に關してである。蓋し革命運動者が自由の愛好者であつた

事は云ふ迄もない。併し元々彼等が英國に反抗したのは決して高遠な政治上の理想を實現するとか、又は自主の天地を開くとかの爲ではなく、主として經濟上の利害の爲に本國との關係を絶ち其秕政を免れんとしたのに過ぎなかつたのである。少くとも革命に際して其牛耳を執つた者は空理空論を喜ばない着實な實際家であつて、人民の參政權とか政體の問題などの事に就ては甚だ無頓着であつたのである。現に一七七四年即ち革命戰爭の起つた前年十二の植民地の代表者がフヒラデルフヒアに於て聯合會議を開いた時の如きは、一方に於て各植民地の人民に對し共心同力して秩序を守り英國民族の特權を擁護せん事を勧め、本國人に對して植民地に於ける同胞の權利を尊重すべき事を求むると同時に、他方に於て各植民地の人民が英國王に對し飽く迄も忠良の臣民である旨を陳述して居り、敢て本國政府より獨立するとか又は現在の制度に對して不滿であるとか云ふ事は少しも討議せられて居なかつたのである。勿論革命運動者の有力者中には、トーマス・ゼファソン、サミュエル・アダムス、トーマス・ペイン、パトリック・ヘンリー等の如き極めて大膽な且つ過激な理想家があつて、或は個人の自由を説き、或は革命の權利を主張し、殊に一七七六年七月四日フヒラデルフヒアに於て開會せる十三州の代表者會に於て發表せる獨立宣言書中には「人間が其出生に於て平等である事、生命自由の安全を保ち幸福を追求する事は人間の天賦の權利に屬する事、政府が人民

の是等の權利を擁護する能はざる時は人民は之を變更し、又は廢止する權利を有す」等の事を聲明し、又各州の憲法中にも人間の根本的權利又は自由に關し非常に理想的な文字を並べて居り、米國人は之を以て米國の建國の精神となし、國民生活の金科玉條として尊重しつゝあるも、併し各州の憲法に就き仔細に之を吟味する時は、革命の空氣中に生れたものとしては非常に非民主的な色彩に富み、人民の選舉權の如きも植民時代に比し多少は擴張せられたるも尙依然として財産資格制度の舊法を墨守し、之に對して何等特別の考慮を加へなかつたのであつて、如何に憲法制定者が保守的思想に満ちて居たかを知るに足るのである。現に革命時代の大思想家として知らるゝマサチューセツ州のダニエル・ウェブスターの如きは合衆國憲法會議には列席せざりしも、一八二〇年の同州憲法會議に於て、選舉權の問題に關し、財産代表の原則は權威ある學者の認むる所なりとて財産資格制度の必要なことを力説し、又ビルグリム上陸記念日の演說に於ても普通選舉は財産が平等に分配せられて居る處に於てのみ存在し得べきものであつて、富の分配の不公平な處に普通選舉制度は永續すべきものでないとして、財産代表の必要な旨を述べ、合衆國憲法會議の大立者たるヴァージニア州のゼームス・マヂソン並に其他の當時の有力な思想家も之と類似の意見を述べて居る（本章第六節及第六章第二節參照）。

然るに茲に不思議とすべき事は革命運動者が萬事に付き英國の制度を模倣する事に吸々たりしに拘らず、英國の政治の特長とする議院内閣制度を採用しなかつた事である。蓋し英國にては本來行政の首長は國王であつて立法權は國王並に上下兩院より成立つ所の議會に在る。然かも此制度は十七世紀より十八世紀に亘り實際の運用上大なる變化を受け、國王の權力は只名のみとなり、其一切の權力は大臣を通じてのみ行はれ、國王は大臣の決定に對して裁可を與ふるも、是は只一片の形式に止り、實際上大臣の決定は國王に依りて拒否せられない事になつたのである。然も大臣は議會の信任を得ざれば其職に止る事が出来ないものであるから、事實上英國の政治は議會に依つて支配せられ、大臣は國王に對してはなく、議會に對して責任を有する事となつて居るのであつて、米國の制度に比し遙に民主的に成つて居るのである。併し此制度は多年の習慣に依り出來たのであつて、表面に現はれた法律上の制度ではないのみならず、米國革命の當時に於ては右の習慣も未だ充分年歴を経たものにあらざりし爲、憲法制定者に於て今日の所謂議院内閣制度の眞意義を十分に了解する由もなかつたに依るとも云へようが、一面には之に依り彼等の政治思想が如何に深く三權分立の主義に支配されて居たかを窺ふに足るのである。

### 第三節 民主主義の發達

右に述べた通り各州の最初の憲法は、極めて保守的のものであつたのみならず、孰も立法部の權力に重きを置き、行政部は恰も立法部の下に在るが如き有様であつたのであるが、十八世紀の終頃より漸次變化し、行政部と立法部とが互角の勢力を保つ事となり、更に十九世紀の始よりは各州共民主的精神が次第に旺盛となり、同時に民衆に媚んとする低級政治家の利己的運動と、土地開發の必要上移住民の歡心を求めんとするに吸々たる西部の新開諸州の開放政策とに依り（第六章第二節参照）、一八一〇年にメリーランドが普通選舉制度を實施したのを始とし、他の諸州も亦漸次之に倣ひ、一八六〇年にはペンシルヴァニア、ロードアイランド、サウス・ダコタの外は孰も成年男子に對して平等の選舉權を與へ、更に又選舉權の内容を擴張し、從來州會に於て選舉しつゝあつた知事判事其他大小吏員の任命を殆ど皆人民の選舉に依らしむる事となしたるが、更に又十九世紀の末に至り人民の直接立法制度を唱ふる運動が起り、サウス・ダコタが一八九八年にイニシエチブ及レフエレンダムの制度を設けたのを始とし、二十世紀に入りてよりオレゴン、アイダホ其他の諸州が相次で之に倣ひ、今日にては四十八州中の約半數は既に此種の制度を設けて居る。又男子の選舉權が

擴張せられると共に十九世紀の中頃より婦人の參政權獲得運動も亦勃々始り、一八六七年ワイオミングに於ける成功に刺撃せられ、爾來各州に於て盛に運動されつゝありたるが、一八九三年にコロラド其他の諸州が同制度を採用し一九二〇年迄に其數約三十州の多きに達し、遂に同年合衆國憲法追加第十九條に依り全國的に之を認むる事となつたのである。斯くの如くにして人民の參政權の擴張は一方に於て政治に對する人民の自覺を促し、其政治思想の進歩に資する所尠からざると共に、他方に於て政治家をして大に民衆の歡心を求むる必要を感じしめ、彼等をして政治の民衆化に心がけしめた事は米國の政治の大なる進歩となすに足るべきも、此制度は其自然の結果として低級政治家の活躍を便にし、政治の腐敗を招く事を免れないのであつて、近代に於ける米國の政治の大なる弱點も亦實に此にあるのである。其詳細は第六章に於て説明す。

#### 第四節 各植民地及各州間の關係

各州の政治の發達は大體右の通りであるが、其間に於ける各植民地並に各州間の關係は如何であつたかと云ふに、植民時代には云ふ迄もなく各植民地は互に交通の不便な遠隔の地方に相分かれ、夫々別個の政治團體を形作つて居たのであつて、孰も同一の祖國に屬し、人種、思想、宗教等が互

に共通して居た外は、政治的にも經濟的にも又社會的にも何等の利害關係がなかつたのみならず、本國政府も亦是等の植民地が互に連絡する事を好まざりしに依り、彼等は孤立の状態にある事を以て寧ろ心安しと考へた位であつたのである。尤もフランス人及印度人に對する共同防禦の必要上、ニュー・イングランドの諸植民地間に於て極めて簡単な同盟會を組織し、又其他の植民地間に於ても、隨時必要に應じ協議會を開いた位の事はあつたが、夫等は孰も臨時的のものであつたのみならず、植民地全體としては相互に何等の關係もなかつたのである。現に一七五四年印度人の襲撃に對する共同防禦の問題に關しアルバニーに於て始て各植民地の協議會を催し、七植民地の代表者が之に參列したるが、其席上ベンジャミン・フランクリンより右に關する防禦の必要に應ずる爲、各植民地間に聯合政府を設くべしとの提議を爲し、多數の賛成を得たるも、英國政府が夫を喜ばず又植民地間に於ても多數の反對者がありし爲遂に實現せずして止まつたのである。然るに一七六〇年頃より植民地に對する英國の政策が漸次苛酷となり、一七六五年に至り印紙稅其他の稅法を設け、之を植民地に強制せんとしたるに依り、各植民地が擧つて之に反對し、其代表者會をニューヨークに開きたる所、七代表者之に出席し、納稅者の同意せざる租稅は之を賦課せずと云ふ事は大憲章以來の英國憲法上の大原則である。而して植民地は英國議會に代議士を出さざるに依り同議會に依りて



制定せられた課税法は植民地に對して效力なしとの決議を爲し、本國政府に對して抗議を申立て、次に一七七四年に十二の植民地の代表者がフィラデルフピアに集り、英國政府の暴政に對して抗議の決議を爲したるも、右は單に英國政府に對する植民地の意志を表示した丈けの事であつて、夫れ以上何等具體的行動を執つたのではなかつたのである。従つて英國政府は植民地の態度を見縊り大に兵力を増加して之を威壓せんとした處、恰も一七七五年マサチューセツツに於て十三の植民地代表者會合の折柄、極めて偶發的な事から英國側よりの發砲となり、相互の感情が激發した爲遂に戦端を開くに至りたるに依り、各植民地は同會議を以て直に革命の假政府となし、軍事上の必要に應ずる事となしたるが、一七七六年七月フィラデルフピアに於て開會の聯合會議に於て十三州獨立の宣言をなし、一七七七年十一月十三州の間は Articles of Confederation 即ち聯盟規約を締結し、茲に始て各州間に法律上の關係が出来たのである。是が即ち現在の米國合衆國の前身であつて The United States of America 即ち米國合衆國と云ふ名稱は此規約に依つて出来たのである。

### 第五節 聯盟組織の不成功

右の如く十三の植民地が英國より分離して各獨立の州となり、尋で米國合衆國なる名稱の下に一

の團體を組織したるも、當時の合衆國は今日の合衆國とは全然其性質を異にし、是等の諸州の聯合國でもなければ、又其全體を以て一の國家を組織したるものでもなく、單に獨立國たる十三州の攻守同盟の如きものに過ぎなかつたのであつて、同規約第一條に於て本聯盟 Confederacy は之を米國合衆國 The United States of America と稱する事、第二條に於て各州は孰れも主權、自由、獨立、及本規約に依り明に聯盟議會 Congress に屬せしめられたものを除く外總ての權力を保有する事、第三條に於て各州は共同の防衛、安寧及福利安全の爲互に鞏固な友誼の聯盟 a firm league of friendship を結び、外敵の侵入に對して相救援すべき事、及第四條に於て各州間の人民の交通及通商の自由並に犯罪人引渡に關する事を規定する等、本規約加盟の各州が純然たる獨立國であり、又本規約が是等の獨立國間の條約である事を示して居る。然かも其組織は極めて簡單なものであつて行政部もなく、司法部もなく、只僅に聯盟議會があつて、議決も執行も裁判も總て之を一手で行ふ事になつて居り、其組織の不完全で且つ其勢力の微弱な事は到底今日の合衆國の比ではないのである。殊に其決議は通常多數決の制度に従ひたるも、重要な事件に就ては十三州中の九州の同意を必要としたるに依り、多くは議論にのみ流れて容易に決せざりしのみならず、總て決議には強制力が伴はないから其效力は恰も一種の建議又は助言に異ならなかつたのであつて、之を實行すると否と

は一に州の徳義心に依る外なかつたのである。又該規約は餘りに州の權力に重きを置き、各州の貿易事項を州の権限に屬するものとなしたるに依り、屢々各州間の通商の自由を妨げ、外國に對して貿易の統一を保つ事を得ざりし事は是又聯盟の大なる缺點であつたのである。殊に最も困難なりし事は該聯盟は單に各州との關係に止り其州の人民とは何等直接の關係を有たなかつた事である。従つて議會の決議は只州に對して實行を求むる丈けであつて、人民に對しては其屬する州を通じてにあらざれば何等之を拘束する力がない。現に聯盟に於て兵員を要するが如き場合にも、聯盟は只州に對して所要の員數を割り當て其派遣を要求する丈けであつて、自ら人民の間より必要の人員を徵發し又は之を募集する事が出来ない。又戰爭其他の爲に要する費用の如きも聯盟は各州に對して分擔金を通知し其拂込を求むる事は出来るが、人民より課税として直接に取立てる事は出来ないのである。然も各州は兵員の供給に就ても、軍費の負擔に就ても、容易に其義務を果さない。特に戰爭終了後は共同の敵を失ひ目前に利害の共通を感じない事となつた爲、聯盟に對する各州の態度が一層冷淡となり、聯盟議會の如きも多くは出席者不足の爲に流會となり、偶々開會し決議するとも州に之を實行する誠意がなく、聯盟は非常な困難に陥り兵士の給料公債の利子其他必要な經費の仕拂に窮し、外國に對する條約上の義務すら之を果す能はざる事となり、人民は疲弊する、社會の秩序は

亂れる、若し此儘に放棄する時は聯盟は遠からず瓦解するの外なき有様となつたのである。

#### 第六節 合衆國憲法會議及同憲法の特質

各州の聯盟組織が右の如く不成功となりたるに依り、ワシントン其他の有力者等は大に之を憂ひ、此際時局を救ふの道は只從來の組織を根本的に改造し鞏固な中央政府を設立するの外なしとなし、各州より代表者をフィラデルフピアに招集し一七八七年五月十四日同地に於て聯盟規約改正の特別會議を開會した。是が即ち有名な米國合衆國憲法會議の序幕であつて、ロードアイランド以外の各州代表者五十五名が之に參列し、其内三十九名は最後迄出席し憲法草案に署名した。但し是等の人々は多くは州の裁判官、行政官又は議員等の經歷を有し、當時各州にて最も傑出せる有爲の人材であつて、同會議の議長たりしワシントンを始としニューヨークのアレキサンダー・ハミルトン、カネチカットのサミュエル・ジョンソン、ヴァージニアのゼームス・マチソン、ペンシルヴァニアのゼームス・ウィルソン、ペンジヤミン・フランクリンの如きは其最も錚々たる者なるが、獨り獨立宣言書の起草者たりしトーマス・ゼファアソンは當時佛國駐劄の米國公使として任地に在りたる爲此會議に出席する事が出来なかつたのである。

斯くて此會議は約四ヶ月間繼續し、九月十七日に草案全部の議定を終へ、之を各州の國民會議に提出し、一七八八年六月二一日迄に該憲法の有効條件として定められた九州の同意を得、一七九〇年五月二九日迄に他の四州も亦之に同意した。但し此憲法は全部七ヶ條より成り、先づ其冒頭に於て「吾等合衆國の人民は茲に米國合衆國の爲に此憲法を制定す」との旨を宣明し、次に第一條に於て立法部、第二條に於て行政部、第三條に於て司法部の組織及權限を定め、第四條に於て州と州との關係、新州の加入、各州と合衆國との關係を規定し、第五條に於て憲法改正の手續、第六條に於て憲法及法律の效力、第七條に於て本憲法成立の要件を規定して居る。

茲に此憲法に關して特筆すべき事は

(一) 本憲法制定者の多くは米國革命の有力者なりしに依り、孰れも過激思想に侵かされた一種の理想家なりしならんとは何人にも最も想像され易き所なるも、其實彼等の多くは極めて保守的な實際家であつて、空想に基いた極端な平等主義は彼等の最も好まない所であつた。殊に本憲法制定の當時は革命戰爭の結果人民の疲弊甚だしく、政府は非常な財政困難に陥り、社會の秩序も亦大に亂れ、革命の成功を疑ふ者さへ少からなしたのである。従て各地に保守的な反動が起り、穩健着實なる者をして次第に其勢力を得せしめ、一般の人氣は非常に非民主的傾向を帯びて居た。

即ち合衆國憲法は斯る事情の下に制定せられたものなるに依り、各州の憲法に比し遙に保守的なる事は之を想像するに難からぬのである。現に憲法會議の議事録に就て之を見るに各州代表者の勤勉振は實に非常なものであつて、彼等が恒久的中央政府を樹立する爲如何に苦心したかは容易に之を知る事が出来るのである。併し彼等が人民の爲に平等の權利を確立するとか、又は民主的政治の基礎を定めるとか云ふ事に就ては何等努力の跡を窺ふ事が出来ないのみならず、デーリー、ランドルフ、マヂソン、ハミルトン、モーリス、キング其他代表者中の錚々たる人物は、概ね革命後に於ける州の政治の實際に愛想をつかし、擧つて民主政治の弊害殊に多數者による暴政の危険を説き、少數者保護の必要を主張する等孰も非常に非民主的な意見を述べて居り、選舉權問題に付討議の際の如きモーリス及キングは連りに選舉資格の一として財産所有の必要な事を主張し又マヂソンは將來人口の増加するに従ひ多數の無資産者の跋扈時代の來るべき事を憂へ、斯る危険に對し豫め準備し置くべき必要ありとの説を述べたるが、此問題は財産の種類及價格に付各州代表者間に意見の相違を生じた爲結局各州の自由に任する事となしたるも、以て當時の有力者の意嚮を察する事が出来るのである(第六章第二節參照)。

(二) 憲法會議の目的は聯盟規約を修正する事に限定せられ、各代表者の權限も亦其目的の範圍内

に限られて居た。而して該規約第八條に依れば同規約を變更するには聯盟議會の一致の決議を経各州の立法部の同意を要する事となつて居たにも拘はらず、同會議は全然新たな憲法草案を議定し且九州の同意を得れば夫にて效力を生ずべき旨を規定し、之を各州の立法部に提出せず、各州の特別の國民會議に提出したのであつて、其行動は明かに聯盟規約に違反して居たのである。然も此憲法を有効と認むるのは該憲法は合衆國の全人民を以て合衆國の権力の源となし、此憲法が該権力の源たる合衆國の人民に依りて制定せられた爲であつて、之を一の革命的事實と認め、聯盟規約とは何等關係なきものと見做して居るのである。従つて若し十三州中の或州が其效力に對して異議を申出する時は充分問題となるべき性質のものなるも、幸にして右の議案は一七九〇年迄に十三州の國民會議の同意を得たるに依り何等問題となる事なくして済んだのである。

(三) 從來の合衆國が單に獨立國たる十三州の聯盟に過ぎなかつたのを、本憲法に於ては全然其組織を改め、未だ世界に類のない一種特別の新國家を創設した。即ち一方に於て各州の獨立を保存すると共に、他方に於て是等の諸州を打つて一丸とした新國家を建設し極めて有力な中央政府を組織した。蓋し從來鞏固な中央政府を有たなかつた事は聯盟組織の大缺點であつて、此缺點を矯正する事が憲法制定の主たる目的であつたのである。されば憲法會議の劈頭に於て先づ其根本方

針として「最高の権力を有する中央政府を組織すべし」との決議を通過し、該決議に基き鞏固な實力ある政府を組織する事を努めたるも、同時に州の自由權にも重きを置き、所謂州權保護の爲に特に大なる注意を加へた事は最も特筆すべき事である(第三章參照)。

(四) 憲法制定者の間に二つの矛盾した大きな目的があつた事は吾人の最も注意すべき事である。即ち彼等は一方に於て各州を打つて一丸となし、少くとも外部より見れば統一せられた鞏固な中央政府を有する一の獨立國を創立する事を企てたと同時に、他方に於て何處迄も各州の獨立を維持し、出來得る丈け充分に彼等の從來の権力を擁護し様としたのである。而して彼等の最も困難とした所は當時各州に於て州權擁護者の勢力が極めて旺盛なりし爲、若し是等の人々をして州の獨立權を無視するが如き疑を起さしむる時は、憲法批准の場合に否決の運命に遇ふべき恐れが尠からなんだ事である。是れ彼等が合衆國と各州との間の権力の分配に付最も大なる苦心を累ねた所以であつて、同憲法中屢々曖昧な規定を設け又は用語に多くの矛盾を避くる事が出來難かつたのも實は是等の苦心の結果であると見做されて居る。例へばコンフェデレーション即ち各州聯盟時代の合衆國が憲法制定後の合衆國と全然其組織を異にするに拘はらず、尙ほ依然として The United States of America なる複數の舊名を襲用し、又は屢々其代名詞として The Union を

る文字を用ひて居り、吾人をして憲法制定者が果して自己の造つた國家の性質を理解し居たるや否を疑はしむるのであつて、後に南北戦争が起つたのも實は其曖昧な憲法の規定が大なる禍をなしたのである(第三章参照)。

(五) 本憲法制定以前の合衆國即ち十三州の聯盟は單に州と州との關係を規定したのであつて、州の人民に對しては何等直接の關係がなかつたのである。然るに本憲法は合衆國と州、及州と州との關係を規定すると共に合衆國と各州の人民との間に直接の關係を結び、合衆國に對して或特定の事項に關し直接人民に命令する權利を與へ、兵員の募集又は租税の賦課に就ても合衆國自ら人民に命令し得ることとした。

(六) 本憲法制定者はモンテスキューの三權分立主義を金科玉條となし、立法、行政、司法の機關を分立せしめ、各機關をして自由に其機能を發揮せしむる事を以て政治の最も有效な方法なりと認めたるも、同時に彼等は權力の横暴を恐れ、政治の最も安全な保障は各機關の間に勢力の均衡を維持せしめ、之をして互に牽制せしむるにありとなし、本憲法の各所に矛盾した是等の二つの思想を應用し恰も鶴式奇觀を呈して居る(第七章参照)。

(七) 本憲法が司法の優越權を認めて居る事は其大なる特色と見做されて居る。蓋し同意法は合衆

國と州との權限を區別し、政府の各機關の權限を定め、人民の或種類の權利に對し安全の保障を與へて居る(第四、第六、第七章参照)。而して是等の權限並に權利は司法權をして保護せしむる事となし、合衆國大審院に對し最高の權力を與へて居る。但し司法優越權の思想は決して米國のみ特有なものではなく、英國に於ても佛國に於ても嘗て政治上大に争はれた問題なるが、孰れも議會萬能主義の爲に勝を制せられたのであつて、憲法の制度として今日之を實地に行ふて居るのは獨り米國あるのみである(第四章第一節第九項参照)。

(八) 従來の聯盟會議は一院制なりしも、一院制は輕卒に事を決する恐ありとなし、二院制を採用する事にした。蓋し二院制は祖國のイギリスに於ても又米國の各州に於てもデラウェア及ペンシルヴァニアの外は植民時代以來既に久しく實驗された制度であつて何等革新的のものではない。但し各州より選出する代議員の數に就ては大州と小州との利害が一致しない爲甚だしい議論を生じ、其爲一時會議の破裂を見んとするが如き危険に陥りたるも、妥協の結果上院は各州より其大小に拘はらず二人宛の議員を出し、下院は各州毎に其人口の多少に比例し一人以上の議員を出す事とした。

(九) プレシデント即ち大統領を合衆國の行政首長とする制度はガヴァナー即ち知事を行政首長と

する州の制度を模倣したのであつて、或州にては嘗て其行政首長をガヴァナーと云はずプレジデントとさへ云ふて居た。但し憲法會議の際行政權を一人の首長の權限となすべきや、又は其輔佐機關として之に特別の議事機關を附すべきやに付可なりの議論があつたのであるが、結局之を大統領一人の權限となし、只濫用の恐ありと思はれる官吏任命及條約締結に就てのみ上院の同意を要すとの條件を附し、之に依りて大統領の專斷を豫防する事とした。又大統領の任期に就ては、或は終身説を主張し、或は一年説を主張する等種々なる意見がありたるも、妥協の結果之を四ヶ年制となし、同期間内に於ては彈劾に依る場合の外は國民の信任如何に拘はらず交迭せしめない事とした。更に又任命の方法に就ても兎角の議論があつたのであるが、之を人民の直接の選舉となす事は極端な民衆政治の弊に陥る恐あるに依り、斯る弊害豫防の一方法として複選舉制度を用ゆる事となし、各州に於て選舉人を選挙し、該選舉人をして大統領を選挙せしむる事とした。併し選舉の實際に就て之を見るに、複選舉は只名のみであつて、選舉人は其實各自の黨派の大會に於て定められた大統領候補者に對して投票する事となつて居る。

(十) 本憲法が假令獨立戰爭後の悲觀時代の產物である爲に、共和國の作品としては民主的色彩の極めて乏しいものなる事は前に述べた通りなるが、茲に最も注意すべき事は米國の國民性の基礎

となるべき多くの材料が之と反對に極めて民主的要素に依りて満たされて居る事である。例へば米國は全然新開地であつて、土地が廣く、人口が稀薄で、王室もなければ、貴族もなく、何等階級的社會を組織すべき歴史も因縁もない。云はゞ廣濶自在な別天地であつて其處に總てが極めて自由な發達をなしたのである。又米國人が金科玉條として尊崇する獨立宣言書には極端な民主的文字が並べられて居り、假令夫が革命時代の特殊心理から生れ出たものであるとしても、其言々句々は一般の米國人が常に建國の精神として遵奉する所であつて、夫が自然と國民的理想の標準となつて居る。更に又各州殊に西部に於ける新入の諸州に於ては、他の地方よりの移住を奨勵する爲、競て機會均等主義を鼓吹し、人間の平等の權利を高調した爲、夫が自然と一種の國民性を陶冶した。即ち是等は孰も皆米國人の民主思想を培養する種となつたのであつて、合衆國の最初の憲法が極めて非民主的なるに拘はらず爾來一年民主的政治の發達を見るに至りし所以である。

(十一) 次に憲法會議の特色とも云ふべき事は夫が最も嚴重な秘密會議であつたことである。今なれば先づ第一に新聞紙又は畫報に寫眞が出る。重なる議員の感想又は意見が發表せられる。議會に何派何黨の代表者が押しかけると云ふことを普通とするも、當時の會議は之と反對に議場附近の道路を遮斷し、要所に哨兵を配置し、公衆の入場は勿論接近することさへ之を禁じ、且議場に

於ける各議員の賛否を議事録に登載せざる事としたのみならず、議事の内容は會議閉會後と雖も各議員存命中は斷じて公表せざる事を約したるが、右の秘密は極めて嚴重に維持せられ、憲法案其ものさへも會議閉會の四箇月後、各州の國民會議に提出せらるゝ迄全然秘密に附せられたのみならず、當時の議事録は只要領丈けの日記に止り、夫すら一八一九年即ち會議閉會の二十二年後迄公表せられなかつたものである。此秘密會議の事に付云ひ傳へられた一の珍談がある。夫は嘗て議員の一人が議場に於て或議題の寫を作り誤て失はした處、夫が偶々ワシントンの手に入つた。そうすると謹嚴なワシントンは議事の終りに臨み靜に立つて諄々と秘密の必要な事を説き、「茲に斯様なものがある。之を其所有主に返還する」と云ひながら右の寫を机の上に置き、極めて不興な面持で退出した。處が誰一人夫を自分のものだと思ひ得なかつたとの事である。以て如何に彼等が會議の秘密を保つ事に努めたかを知るに足るのである。されば會議の内容は斯る簡單な議事録と若干の口稗とに依りて傳へらるゝ外は、殆ど其實況を知るに由なく、議員の死亡と共に暗中に葬り去られたるが、茲に其例外となすべき事は、ニューヨーク州大審院長ロバート・エーツが一八二一年に至り當時の備忘録を發表したるも、右は同人の會議出席期間なる最初の四十日間の日誌であつたのみならず、其記する所は只議事の一斑を示すに止り、極めて不完全なものな

りしが、幸に該會議の中心人物として最も善く活動したゼームス・マチソンの同會議全體に亘る極めて廣汎な覺書が同人の死後發見せられ、一八四〇年即ち會議閉會後五十三年目に至り中央政府に於て之を買收した爲、漸く該會議の内容を稍詳にする事が出来る様になつたのである。蓋し會議を秘密にしたのは世間の物議を避け、議事の進行を容易ならしめんとの注意から出たのであつて、當時各州は非常に混亂の状態にありたるに依り、若し議事の内容を公表する時は、忽ち無責任者の煽動を挑發し、憲法制定の目的は到底之を達する事が出来なかつたのである。然も多くの困難な問題がありしにも拘らず、遂に克く之に打勝ち、百數十年を経た今日迄極めて僅少な修正を加へた外、一般の米國人が金科玉條として尊重する此憲法を制定し得た事は、各議員の熱心な努力に依るとは云へ、會議の秘密主義も亦大に與つて力ありと云はねばならぬのである。

#### 第七節 合衆國憲法修正及其運用

最後に本憲法の一特色として注意すべき事は之を改正する手續の甚だ煩瑣な事である。即ち其第五條に依れば本憲法を改正するには、議會の三分の二の決議又は三分の二の州の立法部の請求と、四分の三の州の立法部又は州民會議の同意を要する事になつて居り、其通過は中々容易でないので

ある。現に憲法實施以來今日迄約百四十年の間に提出せられた憲法修正案は、約三千の多きに達したにも拘らず、其内成規の手續を経て確定したものは僅に十九條に過ぎないのであつて、憲法修正が如何に困難であるかは之に依つても略推察する事が出来るのであるが、各州より上院に同數即ち二名の代議員を送る權利に就ては更に嚴重な規定を設け、其州の同意がなければ其權利を剝奪する事が出来ない事になつて居る。即ち第一回の修正は憲法修正第一條より第十條迄の追加であつて、是は最初憲法草案が各州の州民會議に提出せられた際、同法案中國民の權利の保障、則ち住居、身體の安全、宗教言論出版集會の自由、及財産の保護等に關し中央政府の立法を制限するに足るべき規定を設けなかつた爲、此點に付自由主義者側より猛烈な反對を受けたるに依り、原案維持者は該憲法に中央政府の權限として列記せられざるものは中央政府の權限に屬せざるものと解すべきものなれば、其權能に屬せざる或ものを否定的に列記する事は其必要なのみならず、却て中央政府に對し反對の口實を與ふる恐あるに依り、斯る規定は寧ろ之を設けざるに若かずと説きたるも、當時各州の憲法には大抵此種類の規定を設け居り、國民の多數は殆ど習慣的に憲法の規定は斯くあるべきものと思惟したのみならず、各州の州民會議に於て憲法批准の際右に關する規定の追加を希望する旨を決議したるもの多かりしに依り、一七八九年に開會の第一回議會に於て其希望を纏めて八箇

條となし、別に「此憲法に依りて合衆國に或權限を賦與する事は人民に對して其保有する他の權力を非認したるものと解すべからず」又「此憲法に依り合衆國の權限として定められ又州に對して禁ぜられたるものを除く外、總ての權力は各州及人民に之を留保す」との二條を加へ、全部十條として之を通過し、一七九一年迄に四分の三の州の批准を得其修正を確定した。従つて是等の追加は形式に於ては修正なるも其實原憲法の一部と見做さるべきものである。

第二回の修正は同憲法修正第十一條に於て合衆國の司法權は或個人より州を被告とする訴訟に對して管轄權を有せざる事を規定したものであつて、一七九四年の議會を通過し一七九八年迄に確定した。

第三回の修正は憲法修正第十二條に於て大統領副大統領の選舉の方法を改正したものであつて、從來は選舉の際高點者を大統領とし次點者を副大統領となしたるも、爾後は其選舉を各獨立のものとなし、夫々其高點者を以て當選する事に改めたのであつて、一八〇三年に議會を通過し一八〇四年に確定した。

第四回の修正は南北戰爭の結果北部の勝利となりたるに依り、其主張を貫徹する爲憲法修正第十三條より第十五條迄を追加したものであつて、第十三條は黒人の奴隸を解放し之に白人と同等の待



遇を與ふべき事を宣言せるものなるが、一八六五年に議會を通過し同年確定、第十四條は主として合衆國及州の公民の定義及州の立法に對し人民の生命自由財産の安全を保障する規定であつて、一八六六年に議會を通過し一八六八年に確定、又十五條は公民の選舉權は人種の皮膚の色の相違又は嘗て奴隸たりし故を以て剝奪すべからずとの規定であつて、一八六九年に議會を通過し一八七〇年に確定した。

第五回の修正は憲法修正第十六條に於て合衆國議會に所得稅賦課の權能を與ふる事を明かならしめたるものなるが、從來此問題に關する憲法の規定が甚だ明瞭を缺き合衆國大審院の判決も亦區々に分れたるに依り、長き間の運動の結果、一九〇九年の議會を通過し一九一三年迄に確定した。

第六回の修正は憲法修正第十七條であつて、上院議員は從來各州の立法部に於て選舉したるものなる處、之を各州公民の直接選舉としたのであつて、一九一二年の議會を通過し一九一三年に確定した。蓋し各州に於て進歩主義が旺盛となり、從來の間接選舉制度の弊害に對し反感を生じた結果である。

第七回の修正は憲法修正第十八條に於て酒類を飲料の目的で製造販賣運搬輸入又は輸出する事を禁じたものであつて、一九一七年に議會を通過し一九一九年に確定した。

第八回の修正は憲法修正第十九條に於て婦人に選舉權を與へる爲米國公民は男女の區別により選舉權を拒まるゝ事なしとの規定を設けたのであつて一九一九年議會を通過し一九二〇年に確定した。斯くの如く合衆國憲法は極めて稀に修正せられ、今日の憲法を以て百四十年前制定當時の夫れに比較するに其變化の跡は甚だ寥々たるものなるが、吾人は是と同時に憲法の陥缺が多く年々議會に依りて制定せられる幾多の法律に依りて補充せられ、又其解釋が屢々裁判所の判決に依りて左右せられるのみならず、其實際上の意義が政治機關を運用する政黨の習慣に依りて定められつゝある事を知らねばならぬのは前章に於て述べた通りである。蓋し法律に依りて憲法を改正する事の出來ないのは云ふ迄もない事なるが、法律の規定する所は必ずしも政治の些末に屬する事であるとは云ひ難い。例へば立法、行政、司法の各部の組織に關する事は合衆國憲法上議會の權限に屬するものと認められ、議會は法律に依りて夫等の組織を定めて居る。又裁判所の判決も、政黨の習慣も、憲法又は法律の明文を變更する事は出來ないが、其意義は屢々其爲に變更せられて居るのであつて、實際の政治を支配するものは必ずしも憲法のみでなく、法律もあれば、判決もあり、政黨の習慣もあれば、政治上の道德、又は學者の意見もあり、然も夫等は皆社會の變遷及人事の移動と共に絶えず變化しつゝあるものなる事は吾人の記憶して置かねばならぬ所である。

## 第三章 合衆國及各州の國法上の性質

米國は世界に於て新奇な且つ最も複雑した組織の國家であつて、上に中央團體たる合衆國（附屬領土を含む）があり、下に夫々獨立の國たる四十八州がある。而して其形に於て合衆國は是等の州の聯合國なるが如き觀あるも、其實各州の人民が其屬する州の境界に關係なく集合して一國民となり、各州全體の境土の上に建設せられた一の獨立の國家であつて、州其のものゝ聯合したものにあらざると共に、是等の各州も亦單なる地方自治體の如きものでなく、孰れも合衆國と同様に其州の人民に依り其境土の上に組織せられた獨立の國家である。

されば合衆國の權力は普通聯邦の場合に其權力が該聯邦組織の單位たる各國より移讓されて居るのは大に其趣を異にし、主權の源たる人民より其制定せる合衆國憲法の規定に依り其固有の權力として與へられたものであつて、各州から其權力を讓與せられたるものにあらざると共に、各州の權力も亦地方の自治團體が中央政府より其權限を委任せられて居るのは其性質を異にし、合衆國の場合と同様に、自己の人民より其憲法の規定に基き、其固有の權力として與へられたものである。

是れ米國が他の國家と大に其趣を異にする所であつて、二重人民及二重領土の組織を以て國家の根幹となし、同じ人民が一方に於て合衆國の人民であると同時に他方に於て其居住する州の人民であり、又同じ地方が一方に於て合衆國の境土に屬すると同時に其所在地の州の境土に屬し、合衆國及州の權力が同一の人民及境土に對して同時に行はれると云ふ極めて奇妙な政治を出現して居るのであるが、合衆國憲法は合衆國と州との關係を圓滿にし其衝突を避けしむる様列記的に合衆國の權限を定め、其權限の範圍内に於ては合衆國を以て最高の權力者となし、各州は是に對して絶対に服従すべきものとなすと同時に、他の事項に就ては反對の規定なき限り總て之を各州の權限に屬せしめ合衆國と雖も斷じて之を侵すべからざるものとなし、一方に於て鞏固な中央政府を樹立すると共に他方に於て州の自治權を極端に保存して居るのであるが、米國の政治の特徴は蓋し中央と地方との二重政府の對立と其協力とが極めて圓滿に行はれて居ると云ふ點にあるのである。

今翻て合衆國憲法の規定に就て之を見るに、先づ其前文に於て「吾等合衆國の人民は……茲に米國合衆國の爲に此憲法を制定す We, the people of the United States,……do ordain and establish this Constitution for the United States of America.」の旨を宣言し、以て合衆國を組織し此憲法を制定した者は合衆國の人民であり、合衆國の權力は是等の人民から直接に與へられた

ものであつて、各州から委任せられ又は移讓せられたものにあらざると共に、合衆國が其外形の如く各州の聯合に依りて組織せられたものでなく、各州全體を一の領土とし、其領土内の人民全體を一の國民として作り上げられた一の國家である事を示し、同時に同法第四條第三款に於て「州の管轄内に於て新に州を組織し又は建設し、若くは二州又は二州以上の州又は其或部分を併せて新に州を組織する場合には、議會及關係者たる州の立法部の同意を要す」と規定し以て合衆國と共に多數の州の存在する事實を認め且其存在の安全を保障し、更に又同法追加第十四條第一款に於て「合衆國に於て出生し又は歸化し其管轄に服従する者は總て合衆國及其居住する州の公民とす」と規定し、各人民は合衆國の人民であると共に其居住する州の人民であり、一人にして同時に二箇の國家の人民である事を認めて居るが如くである。又同法第六條第二款に「合衆國憲法法律及條約は國の最高法にして各州の裁判所は州憲法又は州法律に牴觸する場合と雖も其拘束を受く」と規定し、同法追加第十條に「此憲法に依りて合衆國に移讓せられ又は各州に禁止せられたものを除く外總ての權力は各州及其人民に之を保留す」と規定し、合衆國と各州とが互に其權力を限定せられ、各其權限の範圍内に於て最高の權力を有し、人民は合衆國の權限の範圍内に於ては合衆國の人民として合衆國に服従し、州の權限の範圍内に於ては州の人民として州に服従すべき事となつて居る。

然るに茲に吾人の注意を要する事は、合衆國憲法制定者の間に二つの大きな矛盾した目的があつた事である。即ち彼等は一方に於て少くとも外部より見る時は各州を打つて一丸とした鞏固な一の國家を組織すると共に、他方に於て各州の獨立を損する事なく、出來得る限り從來の組織及權力を保存せんとしたのであつて、既に合衆國憲法が合衆國の人民に依りて制定せられ、合衆國が各州全體を境土とした是等の人民の集りから成立つたものであると認めながら、之と同時に合衆國を以て各州から成立つた一の聯合團體であるとの觀念を棄てることが出来なかつたのである。尤も彼等自身には斯る思想の矛盾が無かつたかも知れないが、少くとも彼等の背後にある多數人民又は有力者の中には中央集權主義と異つた幾多の矛盾した思想があつたのである。是れ彼等が合衆國憲法制定の際合衆國に賦與すべき權限と各州に留保すべき權限とに就き大に苦心した所以であつて、同憲法中多くの規定が是等の矛盾した希望又は意見の妥協から成立ち、其條文及用語が往々曖昧且つ不徹底なのを免れないのは主として右の理由に依るに外ならぬのである。現に同憲法に依りて組織せられた合衆國は同法制定以前に於ける州の聯盟と全然其組織を異にするに拘らず、同憲法は其國名を従前通り米國合衆國 The United States of America と呼び、又之を略して聯合國 The Union と云ひ、合衆國は恰も從來と同様に各州から成立つた聯盟又は聯合國なるが如き外觀を呈するも、些

細に之を吟味する時は、合衆國と各州とは第五章に於て説明する通り互に獨立して居り、其間に何等聯合的特殊の關係を結ぶものにあらざる事を發見するのである。尤も同憲法には第二章に於て説明し置きたる如く大統領及議員の選舉に關し、州を以て其選舉の單位となし、殊に上院議員に關しては各州より二名宛均等に選出する制度を設くる等、一見各州は合衆國の組織の單位なるが如き觀を呈するも、右は單に州を以て合衆國の一の選舉區となし、之に依りて「合衆國の全人民」の代表者たる大統領及議員を選舉する方法を定めた迄の事であつて、州の利害を代表する爲のものではないのである。勿論政治的に云ふ時は憲法制定の當時は州權説が極めて盛なりしに依り、同法中には州の利害を保護する爲可なり大なる注意が拂はれ、殊に各州は獨立國として嚴然其存在を認められて居るのであるから、合衆國は恰も是等の州の聯合國なるが如く、大統領及議員の選舉は恰も州の利害を代表する爲のものなるが如く感ぜられるも、法理論としては決してそうでない事は前に述べた通りである。

然らば各州憲法の規定は何う成つて居るかと云ふに、建國當時の十三州の最初の憲法中、マサチューセツツ憲法第四條、及ニューハンプシャー憲法第七條には「本州の人民は自由、自主及獨立の國家として自治の專守並に獨占の權利を有す」The people of this state have the sole and ex-

clusive right of governing themselves as a free, sovereign and independent state. と規定し、ペンシルヴァニア憲法第三條、ヴァーモント憲法第四條、ノース・カロライナ憲法第二條、メリーリランド憲法第二條には、「本州の人民は州内の警務の支配及整理に關し專守、獨占並に固有の權利を有す」The people of this state have the sole, exclusive and inherent right of governing and regulating the internal police of the same. と規定し、又カネチカット憲法にも、「本州は永久不變の自由、自主、獨立國たる共和國なり」A Republic which shall forever be and remain a free, sovereign, and independent state. と規定し、其他の諸州も之と大同小異の事を規定して居る。以て各州が其憲法の解釋上自主獨立の國家であつて、單なる政治機關にあらざる事を知るに思はれる。

此問題に關し嘗て中央集權説と州權説とが互に火花を散らして大に相争ひ、遂に南北戦争となり中央集權説の勝利と成つた事は米國憲法史上有名なものなるが、其意見は可なり合衆國及州の國法上の地位を説明するに足るものである。即ち

第一説は主として南部諸州に於ける州權派に依りて唱へられたものであつて、其説に依れば合衆國は憲法制定前に於ても又憲法制定後に於ても共に州と呼ばれる多數の獨立國の單なる聯合に過ぎ

ないのであつて、合衆國自身は決して獨立國の資格を有するものではない。現に憲法會議に於て最初の決議文中合衆國の事を云ひ顯はす爲 Nation 又は National なる文字を用ひたるも右は後に至り總て同決議文より削除せられ、合衆國の名稱としては聯盟時代の通り The United States と云ふ複数の文字を其儘用ひて居る、從て合衆國憲法制定前の聯盟規約が獨立國たる十三州の間の條約でありし如く、合衆國憲法も亦獨立國たる多數の州の間の條約であつて、各州は此條約に依り其權力の一部を割いて之を合衆國に委任したのに過ぎないのである。故に若し合衆國が右の委任に違反し、其權限を超越したと認めらるべき行爲をなすならば、各州は自己の見解に依り其行爲の無効な事を宣言し得べく、又各州が合衆國に加入して居る事は各自の自由の權利に基くものなれば、是より脫退する事も亦各自の自由の權利に屬するものであると云つて居るのであるが、此意見を最も徹底的に主張したのは米國南部に於て政治哲學者として有名なジョン・シー・カルフーンであつて、同氏は主權は不可分なりとの説を前提として、合衆國と州とが共に獨立國であると云ふ説に反對し、各州は孰も完全な獨立國であつて、未だ其主權の如何なる部分をも他に移讓した事がない、然も合衆國は州が其權力行使の機關として之を創設したものなれば、之を放棄し又は之より脫退する事は全然州の自由の權内にあると云ふ説を主張したが、此説は單に學問上の意見として主張せられた計りでなく、政治上

の實際問題として南北戰爭以前南部諸州に依りて屢々唱へられたのであつて、南北戰爭の直接の原因は實に此問題に關する北部と南部との意見の衝突にあることは歴史上極めて著名な事實である。

第二説は之に反して合衆國を以て一の獨立國となし、合衆國憲法制定以前の聯盟時代には單なる十三州の聯合に過ぎなかつたものなるも、同憲法制定以後は全然夫と法律上の性質を變更し、各州全體が一の國家を形造り直接に其人民を支配する事となつたのであると云ふのである。云ひ換へれば合衆國は多數の獨立國の一時の聯合ではなく、社會、經濟及政治的連鎖に依つて永久的に結合せられた各州の全人民の一大政治團體であつて、其權力は決して聯合各州から委任せられたものでなく、直接人民より固有の權力として與へられたものである。從て合衆國憲法は多數の州の間の條約でなく、合衆國と云ふ國家の最高の法規であつて、其最高の解釋權は合衆國に專屬し、各州は其解釋に依りて拘束せられるものなれば、自己の都合に依りて自由に合衆國より脫退し、又は自己の勝手な解釋に依り合衆國の法律の有効無効を定める如き權能はないと云ふのが其主張の要點である。斯る意見を最盛に主張し、カルフーン等の南部の州權論者に對抗したのはダニエル・ウェブスターであつて、同氏は主權は不可分なりと云ふカルフーンの説には反對せざりしも、州のみが絶對の獨立國であると云ふ同氏の説には全然反對であつたのである。蓋し斯の如き思想は憲法制定當時より

多數の穩健な人々の抱いて居た所のものであつて、同法制定者の一人として有名なヴァージニア州のマチソンは州の代表權の問題に關し、「合衆國が嘗て單なる州の聯合に過ぎなかつた時代に於ては各州に對し均等の代表權を與へねばならぬと云ふ理由がありたるならんも、聯邦政府 The Federal Government の代りに國家的政府 The national Government を建設せんとする今日に於ては斯る理由は認められない」と云ひ、同じく制定者の一人たるニューヨーク州のハミルトンは最高の權力ある中央政府を建設すべき必要ある事を説き、各州の知事は之を中央政府に於て任命し、立法事項は總て之を中央議會の權限に屬せしむべしとさへ論じ、同會議の記録には斯の如き種類の意見が殆ど其各葉に現はれて居るのみならず、該會議の空氣に憤慨して中途より退席したメーリーランドの代表者ルーサー・マーチンが其退席理由書中に、「吾々の同僚諸氏の計畫する政府は國家的政府であつて聯邦政府ではない(a national not federal Government)」、又其目的は州政府を保存し之を保護せんとするのでなくて之を廢止し又は撲滅せんとするのである」と述べて居る。以て是等の人々の合衆國建設に對する意嚮を察知するに足るのである。尤も憲法制定の際州權者側からの反對を恐れた爲、往々曖昧な規定を設け、不明な用語を用ひ、努めて各種の意見を妥協せしめた事は何人にも認められる所であつて、當時の事情に於て誠に已むを得ざりしものなりとは云へ、之が爲合衆國と州

との法理上の關係を曖昧ならしめ、州權論者に幾多の口實を與へたのは、同憲法の最も大なる缺點であると云はねばならぬ。

併し右の兩説の可否は之を別とし、兩者の意見の分る所は多くは奴隸制度及地方の經濟問題其他に關する南部と北部との實際上の利害の相違に基くのであつて、到底妥協の餘地がない。茲に於て北部の中央集權論者は最早此上は法理上の解釋如何に拘はらず、實際問題として合衆國の現狀は何處迄も之を維持せねばならぬと主張し、南部の州權派も亦之に對して強硬な分離説を主張したるが、一八六〇年の大統領選舉が北方派の勝利となり、リンコルンの當選を見るに及び、南方派は遂に意を決して合衆國より分離の旨を宣言し南部聯合國を組織した。右に對しリンコルンは翌年三月四日大統領就任式に臨み、合衆國は萬世不易の國家として成立し、州は其制度を維持すべき事を誓約したもののなれば、州が單獨に此大精神を動かす事は不可能であるとの旨を宣明し、南部諸州に對して之を平和的に解決せん事を求めたるも、勢の激する所は如何とも爲し難く、遂に南北戦争となり武力の解決に訴へたるが、其結果は北方側の勝利に歸し、州は事實上自ら合衆國の法律を無効とする事も又合衆國より任意に脱退する事も兩つながら之を爲し得ざる事となり、事實上合衆國は一定不易の主權國であると云ふ事に確定した。

但し中央集權論者の國家説は、合衆國を以て州を基礎とする聯邦的國家と見做すものなるや、將又人民を基礎とする單一の國家と認むるものなるやに就ては明確な區別を設けて居ない様である。併し何れかと云へば彼等は多く之を以て聯邦制度のものと認むるもの如くなるも、其論據は寧ろ政治論を混同して居る嫌がある。右に付其代表的意見とも見做さるべきものは、嘗て有名なテキサス州對ホワイト事件に付合衆國大審院長チエースに依りて與へられた判決例であつて、同院長は右の判決に於て州及合衆國の法律上の地位を解釋し、「憲法上普通の意義に於てステートとは一定の地域を占領し、成文憲法に依りて認められ且制限せられた政府の下に組織せられた自由人の政治社會を意味するものなるが、合衆國憲法に依り合衆國 the United States と呼ばるゝ顯著な且つ一層大なる政治團體は、即ち該共通憲法に依り組織せられた是等のステーツの聯合體 the union of such states であつて、之を組織するステーツ及人民を以て一つの人民及一つの國家 one people and one country を形造つて居る」と云ふて居り。一見した所では合衆國を以て各州から組織せられた聯合國と見做す様ではあるが、同時に之を一つの人民及一つの國家と認めて居り、其意義が甚だ明瞭を缺いて居る。更に又マヂソンは合衆國憲法批准戰の際、フェデラリスト第三九號に於て、「憲法は嚴正な共和主義」と題する紐育市民宛公開狀中、「本憲法は獨立國たる州の人民に依り批准せられ

るべきものにて、其批准は州としての行爲なる事、合衆國の權力の源は合衆國の全人民である事、或事項が州の權限に屬し合衆國の權力が限定せられて居る事、憲法修正の場合に夫が人民の投票を基礎とせず州の賛同を基礎とするも、之と同時に定數の州の賛同を必要とし州全體の賛同を必要とせざる事等の事情を考慮すれば、合衆國憲法は嚴正に云へば聯邦制にあらず、單一國家制にもあらず、兩者を併せたものである」との双股主義的意見を述べて居る。併し之は法律論と云ふよりも寧ろ政治論であつて、市民の批准を要望する爲には已むを得ざるものと云ふべきか。右に關し吾著名な憲法學者中には「合衆國を以て一應聯邦組織の國家と認むるも、該聯邦を組織して居る各州は中央の權力に隸屬し之に制限せられて居るものなれば、若し最高權を有する事が國家の要素でありとすれば、是等の州は眞の國家ではないと云ふ結果になる。従て國家たる性質を有つて居るのは唯合衆國夫自身のみであつて、之を組織して居る各州は其下に隸屬して居る一種の地域國體たるに過ぎぬものなれば、獨立の國家たる性質を有するものではないと云ふ事になる。斯う云ふ考が果して正しいか何うかは同じ聯邦國たる獨逸に於て激しい議論があつて、國家の權力は必ずしも最高權たるを要しないと云ふ説を唱へる人が尠くないのであるが、歴史的因習を離れ單なる理論より云ふ時は聯邦各國は眞の國家ではないと云ふ方が正しいではないかと考へる」云々と云つて居る方もある。

右は一應尤だとは思考せられるも、著者の見る所では、合衆國も各州も共に合衆國憲法に依りて許された事項に就ては最高權を有するも、其他の事項に就ては孰れも制限を受けて居り、完全な權力を許されて居ないと云ふ點に於ては相方共に同様である。若し州の權力が或場合に合衆國に依りて制限せらるゝ事を理由とし、州の獨立の國家たる性質を認めないとすれば、合衆國も亦或場合に州の最高權を認め、其權力の爲に制限せられねばならぬのであるから獨立國でない云はねばならぬ事となる。然かも合衆國には獨立國の性質を認め州には之を認めぬと云ふ事は理論上矛盾の誹を免れ難いと思はれる。

併し實を云へば合衆國及州の權力が制限せられて居ると云ふことは其權力の行使が憲法の規定に依り限定せられて居ることを意味するのであつて、合衆國及州を組織する人民夫自身の本來の權力に制限があると云ふ譯では無い、否人民の權力は合衆國の人民としても又州の人民としても共に絶對無限である、只彼等は合衆國の人民であり同時に州の人民なるが故に其權力を或は合衆國の權限とし或は又州の權限として行使するも、夫は彼等の自由意思に依り決定するのであつて何等他からの掣肘又は束縛を受けてするのではない、此意味に於て合衆國と州とは共に絶對無限の權力を有する獨立の國家なりと云ひ得べく、權力が不完全だと云ふことを理由とし國家たる資格を否認するに

は及ばないのである。尤も合衆國と各州とを別々の國家と認めず、其全體を包括するものを一つの國家と認め、合衆國政府と州政府とを該國家の權行使の機關なりと見做す解釋法もないではないが、右は其結果に於て、合衆國のみを國家と認め、州を國家と認めないと云ふ前記の意見と同様と成るのであつて、前に説明した合衆國及州の憲法の規定及其背景たる歴史的事實と相容れないのみならず、單なる理論より云ふも、之を二重國家の組織と見る事は未だ世界に類のない新例ではあるが、夫を殊更不都合とすべき理由はないと考へる。尤も合衆國憲法の規定は前に説明した通り、利害並に感情の一致しない者の間の妥協の結果出來たものなれば、條文及字句に曖昧且つ矛盾な所が極めて多いのみならず、同憲法の規定は國家と國家の機關との區別を明にせず、總てが甚だ非法律的に出來居れば、孰れの議論にも多少の缺點があり、之を徹底的に論斷する事の困難なのは云ふ迄もない事である。

併し此問題に關し、一言注意を要することは、合衆國憲法上涉外關係の事項が合衆國の權限に屬し、州は其權限を否認せられて居る關係上、國際間に於て國家の地位を認められて居るものは獨り合衆國なるに依り、州は國家にあらざるやの疑のある事である。併し國家の地位は必ずしも國際的のものとは限らない、現に或政治團體が現在の露國の如く、國際上承認されない場合にも、國內的



に完全な國家として其地位を保持する事は古來其實例に乏しからぬのであつて、國際的に無能だと云ふ事は、州に對し國家の地位を否認する理由とはならないのである。尙合衆國及州の國家としての行動は以下隨所に於て適宜に説明することとする。

## 第四章 合衆國及州政府の權限

合衆國と各州とが同一の地域内に於て同一の人民に對し權力を行使する事、及合衆國憲法は巧に其間の關係を調節し、兩政府をして夫々同憲法に依りて定められた權限の範圍内に於て最高の權力を有せしむる事は前章に於て説明した通りなるが、同憲法は合衆國政府の爲し得べき事と爲し得べからざる事とを列記的に記載し、同政府の爲し得べき事は之を右の列記事項のみに限ることとし、列記以外のことは特に反對の規定なき限り總て州の權限に屬することゝ定めて居る（修正第十條）。然るに右の列記事項は極めて概活的に記載せられ、殊に其末項に於て「議會は以上列記の權限及此憲法に依りて與へられたる總ての他の權限を實行するに必要且つ適當なる法律を制定する事を得」（第一條第八款）と規定し、議會に對して可なり裁量の自由を認めて居る。從て其解釋に就ては人々の立場に依り隨分勝手な意見を立て得べく、從來學問上にも政治上にも可なり激烈な議論があつたのであつて、之を廣義に解する者は、假令憲法に明記せずとも列記事項の目的を達するに必要な事は當然該事項中に包含するものなりとし、若し然らずして之を狹義に解釋し餘りに政府の行動を束縛する時は、忽ち國家の進運を阻害し、憲法の目的とする國民の福利を増進する事は不可能とな

ると主張し、又之を狹義に解する者は、憲法が列記的に其權限を定むる以上は其解釋は極めて嚴重でなければならぬ。然らざる時は憲法の制限は遂に無意味なものとなり、合衆國をして容易に州權を蹂躪せしめ、憲法の精神を没却することとなるべしと云ふのであつて、前者は多く北部の中央集權論者により、又後者はゼファソンを始めとし、南部の州權論者によりて主張せられ、南北戦争の頃迄合衆國及州の主權問題と關聯して猛烈に争はれたものなるが、同戦争の終了すると共に廣義の意見が次第に有力となり、狹義の意見は甚だ振はなくなつたのである。殊に近年交通の發達商工業の進歩と共に各州間の聯絡並に其統一を要する事が年一年に増大し、實際上中央政府の力に依らざれば時代の進運に應ずる事が困難となりたるに依り、其自然の結果として、合衆國政府の權力が次第に擴張せられ、從來州權に屬すと見做された範圍に侵入する様になりつゝある。併し云ふ迄もなく合衆國及州政府の權限は憲法の規定によりて定まつて居るのであつて、其規定に逆つた行動を執る事は出來ないのである。従て合衆國政府の權力が州權の範圍に侵入すると云ふ事は詰り憲法の規定を活用し其寬大な解釋を利用すると云ふに外ならぬのである。例へば衛生、風紀、其他一切の警察事項及商工業の取締等の如き、合衆國憲法上普通州權の範圍に屬すと認めらるゝ事項が、課税、郵便事務、州際商業取締等の名に於て合衆國政府の權限内の事項として取扱はれつゝあるが如き、

又近年合衆國がその國庫の豊なるに任かせ、補助金下附の名に於て、州の教育農業工業労働又はある種の社會事業に干渉しつゝあるがごとき、皆是れ合衆國政府が州の權限内に侵入しつゝあるもつとも顯著な事實であつて、米國の政治が如何に中央集權に傾きつゝあるやを知るに足るものであるが、これに對し合衆國大審院は夙に廣義の説を取り、一八一九年のマカロック對メーリーランド事件に於て、同院長マーシャルは此の點に關し極めて明白な斷案を下し、「合衆國政府の權力に一定の限界があり、これを超ゆることの出來ないのは云ふまでもないことなるが、憲法の健實な解釋としては、右の權力を行使する手段に就ては合衆國立法部の自由の判斷に任されて居るものと解さねばならぬ。若しその目的が適法であり憲法の制限内に在る場合には、同目的を達するに適當な總ての手段は、反對の規定なき限り憲法に依りて許されたものと認むべきものである」と述べ、其の後も之と同様の擴張的解釋が交通、課税、起債等の權限に關する同院の判決例に顯はれて居る。現に中央集權論者の巨壁たるルーズヴェルトの如きは、合衆國大統領は憲法に依りて禁止せられざる限り、人民の安寧及福利の爲に如何なる事をも爲し得べしと云ひ、米國としては前代未聞の廣義な解釋を主張して居るのであるが、理論は之を別とするも、事實上合衆國は既に廣義の解釋を實行して居り、輿論も亦之を認めて居る。若し今に於て合衆國の權限を狹義に解釋し之を憲法の表面に顯は

れた職務に限らるゝ者とせば、現在の内務、農務、商務、労働の各省の事務は果して如何になるであらうか、假りに合衆國政府が普通州權の範圍に屬すと認められる事務に手を染めずとする時は、華府に於ける土地局も、公園局も、教育局も、鑛務局も、其他の重要な事務局は多く中央政府から消滅せざるを得ざるに至るべく、内務省も、農務省も、労働省も、商務省も孰も皆省としての大掛りな存在の必要を見ざるに至ると云ひ得るのである。併し如何なる制度にもそれ〴〵之に伴ふ特種の利害がある。中央集權の利益とする所は概して財力の豊富な事と智力の優秀な事であつて、地方分權の長所とする處はローカル・イニシエチブの盛な事である。然らば其の孰れにも極端に流れず、其關係を最も巧に調節するには如何なる處に其境界線を定むべきや、是れ米國政治の研究上極めて必要な且興味が多い問題である。今之を合衆國政府の權限と州政府の權限との二節に分ち其大要を説明する。

### 第一節 合衆國政府の權限

合衆國政府の權限は合衆國憲法に列記せられた事項に限る事は既に説明した通りなるが、今之を外交、國防、歸化、商工業、移民、課税、教育、矯風、保健、及司法等に分類し其大要を記述し且

評論する事とする。

#### 第一項 外交

米國の外交は全然合衆國の權限に屬し、州は之に對して何等容喙する權利がない。然らば合衆國の此權限は如何なる機關に依り如何にして行はるゝものなるや、合衆國憲法には大要左の通り規定して居る。

(一) 議會は宣戰の權を有す(第一條第八款第十一項)。

(二) 大統領は議會の上院の助言及其出席議員の三分の二の同意を得て條約を締結する權限を有す

(第二條第二款第二項)。

(三) 大統領は外國使臣を接受し、米國の使臣及領事を指名し、議會の助言及同意を得て之を任命す(第二條第二款第二項及第三款)。

(四) 議會は外國貿易に關する規則を設け、輸入税を定め、公海に於ける重罪行爲、海賊並に國際法違反に對し懲罰規則を設くる權限を有す。但し如何なる州よりの輸出品に對しても輸出税を課する事を得ず(第一條第八款第一項第三項第十項及第九款第五項)。

(五) 各州は外國と條約を締結し、之と同盟又は聯合を結ぶべからず。各州は合衆國議會の同意を得

ずして輸出入税又は噸税を設くべからず。各州は又他州或は外國と協約を結ぶ事を得ず。又現に敵の襲撃を受くるか若くは危急に逼りたる場合にあらざれば戦争行爲をなすべからず（第一條第十款第一項第二項及第三項要旨）。

即ち右の或ものは議會の權限に屬し、又或ものは大統領の權限に屬し、更に或ものは議會及大統領の協力に依る事となつて居り、州は特に之に關係する事を禁ぜられて居る。今本件に關する重要な諸問題に付左に項を分つて之を評論する事とする。

#### 甲 條約締結權

##### (一) 條約締結の方法

大統領が議會の上院の助言及其出席議員の三分の二の同意を得て條約を締結する權限を有する事は前に述べた通りである（第二條第二款第二項）。然らば大統領が上院の助言を求むるのは如何な手續に依るべきものなるや、憲法の規定は餘りに簡單であつて其意義が明瞭でない。従て學者並に政治家間に種々の議論があるも、之を大別すれば二つとなる。即ち其一は大統領は豫め上院の意見を聞く事なく、條約の或條項に付自由に相手國の意見を探り、又之と或程度の協議を爲し得るも、愈々之を條約案とする場合には、先づ上院の助言を求めて其條項を決定し、之に依りて相手國との協

議を纏め、之に對し上院の三分の二の同意を求めねばならぬと云ふのであつて、其二は大統領は上院の意見を聞く事なく自由に相手國と條約案を協議決定し、最後に批准を求むる爲之を上院に提出する時は之を以て上院の助言を求めたものと見做すべきものであつて、上院の助言は其三分の二の投票を與ふるや否に依りて表示せらるゝものであると云ふのであるが、國法上の解釋としては憲法が其手續を明示して居ないのは之を大統領の見込に任し、其自由裁量に委かしたものと見るのが至當である。併し實際問題としては從來の習慣は區々になつて居り、其孰れに依るべきやは一に其條約の種類と大統領の政治上の見込とに依りて定められて居る。

蓋し條約締結に對し議會の上院の三分の二の同意を要とする憲法の制度は、米國に於て條約の締結を非常に困難ならしめ、假令行政部に於て如何に重要視する條約であつても、上院の三分の一以上の議員に依りて反對せらるゝ時は到底其目的を達する事が出來ないのである。即ち條約の鍵は上院殊に其外交委員に依つて握られて居るのであつて、夫が反對黨の支配に屬して居る場合には、條約の締結は殆ど不可能となるのである。現にウイルソン大統領が最も心血を注いだ巴里條約は此災厄に罹つて打ち潰され、又最近にワシントン會議に於て締結した四國條約は元々米國側の熱心な主張に依りて出來たものなるに拘はらず、上院が保留條件附で漸くに之を批准した事杯は其最顯著

な事實である。是れ米國行政部が條約締結に際し上院殊に其外交委員操縦に苦心する所以であつて、或場合には同委員中の有力者を全權委員として談判の衝に當らしむる事さへあるのである。現に一八一四年セントに於て英米講和條約締結の際、並に一八九八年巴里に於て米西講和條約締結の際、上院の同委員中の政府黨及反對黨の領袖を全權委員とし、又近くは一九二一年華府會議に於ても國務長官ヒューズの外に上院議員の有力者を其全權委員に任命し、殊に反對黨の首領アンダーウードを其一人に加へたるが如きは以て其用意の周到なるを窺ふに足るのである。之を要するに米國の外交は第一に大統領、第二に上院殊に其外交委員の手に握られて居るのであつて、條約が圓滑に締結せられるや否は、主として大統領の上院に對する個人的威勢、並に黨派の關係如何に依るのである。然も米國には尙此外に獨立權を誇る四十八州がある。折角大統領が賛成し上院が同意し條約が立派に締結せられたとしても、州が其實行に協力しない場合には條約は事實上其效を奏しない事がある。米國の外交を或は二重外交と云ひ、或は三重外交と云ふのは即ち是が爲であつて吾人の最も知つて置かねばならぬ事である。

### (二) 條約の目的

合衆國憲法は合衆國政府の權限を列記的規定し、右の權限以外の事項は特に反對の規定なき限り

總て之を州の權限に屬するものと定めて居る(修正第十條)。然らば合衆國政府は如何なる事柄に就て外國と條約を締結し得るものなるや、云ひ換へれば條約は合衆國憲法中に合衆國政府の權限に屬するものとして特に定められた事柄に關してのみ之を締結し得るものなるや、合衆國憲法中には之に關し何等明白な規定はないが、議會の立法權に關しては個人の權利及州權擁護を目的とせる幾多の制限的規定があるに依り、合衆國政府の條約締結權も亦是等の制限によりて拘束せらるゝものと見做すべきにあらざるや否や、是れ合衆國憲法上大に疑問とすべき所なるが、右は外國に對する米國の條約上の責任問題であると同時に合衆國憲法が州の爲に留保せる州權又は人民の爲に保障せる個人の權利維持に關する重要な問題であつて、嘗て中央集權論者と州權論者との間に於て盛に争はれたものなるが、議論の分る所は對外問題に重きを置くべきや、又は對内問題に重きを置くべきやに在るのである。右に關し州權主張者として最も有名なゼファソンは、(一)條約の目的は外國に關する事項及從來條約に依りて規定せられ、他の方法によりて規定し難き種類の事項に限られて居る。(二)憲法上州の權限に屬するものと定められた事項は條約の目的としてはならぬ。何となれば中央政府は其如何なる機關を通ずるとも之に對して何等の權限を有たないからである。(三)條約は大統領及上院の權限に屬するものであつて、下院は之に關係する權限がない、從て憲法上議會の下院の

權限に屬するものと定められた事項は之を條約の目的としてはならぬと主張して居り、嘗て合衆國大審院も亦ブレヴォスト對グレンツクス事件に於て、合衆國議會に於て制定せる法律が州權を侵害する場合に夫が無効であると同様に、條約が州權を侵す時は是亦憲法違反として其效力を有しないとの判決を下した事あるも、多數の判決例は孰も此種類の條約の有効な事を認めて居り、有力な法曹家の意見も多くは條約締結權を以て無制限のものとなし、苟も條約が一旦締結せられた上は其内容如何に拘はらず、完全な效力を有するものであつて、合衆國憲法が州の爲に留保せる州權も、亦人民の爲に保障せる權利も、何等條約の效力を妨ぐるに足らぬものと認められて居る。云ひ換へれば普通州權に屬し又は個人の權利に屬すと認めらるる事項が一旦條約の目的となる場合には、夫が除外せらるる結果となるのである。勿論此問題は米國に於て政治上極めてデリケートな性質のものであつて、政府は成る可く斯る問題を生ぜしめない事に注意し、裁判所も亦努めて此問題から遠かる事を心掛けては居る模様であるが、夫が實際の問題となる場合には常に中央政府の最高權を維持し條約の内容如何に拘はらず之を有効と認めて居る。例へば米國に於ては土地に關する問題は州權の範圍に屬するものと見做さるるに拘はらず、一七七八年の米佛條約はフランス人に對し米國內の土地所有權を認め、又一七九四年の英米條約は英國人に對し米國內の土地所有權を認めて居るのである。

るが、合衆國大審院は一八一七年チラック對チラック事件 *Chirac v. Chirac* (?) 及一八一三年フエアファックス對ハンター事件に於て當時所在訴訟地の州法が外國人に對し土地所有を禁じたりしに拘はらず、該條約の有効なる事を判決して居る。又一九〇六年同大審院はワイマン對マツケボイ事件に於て、マサチューセツツ州法に遺産の管理は該財産所在地の地方管財官の權限に屬すとの規定あるに拘はらず、同州にて死亡した露國人の遺産の管理は米露條約の規定に依り露國領事の權限に屬すとの同國領事の主張を承認し、又是と殆ど同時にミゾリー州對ホランド事件に於て、鳥類に關する取締は州權に屬すとのミゾリー州の主張に對し、移轉鳥の殺生禁止に關する事は加奈陀と米國との間を往來する鳥類保護に關する英米條約の規定によりて取締るべきものなりとなし、州の主張を否認した事は極めて顯著な實例である。

次に日本人に取り最も注意すべき事は一九〇六年加州桑港に於て起つた日本人學童隔離事件である。蓋し桑港には豫て加州學務令第一六六二條「學務局は印度人及支那人又は蒙古人系の兒童の爲隔離學校を設立することを得、若し斯る學校が特設せられたる時は右兒童は他の小學校に入るを得ず」との規定により、同市學務局に於て支那人街の一隅に東洋人學校を特設し、支那人兒童に對し隔離教育を施しつつありたる處、一九〇六年四月桑港大火の後市政紊亂の折柄、同市學務局は排日

家の指囑を受け、同年十月日本人學童に對し之を同市内一般小學校より隔離し、右の東洋人學校に收容すべき旨を命令し直に之を實行せんとした。是れ日本人に取り甚だ偏頗な處置なるのみならず、幼少な兒童をして廣大な市の各方面より之に通學せしむる事は殆ど不可能なりしに依り、在桑港帝國領事は再三市當局に對し反省を求めたるも頑として聞き入れられない。依て日本政府は已むを得ず在米大使に訓令し、米國政府に對し桑港當局者の行爲は日米條約に違反する旨を抗議せしめた處、當時の大統領ルーズヴェルトは、合衆國憲法上教育は州權の範圍に屬するものと認めたるにも拘はらず日本政府の意見を是認し、在桑港合衆國檢事ロバートデブリンをして、加州大審院及在桑港合衆國巡回裁判所に訴訟を提起せしむる事となし、前者は隔離せられた日本人學童を原告とし、隔離を實行した學校長を被告とし、原告を復校せしむるか又は復校せしめる能はざりし理由を申立てしむる命令を發せしめられん事を請願し、後者は合衆國を原告とし桑港學務局及學務監督官並に隔離を實行した學校長を被告とし衡平法上の訴訟を起し、同裁判所に對し加州學務令及桑港學務局の隔離命令を日本人に適用すべからずとの禁止命令の發給を求めた處、其後ルーズヴェルトの盡力により桑港學務局に於て右の隔離命令を取消したので、該訴訟は其儘撤回せられたが、本件は教育の如き極めて顯著な州權の事項が條約の目的として取扱はれた事を證明すべき好個の先例となるのである。

又一九一三年加州に於て排外土地法を制定し歸化權なき外國人に對し土地所有を禁止、農業地の賃借權を三ヶ年以内に制限した處、日本政府は之を以て日米條約に違反し修好親善の大義に悖るものとなし、合衆國に對し抗議した處、本件は當時太平洋沿岸諸州を中心とする米國の政治問題となつて居た爲、米國政府は日本政府の言に耳を籍さず有や無やの間に葬り去りつつありたる内、一九二〇年に至り加州は更に右の法律を改正し、歸化權なき外國人に對し土地所有禁止に加ふるに農業地の賃借其他一切の利用を禁止、ワシントン州に於ても是と略同様の土地法を制定したるに依り、同地在留日本人は之を合衆國法廷に試訴した處、同大審院は之を以て條約の規定に關係なき州の治安に關する警察上の問題なりとなし、巧に之を條約上の問題となす事を避け、警察權は州權の範圍に屬するものなれば州が此權利を行使するに當りては條約に反對の規定なき限り、極めて廣き裁量の自由を有するのであると判決し、日本人の敗訴とはなりたるも、判決の精神は日本人の土地所有權及農業借地權が條約の目的となり得る事を認めて居るのみならず、若し條約に反對の規定がある場合州權の行使が其爲に束縛せらるるものである事も認めて居るのである。

#### 乙 條約と法律との關係

合衆國憲法に「此憲法及之に準據して制定したる合衆國の法律及合衆國が其權限に依りて締結し

たる條約は國の最高法なり云々」(第六條第二項)と規定せる事は前章に於て説明した通りなるが、米國政府は此規定により「合衆國の法律は條約と共に米國の最高法であつて、其効力は全然同一である、従て若し條約と法律とが互に抵觸する時は後の日附のものが有効である」との解釋を取つて居る。是は恰も條約は相手方の同意すると否とに拘はらず、何日にても法律に依りて隨意に改廢する事が出來ると云ふのと同様であつて、國際信義の上から極めて危険な論法であると云はねばならぬのである。最も是は一の法律論であつて實際上米國が故意に斯る不信の行爲をなすものだとは認められないが、萬一條約と法律とが抵觸するが如き問題を生ずる時は、米國人の法理論として斯る結論を生ずるのであると云ふ事を注意して置かねばならぬのである。現に米國大審院が一八九三年五月十五日フォン・ユー・チン對合衆國事件に於て下した判決例は、米國の此主張を最も明確に語つて居るのであつて、心ある米人は是を以て米國の恥辱と認めて居るのである。即ち本事件の内容は支那人は如何なる種類の者でも、總て一八六八年及一八八〇年の米支條約により米國に入國し、且つ居住する權利を認められて居る。然るに米國は一八八八年制定及一八九二年修正の支那人排斥法により支那人労働者の入國を禁止したるに依り、在米支那人は一致團結の上大に資金を醜集し、フォン・ユー・チンの名義にて合衆國法廷に對し該法律の効力を試訴した所が、同大審院は「該支那人

排斥法は一八六八年及一八八八年の米支條約に抵觸して居るけれども無効ではない、何となれば議會の制定する法律は元來條約と同等の効力を有するものなれば、右の米支條約は後に制定せられた法律即ち支那人排斥法によりて改更せられたものである。若し支那政府に於て之に異議があるならば夫は外交問題として別に救済を求むべきものである」と判決したのであつて、是と類似の判決例は一九〇四年のヒジョー對合衆國事件、一九〇二年のリー・ヴェン・タイ對合衆國事件にも顯はれて居り、他にも其例が尠くないのである。更に是と稍種類を異にするも條約問題と關聯して吾人の注意すべき事は、パナマ運河通過料の問題である。蓋しパナマ運河開鑿並に管理の問題に就ては多年英米の利害が一致せず、久しく紛議を累ねつつありたる處、一九〇一年米國國務長官ジョン・ヘイと駐米英國大使バウンスフォートとの手に依り、ヘイ・バウンスフォート條約The Hay-Pouncefote Treaty が締結せられ、英國は從來の主張を一切放棄し、米國に對し單獨にて同運河を開鑿し、管理し、且つ是に武装を施し、戰時に際し之を閉鎖する權利を認め、其代償として同條約第三條に「パナマ運河は各國 all nations 又は其公民に對し偏頗とならざる様全然均等の待遇を與ふべきものとす」との規定を設け、同運河開通の場合には之を米國に於て獨占する事なく、各外國の船艦に對しても米國の船艦に對しても總て均等の待遇を與ふべき事を約束したる處、米國に於ては爾來運



送業者の猛烈な運動があり、彼等は條約中の各國 *all nations* とは米國以外の各國と云ふ意味なりと解釋し、米國の費用及努力に依りて作り上げた運河は米國船舶の爲に特種の便利を與へねばならぬと主張し、遂に一九一二年の法律に依り沿岸航海の米國船に對し通過料を免除し、外國船に對し差別的待遇を與へる事とした。右は實に英國に對する不信の行爲であつて、米國に於ても心ある者は孰れも大に之を非難した。併し同法律は結局大統領ウイルソンの盡力に依り一九一四年の議會に於て廢止せられたが、同大統領が此法律を廢止する爲に議會に送つた教書の表面の理由は、該法律が英米條約に違反して居るからと云ふのではない。單に米國の寛大な態度を世界に示す爲此法律の是非の問題に觸れる事なしに之を取り消すを可とすと云ふのであつた。勿論此法律を作つた米國の立場としては相當機微に涉つた問題であつたからであらう。又議會に對する政策上已むを得ざりし爲ならんとは察するも、米國の此態度は世界に對して公明正大であるとは云ひ難いのである。然かも一九二一年に至り再び之と同一の議案が合衆國上院を通過し、下院の形勢も亦甚だ樂觀し難い模様であつたが、此時恰も華府に於て軍縮會議を開かんとする際なりしにより、若し斯くの如き議案が米國議會を通過する如き事ありては該會議の成功に多大な支障を來す恐があつたから、政府側に於て極力運動の結果該案は其儘委員の手に葬られ、幸に事なくして止みたるも、條約に對する米國

の態度は吾人の甚だ與し難い所である。勿論條約は國家間の契約である、米國が之に對して如何なる態度を取るとも夫は米國限りの問題であつて、夫に依り相手方を束縛する事の出來ないのは云ふ迄もないが、米國が條約に對し斯る解釋を有つて居ると云ふ事は之を知つて置く必要がある。

### 丙 モンロー主義

#### (一) 起 原

モンロー主義は一面には「米國の孤立主義」の延長とも稱すべく、國祖ワシントン以來米國歴代の政治家に依りて、對外政策の金料玉條として尊重せらるる米國特有の外交方針の最重要部であつて、嘗てモンロー大統領に依り其教書の一部として中外に宣明せられた爲斯く呼ばれて居るのであるが、此主義は元々米國が時代の必要に應じて案出した一個の都合政策から出たもので、其内容が甚だ漠然たるのみならず、時代の變遷に従ひ其適用も亦大に變化しつつあるのである。

蓋し米國は獨立の當時は僅に東海岸の十三州に限られ、南方一帯の地は未だスペインの領土であり、西はフランスの勢力範圍に屬したのみならず、北には英國が居て國境の要地には各所に砲壘が築かれて居り、中々晏如としては居られなかつたのである。従てワシントンは革命戰爭の當時より早く既に米國の將來を慮り、米國を最も安全ならしむる方法は、出來得る丈け是等の歐洲諸國と政

治的紛擾を避くるに在りとなし、一七八八年一月一日ゼファソン宛書翰中に「米國が歐洲の政争の渦中に投ずる事は、米國に取りて甚だ不必要であり、且甚だ危険であるのみならず、彼等の間に紛擾を生ずる場合に、若し巧に米國の安全な地理的關係を利用し適當な措置をとる事を誤らざる時は、吾人は彼等の愚昧な行動から尠からざる利益を得るであらう」と云ひ、又一七九七年の告別演説に於ても更に其趣旨を繰返し「米國の對外政策は外國貿易を伸張する事と外國との政治上の關係を出来るだけ尠くする事とを其根本方針となさねばならぬ。由來米國は歐洲の政治とは没交渉である。従て米國は如何なる形に於ても彼等の政治問題に關し、彼等の紛擾の渦中に入つてはならぬのである。幸米國は歐洲より隔絶し孤立政策をとるに最も便宜な地位に在るに依り、吾人は此便宜を利用し險惡な歐洲の政争から遠ざかる事を努めねばならぬ」と云ふて居る。爾來米國は之を以て外交政策の基準とし、出来る限り歐洲の政治から遠ざかり其紛擾の渦中に投ぜざる事を努めて居たのである。然るに米國が最も不安に感じた事は、歐洲に於ける神聖同盟の帝政擁護並にスペインの南米領土回復援助の運動である。蓋し南米は從來殆どスペインの領土であつたが、是等の植民地はナポレオン戦争中歐洲の多事なのに乘じ、其本國より獨立して共和政府を樹立した。而して米國は勿論之に同情して其獨立を承認したのである。然るに歐洲に於ては一八一五年ナポレオンがウオーターロ

ーの一戦に惨敗して以來各地至る所に代議政治の思想が勃興し、專制政治に對して反抗の氣分が盛になりつつあつたから、露璦普英佛の諸國は大に其神經を惱まし其對抗策として神聖同盟を結び、帝政擁護並に代議思想撲滅の運動に着手すると共に、南米に於けるスペインの領土回復運動に同情し之に援助を與へんとした。然かも當時ロシアは米國西海岸が未だ渾沌として未開状態にある事を奇貨とし大に圖南の謀を廻らしつつあり、佛國も亦メキシコ及キューバに對して野心を抱き頻に其爪牙を磨きつつあつたから、米國としては之に對し大に不安を感じざるを得なかつた。

然るに此時に當り米國にとりて意外の幸とした事は神聖同盟に對する英國の態度であつた。蓋し英國は歐洲の君主國として帝政擁護の主義には勿論賛成であつたが、從來南米に於けるスペインの政策が餘り極端な鎖國主義であつたから、之に對して非常に苦痛を感じつつありたる折柄、曩に南米各地に於けるスペイン植民地が一齊に其本國より獨立したるに依り、其機會に乗じ大に商權を擴張し多年の希望を満たす事が出来たのである。従てスペインの勢力が再び同地に侵入する事は其最も喜ばない所であつた。其處で時の外相カンニングは英國駐在の米國大使に對し「英國は西班牙領土たる南米の如何なる部分に對しても野心を有するものではない、併し夫が歐洲の他の國の手に渡る事に就ては無關心であり得ない。依て英米兩國聯合にて右の趣旨を宣言する事に致し度い」との

申込をした。但し此事に付カンニングの手書する所に依れば、英國は是と同時に同一趣旨の書翰を佛境露普葡和の諸國にも送附したとの事なれば、英國の考へでは多分列國と協議の上右趣旨の列國共同の宣言書を發表する底意であつたものと察せられるのである。斯くして英國の此申込が直に米國に報告せられたので當時の大統領モンローは大に之を喜び、前大統領マヂソン及ゼファソン等の意見を求めた所孰れも之に賛成したが、獨り國務長官アダムスは大に之に反対し「英國の目的は表面米國政府より神聖同盟が南米の問題に干渉する事に反対する旨の公約を得んとする丈けの様ではあるが、其實米大陸に於ける米國自身の活動を抑制せんとする下心地である。此際英國と共に斯る宣言を爲す事は米國にとり極めて不得策のみならず、米國は曩に南米諸國の獨立を承認したれば諸外國が是等諸國の事件に干渉することに反対すべき充分な理由があると云ひ、米國は此際英國に關係なく單獨に宣言書を發表し、米大陸限りの問題に歐洲諸國が干渉する事に反対する旨を聲明すべし」との旨を主張したので、閣議は遂にアダムスの意見通りに決定し、同時に太平洋沿岸に於ける露國の活動に對しても之を承認し難き旨を付け加へる事となし、同年十二月二日議會に對するモンロー大統領の教書の一部として、先づ最初に「兩米大陸は歐洲大陸より獨立した自由の別天地であるから自今歐洲の何れの國も之を植民の目的地となす事は出來ない」と云ふ事を述べ、更に「吾

等に利害の關係のない歐洲の事件や戰爭に干渉する事は吾國の國策ではない。併し西半球の事件は云ふ迄もなく吾等に直接の關係がある。従て吾等は米國の組織と異なる歐洲の組織が此半球に延長せられる事は、吾等の平和及安寧の爲に危険なものとして反対する。但し現在の歐洲諸國の植民地及屬領地に對しては、既往に於けるが如く、將來に於ても干渉せぬ。併し既に獨立を宣言して其制度を維持し、且之に對し吾人が熟慮の結果公正の主義の上から承認した邦國に對し歐洲諸國が之を壓迫し、又は他の方法にて其運命を左右せんとするが如き事があるならば、吾人は之を以て米國に對する非友誼態度なりと認めざるを得ぬ云々」との旨を聲明した。是れが所謂モンロー主義の主張であつて、其要點は(一)米國は歐洲諸國の政治問題に關係せず(二)歐洲諸國が米大陸諸國の政治問題に干渉し、又は米大陸に植民地を求むることに反対す。と云ふのであるが、詰り危険な歐洲との政治關係から遠かり、之に依つて國土の安全を計ると共に、歐洲諸國の勢力を米大陸より驅逐し、之を自家の繩張内に納め様としたのに外ならないのである。併し云ふ迄もなく此聲明は單に米國議會に對する大統領の教書として其對外政策を内外に公表したに過ぎないのであつて、米國の法律の形式を備へたものでもなければ、又國際法の性質を有するものでもなく、云はゞ米國の單なる決意を示した迄のものなのである。

然るに米國歴代の政治家は爾來モンロー主義を以て米國外交の原則となし、事ある毎に此主義を振り舞はしつゝあるのであつて、米國外交の背後に此主義の潜んで居ることは恰も影の形に添ふが如き觀がある。尤も列國は之に對して何等同情を持たないのみならず、寧ろ之を甚だ不快としたのであつて、ビスマークの如きは之を以て國際的不禮の振舞なりと云ひ、其他の各國の政治家中にも之と類似の放言をした者が尠くなかつたのである。併し夫にも拘はらず所謂モンロー主義なるものは米國に關する限り過去一百年の間國際上に於ける一の威力と認められ、著明な幾多の國際事件が之に依つて支配せられた事は否み難い事實である。但し右は米國政治家の熱心な努力の結果であることは勿論なるも、其時々に於ける歐洲の政治事情も亦與て大に力があるのであつて、遠慮なく云へば米國に取り大なる天祐の賜であるとも見られないではないのである。現に此主義宣言の結果として神聖同盟は米大陸より手を納め、露國並に佛國も亦一時其野心を放棄し、事實上モンロー主義が一般から認められた結果とは成りたるも、右は列國が米國の主張に屈服したと云ふよりも、該主張の背後に英國があり之れと衝突することの不利なるを察した爲めであることは、歴史上明かな事實と成つて居る。

然るに肝腎の英國は心密に其成功を喜びたるも、後に至り米國の態度が餘りに利己的であり、又甚だしく排英的であつた爲め、中米地方に於て米國と覇を争ひ、遂に一八五〇年米國をしてクレイトン・バルワー條約に同意せしめ、相互にニカラガ、コスタリカ、モスキートー其他中央アメリカの何地に於ても、之れを占領し、武装し、又は植民の目的と爲さざる事を約束した。是れ實に米國が歐洲の一國に對して公然米大陸の問題に關係せしめ、モンロー主義の適用を除外したのに外ならないのであるが、該條約は一九〇一年に至り英國側の讓歩に依りヘイ・パウンسفオート條約を以て改正せられ、米國に於て單獨にパナマ運河を開鑿し、武装し、且つ經營し得る事と成りたるも、是れは巴奈馬運河に關する特別の問題を解決した迄の事であつて、必ずしも英國がモンロー主義を認めたるものとは云ひ難い。又メキシコに於ても佛國皇帝ナポレオン三世は一八六一年米國が南北戦争の爲め多事なるに乗じ同政府を顛覆し、オーストリア皇帝の弟マキシミアンを迎へて皇帝となし、其勢力を中米に扶植せんとしたので、米國は内亂の終ると共に佛國に對して強硬な抗議を提出し、十萬の兵をテキサスの國境に集中した。然るに此時恰も歐洲に於て普佛の關係が接迫し、佛國としては事端を海外に構へる事能はざりしに依り、當初の計畫を放棄しメキシコより手を引いた。次に一八九六年ヴェネゼラと英領ギアナとの國境問題に付英國が強力を以てヴェネゼラに臨まんとしたの

で、米國政府は大に驚き英國政府に對して抗議を提出した所が、此時偶々南阿に於てツランスヴァール事件起り、風雲が極めて急と成りしに依り、英國は此際米國と争ふことは時機にあらずと認めヴェネゼラと妥協を遂げ、モンロー主義を傷けることなく之を圓滿に終結した。然るに其後ヴェネゼラは非常な財政困難に陥り、獨英伊三國に對し其債務を果さなかつた爲め、三國は一九〇二年聯合艦隊の力で其港灣を封鎖した。之に對し米國は強硬な抗議を提出し且つヴェネゼラとの妥協を斡旋すべき旨を提議した所が、英伊兩國は直に承諾を與へたが獨逸は之に従はない。其處で大統領ルーズヴェルトは大に怒り戦争をも辭せない態度を示したが、此時英國は密に米國側に方代はりし、獨逸の背面を窺ふが如き模様があつたので、流石の獨逸も夫に辟易し米國の申し出に應ずることゝした。

然るに茲に注意を要することはモンロー主義に對する米國の解釋は決して一定不變のものではないことである。即ち其進退駆引は一に其時の都合に依るのであつて、或場合には前後反對の解釋をさへ與へることが無いではない。併し時代の力は偉大である、モンロー主義が如何に米國獨り極めの規則であり、又夫が頗る都合主義な變通自在なものであるに拘はらず、米國の多年の努力と世界政局の變化とに依り、或意味から云へば夫が段々と一個の眞理であるかの様に取扱はれ、今日では

列國は好まぬながら之を認める様に成つて居る。現に一九〇七年第二ヘーグ平和會議に於て米國はモンロー主義に關して留保をなし、最近巴里條約中國際聯盟規約第二十一條に、「本規約ハ仲裁々判條約ノ如キ國際約定又ハモンロー主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ效力ニ何等影響ナキモノトス」との文字を挿入して居り、該條約は米國に於て政争の結果批准せられざりしも、他の聯合國は之を批准したるに依り、理論上モンロー主義は最早世界的に認められた結果と成つて居るのである。但し夫は形式上の事であつて、實質上の問題に就ては次に述ぶる通り必ずしもそうではないのである。

### (三) 將來の歸趨

然らばモンロー主義は將來如何なる運命を有するであらうか。

(イ) 第一に米國の政治家は米國が南米及び中米諸國と大なる共通の利害を有することを説き、其理由として地理的關係の極めて密接なことを擧げて居る。併し斯る理由の取るに足らざることは多少世界の實際に付心得ある者の容易に首肯する所である。勿論嘗て海が自然の境界であつたことはある、併し今日では夫れが却て交通の媒介と成つて居る。例へば同じ地續の大陸と云ひながら紐育又はベノス・アイレスから倫敦、巴里、伯林、羅馬等の如き歐洲の重なる都會に行く事が、紐育

からベノス・アイレスに行くよりも遙に近く且つ便利である。又夫れが歐洲の重なる都會と都會との間の交通よりも隔つて居るとは云ひ難い。況や國民相互の關係は必ずしも地理的事情に依るべきものではない、單に地續であることを理由とし、南米の一國と米國との國民的關係が米國と英佛獨等の歐洲の諸國民との夫れよりも密接である抔と云ふことは寧ろ大なる滑稽にはあらざるか。地理的關係がモンロー主義の主なる理由と爲すに足らざることには米國と最も近き加奈陀が此主義から除外せられて居るのを見ても明かである。

(ロ) 歐洲諸國が嘗て專政主義の帝國でありしに對し、南米及中米の諸邦が米國と共に歐洲より獨立した新しい共和政體の國であると云ふ、一種の宗教的同情の關係も亦其モンロー主義の大なる理由の一つと成つて居る。併し斯くの如きことは最早過去の事實であつて、今日の歐洲諸國の多くは却て共和政體を維持するのみならず、帝國と雖ども其實南米中米の共和國よりは遙に民主的政治が行はれ、生命財産の安固保障せられて居るのであつて、名のみ共和の中米南米諸國に對し特に信仰を献くべき何等の理由がないのである。

(ハ) モンロー主義は兩米大陸の幼稚なる諸國の爲めに其民主政治を維持し、其國土の安全を保護する事を其目的とするのであつて、是等諸國が其微弱なりし時代に帝國主義的歐洲諸國の毒から

救はれたのは、實にモンロー主義の恩惠であると云はれて居る。勿論夫は或程度迄事實であらう。併し翻て當時の史實に就て考ふるに、モンロー主義の起草者として知られた當時の國務長官アダムスは、該教書發表の約八ヶ月前「今後半世紀に於ける政局の前途を考ふるに米國は其將來の爲めにキューバを合併する必要がある」云々と云ひ、ゼファソンも亦該教書作製の際「余は正直に云へばキューバを米國に合併することを最も好ましと考へる」云々と述べて居るのみならず、同教書の基礎となりたる「吾等は自ら米大陸に於て西班牙植民地の何れの部分をも領有せんとする意思なし」との英國側の共同宣言の提議に對し、米國々務長官アダムスは米國が此際斯る言質を與へることは將來の爲めに不得策なりとの意見を主張し、遂に同教書中より右の文字を削除したのであつて、同主義に對する用意の程を察するに足るのである。更に又、米國近代の名大統領たるルーズヴェルトの如きは、一九〇四年十二月六日の教書に於て「米大陸に於ても亦世界の何れの部分に於ても文明社會の組織を弛緩せしむる如き漫性的な失政者及び政治無能力者に對しては或文明國の干涉を必要とする。而して西半球に於ては米國に於てモンロー主義を固執するに依る場合には米國自ら其任に當らねばならぬ」と云ふて居り、其動機の不純を疑はんとせば之れを見出すことは決して困難でないのである。現に米國は曩に墨國と事を構へ、テキサス、ニューメキシコ、アリゾナ、カリフォル

ニア等の諸州を獲得し、布哇を合併し、フィリツピン、ポートルコ、パナマを奪ひ、ハイチ、サン  
ドミンゴを征服し、最近ニカラガに對し強壓手段を用ゆる等、其活躍は中々目醒ましいものであ  
つて、是等小弱國の立場より云へば、モンロー主義は彼等の安全の保障と云ふよりも、寧ろ大なる  
脅威であるとも云ひ得るのである。詰り一言にして評すれば、モンロー主義は中米及び南米に對す  
る一の繩張主義であつて、歐洲の勢力を南米大陸から驅逐し、是等の地方に對する米國の覇權を確  
立する爲めの一の口實に過ぎないのである。尤も當時の狀態に照らし夫が米國の自衛手段であつた  
と思はれないではないが、之れを以て博愛的道德主義だと解するのは當らない。併し斯く云へばと  
て吾等は決して米國の政治家を非難せんとするのではない、彼等が國家の爲めに計るに當り、自國  
の利益を本位とすることは當然のことであつて、彼等が利我的駆引を爲したりとて強ち咎むべきで  
はない。併し國家の進展は宜しく公明正大なるべく、苟も共存共榮を主義とする、今日の國際生活  
に於て極端な利我的行動を執ることは最も慎むべきことである。米國の行動は果して今日の國際道  
徳に一致するものとなすべきや否、是れ吾等の知らんとする所である。

(ニ) 然らば中米及南米の諸邦はモンロー主義に對して如何なる態度を取りつゝあるやと云ふに  
彼等は決して夫を有難がらないのみならず、却て米國の野心を疑ひ之れに對して警戒を怠らない。

茲に於て米國は一八八九年是等諸邦指導の一手段として汎米聯合を組織し、自ら盟主と成つて之れ  
を懐柔することを企てたるも、會議を重ねるに従ひ米國の最初の意圖と反對の結果を生じ、彼等の  
間の反米空氣は次第に濃厚と成り、同時に彼等自身の間の結果を生じ、一九二  
三年サンチャゴに於て開會の第五回會議に於ては米國の希望に反して政治問題の討議を爲し、又將  
來の米國中心主義を不快とし各國平等主義を主張する等米國の威望が次第に稀薄と成りつゝあるこ  
とは注目すべきことである。尤も實際問題としては合衆國の優越は争ひ難き事實であつて、之れを  
除外する事は今日の所到底出來ない相談である。然し是等の諸邦が段々獨立的となり、合衆國の統  
制に甘じない事も亦隠れのない事實である。されば米國は近年に至り從來の弱者に對する態度を一  
變し頻に諸邦對等の原則を宣明し、所謂善隣の關係に於て經濟上の利益を伸張することを努めて居  
る。現にルーズヴェルトの如きは一九一三年南米巡遊の際、リオデジャネイロに於て、「モンロー主  
義は全大陸に於ての一政策であつて一國の一方的政策ではない、ブラジル及合衆國の如く發達せる  
國は、西半球人全體の利益に關する限り、モンロー主義の義務と發展に於て絶對的平等の資格に於  
て参加するを要す」と説き、又ベエノス・アイレスに於ても略之れと同様の演説を爲し、「モンロー主  
義に關する吾等の諸君に對する關係は、諸君の吾等に對する關係と同一である、合衆國の特別の保

護を意味するモンロー主義は最早適用すべからざるものである」と云ひ。タフトも之れに賛意を表して居る。更に又ウイルソン一九一三年大統領就任後所謂新汎米政策なるものを發表し、「中米南米に對する合衆國の政策は、是等姉妹共和國との親善を計り、其信用を求め、適當にして且つ名譽に適ふ一切の方法に依り、彼等の人民の共通の利益を増進することを第一要義とするのであつて、兩大陸の人民の爲めに支持せらるゝ政府の安固、其人事並に商業關係の發展の外何等の希望を有するものでない」との旨を述べて居る。此内には多少の外交的辭令が含まれて居る事は想像するに難からざるも、從來弱者に對する保護と云ふことを重大なる理由としたモンロー主義の一角が之れに依り崩壊したのは争ひ難い事實である。

(ホ) 米國が歐洲の政治問題に關係しないと云ふことに就ては、狹隘な國民主義的理由が無いではないが、主として歴史的因習に捕はれた謬論であつて、現今に於ては殆ど之れを支持すべき理由が無いのである。否歴史的事實と雖へども詳敷詮議する時は前に述べし通り却て反對の論決を見るが如き次第であつて、今日米國政治家の主張する孤立論の取るに足らざることは敢て喋々を要しない。現にワシントンの告別演説中に於ても孤立主義の理由として「我幼稚なる制度を發達せしめ自立の目的を達する爲めには相當な歳月が必要である」と云ふことを述べて居り、彼の眞意が決して

絶對の孤立主義を提唱したのではなく、國力の充實を計る爲め暫く外國との關係を避け専ら力を内治に傾け、他日大に雄飛する謀を爲さねばならぬと云ふのであつて、米國が充分成長した曉に或は進取主義となり、或は帝國主義となり、臨機の政策を採ることは決してワシントンの遺訓に反するものではないのである。現にゼファソンの如きは平生孤立主義の主唱者なるに拘はらず、一八〇〇年佛國が西班牙よりルイジアナを買收せんとした時百方妨害を試むると同時に英國駐劄の米國公使に對し佛國の態度如何に依りては英國と攻守同盟を策すべき旨を訓令して居るのであつて、米國の政治家が如何に融通性に富んで居るかを知らるに足るのである。併し理窟は何んであるにしても社會は駁々として常に進歩して居る。假令米國が好むにせよ好まないにせよ、世界各國間の距離は非常に縮少せられ、米國の利害は經濟上にも政治上にも又一般文化の上にも世界的に膨張し、遂に極めて大袈裟な方法で世界戦争にも關係せねばならぬ様な事情に成つたのである。假令米國はウイルソンの推薦した巴里條約を否認し國際聯盟に加入しなかつたとは云へ、右條約否認の責任者たる共和黨の政府と雖ども間接ながら既に獨逸の償金問題に關係しドースプラン迄提供する様に成つた次第であつて、米國としては世界の大勢上到底其關係を逃れる譯には行かないのである。然かも米國は其歴史を無視し世界の大勢に逆らい、孤立主義が其傳統的政策なることを理由とし、歐洲との無關係



を持続し得べしとすべきや否。

(ハ) モンロー主義が兩米大陸に對しては繩張主義であり、歐洲に對しては孤立主義であることは前に述べた通りなるが、東洋及東洋人に對しては如何であるかと云ふに、歐洲をして中米南米の事件に關係せしめないと云ふ原則は東洋人にも適用すべしとし、米國が歐洲の事件に關係しないと云ふ原則は之を東洋に適用しないと云ふ事に成つて居る。例へば一九一二年に日本の或大會社が墨國下加州に於て日本政府の爲めにマグダレナ灣を買収したと云ふ妄誕無稽な風説が傳はつた時、米國上院外交委員長ロッチは同院に、「米國大陸に於ける或港灣又は場所が外國の陸海軍の目的の爲めに占領せらるゝ場合に、夫が米國合衆國の交通又は安全を脅かすが如き地位に在る時は、斯る港灣又は場所が合衆國以外の外國政府をして之を陸海軍の軍事上の目的の爲めに支配せしむるが如き關係ある會社又は協會の手に渡ることは、米國政府に於て重大なる不安の念を以て見ざる能はざるものである」との決議案を提出し直に之を可決せしめたことがある。是は南米に對する歐洲諸國の政治的干涉又は植民地の獲得を許さないと云ふ原則の適用であつて、モンロー主義主張の手前敢て異とするには足りないが、顧みて米國自ら極東に於て執りつゝある所を伺ふに、彼は曩に東洋に於ては領土を獲得し、支那の門戶開放機會均等を主張し、其政治問題に關係し、列國と共に軍隊を駐屯せ

しめ軍事行動に従事し、華府會議の主唱者と成り、或は四國協約九ヶ國條約を締結する等中々目醒しい活動を續けて居るのであつて、米國大陸以外無關係主義は之を東洋に適用しないのである。斯る差別的政策の不條理且つ不公平なることは云ふ迄もない。併し余は敢て米國の東洋進出に對して苦情を唱へんとするものではない、否吾人は寧ろ米國の東洋進出を以て自然なりとなし、之を歓迎すると同時に、米國も亦彼が東洋に於て最も熱心に主張する門戶開放及び機會均等の模範を米大陸に於て示さんこと望むのである。

(ト) 斯くの如くにしてモンロー主義は最早其内部に大罅を生じて居り、其或部分は既に崩壊して居るのである。然も其崩壊は外からではなくて内からである。夫にも拘はらず米國の政治家が徒に過去の因習に捕はれ、何かと云へば直に時勢遲のモンロー主義を擔ぎ出し、世界を我物顔に振舞はんとするが如き風あるは大なる心得違と云はねばならぬ。惟ふに時代は變々として進歩して居る。如何に米國が強大であつても世界の實際に適はず、國際相互の主義に添はない以上は平和の世界に列國の旅伴として行動することは出来ないのである。現に英國は久しき間其國民の安全を保持する爲め世界の海洋を支配せねばならぬと云ふことを主張したるも、遂に世界の進歩に連れ從來の海洋支配主義を棄て、其安全を他の方法に依りて求めねばならぬ様に成つたと同様に、米國も亦世界の

大勢に従ひ、從來モンロー主義に依りて求めた目的を他の方法に依りて達することを計らねばならぬのである。不米國は既に實際の必要に迫まれ知らず識らず其方針を變更すべく餘儀なくせられて居るのである。

#### 丁 支那の門戶開放及機會均等主義

##### (一) 史的 背景

米國の對支政策は門戶開放及機會均等の數語で悉す事が出来る。即ち支那の門戶を廣く解放し總てをして機會均等の主義に依りて出直さしめんとするのであるが、米國は夙に東洋の將來に著目し支那に對して大に望を囑して居たのであるが、他の諸國に比し大に立遅れの感があつたのである。蓋し米國は多年國內の問題に追はれ力を遠く太平洋の彼岸に及ぼす丈の餘裕がなかつたのであるが、マツキンレー大統領の時米西戦争を機會とし東洋に對する米國の根據を作るは此時なりとし、デュエー艦隊をフィリッピンに急派して之を占領せしめ、スペインをして否應なしに之を割讓せしめたが、眼を開いて東洋の形勢を一觀すると支那は既に列強の食物となつて居た。即ち英國は香港に據りて東洋の門戶を占め、楊子江沿岸一帶の要地を其勢力範圍とし、更に威海衛を手に入れ渤海灣に其勢力を張り、露國は大連旅順に據つて滿洲を吾物となし、獨逸は膠州灣より深く山東省の内

地に食ひ込み、佛國は廣州灣を占領して南支那に其勢力を振ひ、日本も亦遅れ馳せながら何かの利權にあり付かんとしたが、財力不足の爲消極的に支那をして福建省の不割讓を約せしめた様な次第であつて、米國に取りては殆ど手も足も出さず餘地がなかつたのである。然るに時は一八九八年九月であつた、英獨兩國は互に勢力範圍を協定し、英國は揚子江流域、其南方の各省並に山西省の一部を、又獨逸は山東省及黃河流域を夫々其自由區域とし、續いて一八九九年四月に至り、英露兩國は萬里の長城を境として、南は英國、北は露國の自由範圍とし、互に相侵さざる事を約束した。是れ最も大袈裟な排他的政策であつて、米國としては到底之を默過する譯には行かない。尤も米國は豫て支那との條約に依り最惠國の待遇を受くる權利を有するも、是は云ふ迄もなく支那との關係であつて世界の列國との關係を規定したのではない。従て列國が支那の無力なのに乘じ利益を獨占する様な事を企てたからと云つて苦狀を列國に持ち込む理由とはならないのである。然らば支那に對して條約違反を責めては何うかと云ふに、夫は理論上正當ではあるが、問題は元々支那の無力なのに起因するものなれば、支那を責むるとも何等効果はないのである。是れ米國が支那問題に付最も惱みとした所であつて、問題の目的は支那に關する事であつても其解決は之を列國に求むるより外はないのである。

## (二) 主義の提唱

茲に於て當時の米國國務長官ジョン・ヘイは直に之に對抗する爲支那の門戶開放機會均等に關する原則三箇條を定め、同年九月先づ英國に對し、次に同年十二月末迄に日、露、伊、佛の四箇國に對し其同意を求めし事にした。右に付我國に宛てた書簡の大意は左の通りである。

合衆國政府は合衆國其他各國の商工業に對し清國の版圖内特に清國に於ける歐洲某々國の要求に係る所謂勢力又は利益範圍内に於て通商航海上全然均一の待遇を得ん事を熱望し、合衆國が抱持する所の目的を達せんが爲、且各國間に起る事あるべき軋轢の原因を除去せんが爲、清國に於て利益若くは勢力範圍を要求する所の諸國に於て公然左の保障を爲す事を望む。

(一) 右の諸國は清國に於て保有する事あるべき所謂利益範圍又は租借地内に於て、條約港又は既得の利益には何等干渉する事なかるべき事。

(二) 清國の約定稅率は右利益範圍内の各港(自由港を除く)に陸揚又は輸送せられたる各商品に對し何れの國に屬するを問はず之を適用すべく、且之に依りて賦課すべき關稅は清國政府に於て徵收すべき事。

(三) 右諸國は斯くの如き港灣に航行する他國の船舶に對しても自國船に對し徵收するより多額の

港稅を徵收せざる事、又該範圍内に於て敷設し管理し又は運轉を掌る鐵道線上、他國の人民若くは人民に屬する商品を輸送するも自國民に對するよりも多額の運賃を徵收せざる事。

以上は即ち大要であつて其趣旨は至極公平である。従て各國は何等之に反對すべき理由がないので孰れも他の列國が同意する事を條件として之に賛成した。而して右に對しては一國も不同意を唱へないので米國は一九〇〇年三月關係の各國に對し満足の意を表し、本件は之で確定した旨を通知したので、米國の右の提議は茲に國際的規約と成つたのである。爾來米國は支那に對し常に門戶開放機會均等主義の一點張りで押し進み、是を以て對支外交の根本方針として居るのであるが、是は云ふ迄もなく米國が支那に於て落伍者たる不利の立場から巧に其局面の展開を計つたもので、其豊富な資本の爲に活動の新舞臺を開いたものである。尤も米國は豫て太平洋沿岸に於て支那人を排斥し、一八八二年以後極めて峻烈な支那人排斥法を制定し甚だしく支那人の怨を買ひたれば、其本國に對し出来るだけ好意を表さんとの下心があつたのみならず、支那にある米國宣教師の一團は常に本國に對し米支親善の運動を怠らなかつたのである。従て是等の動機と及弱者に對する同情とが相結び門戶開放機會均等主義の有力な理由と成つた事は否み難い事實である。併し之を以て米國の對支政策の總てであると思はば夫は大なる誤である。米國にも歐洲に劣らない大なる野心のある事は其

中米政策並に太平洋政策が既に充分之を證明して居る。吾人は米國の對支外交の反面に極めて賞賛すべき幾多の道徳的理由が存在する事を認めるも、同時に其主たる理由が通商上の割込策である事も亦之を認めねばならぬのである。

(三) 主義の變遷と其適用

茲に一言注意を要する事は、米國が提唱した此主義の最初の意義は前述の原則三箇條に於て示せる如く純然たる經濟上の開放主義であつて、政治上の意味は少しも含まれて居なかつたのみならず、其目的は單に諸國の租借地又は勢力範圍内に於ける米國の通商上の利益を保護せんとするに外ならなんなのである。然るに此主義は其後次第に政治的性質を帯びる事となり、且單に諸強國の租借地又は勢力若くは利益範圍内に於てのみならず、廣く支那全土に對し無差別平等に之を適用する事と成り、更に最近に至りては他國の特殊利益に嘴を容れ都合良くば之を否認せんとする態度を執つて居る。例へば歐洲戰爭中一九一五年に起つた我對支二十一箇條問題に關し米國政府は我國に向ひ極めて無遠慮に抗議的質問を爲し、且つ支那政府に對し「日支兩國間に如何なる形式の協約を締結するとも、米國との條約上の權利を侵し、支那在留米國人に損害を與へ、支那の領土保全門戶開放機會均等主義に反する場合には米國政府は斷じて之を承認しない」との旨を通知した。尤も米國は一

七一七年に石井ランシング協約を締結し、「合衆國及日本國兩政府は領土相接近する國家間に於て特殊の關係を生ずる事を承認す、從て合衆國政府は日本が支那に於て特殊の利益を有する事を承認す、日本の所屬地に接壤する地方に於て殊に然りとす」との旨を約束し、滿洲に於ける日本の特殊の利益を認めたるのみならず、一九一八年に對支借款團組織の際、米國は英佛兩國と共に滿蒙に於ける日本の特殊地位に關し日本政府の要求に應じ、「英米佛三國側に於て接壤關係に基く國防並に國民經濟的生存の安全を保障せんとする日本の希望を了解し、日本の緊切な利益に背反する何等の意圖を有するにあらざるのみならず、進みて日本の利益を擁護するに足るべき一般保障を與ふるに躊躇せず」との保障を與へた事がある。併し夫は當時の事情が米國を餘儀なくせしめた爲であつて、彼が心から之を是認した譯では無いのである。されば彼は事ある毎に日本に對し甚だ釋然たらざる態度を表し、滿蒙方面に於ける日本の勢力を打破すべく腐心して居る。現に米國は支那に關する從來の列國間の取極が餘りに抽象的であり、且つ部分的であつたのを不満足なりとし、歐洲戰爭が終結した後其國勢の隆々たるに乗じ、一九二二年の華府會議を機とし、支那に關し九箇國條約並に關稅條約等を締結し、又種々な決議を通過し、支那の主權擁護並に門戶開放機會均等主義を具體的の規定とし種々の場合を擧げて之を實際的のものとし、尋で一九二三年四月に至り既に右の協約に依り廢物視

せられて居た石井ランシング協約を公然廢棄し、以て特殊利益を否認する態度を表示し、爾來今日迄依然其態度を維持して居る。

## 第二項 國防

合衆國憲法は國防に關し左の如き諸事項を規定して居る。

- (一) 議會は陸海軍を編成し維持し且其管理並に運用に關する規則を制定し、戰を宣言し、敵船捕獲及報復免狀を發給し、海上及陸上の捕獲に關し規定す。但し之に要する費用の豫算は二箇年を超ゆるべからず(第一條第八款第十一、第十二、第十三、第十四項)。
- (二) 議會は各州の爲に民兵を編成し武装し訓令し且之を統率する爲、並に合衆國の法律を勵行し内亂を鎮定し外寇を擊退する爲民兵を招集するに必要な規則を設く。但し議會の定めたる規則に従ひ民兵の將校を任命し該軍隊を訓練する權利は之を州に留保す(第一條第八款第十五第十六項)
- (三) 大統領は合衆國の陸海軍及合衆國に於て招集する各州民兵の總司令官たるべし(第二條第二款第一項)。
- (四) 合衆國は外寇に對して州を保護し又州の立法部又は該立法部が招集さるゝ事能はざる場合に行政部より請求ある時は其請求に應じ内亂を鎮定すべきものとす(第四條第四款)。

(五) 各州は議會の同意を得るにあらざれば平時は常備軍又は軍艦を備ふる事を得ず。又現に外部の侵入を受くるか又は危險に逼り猶豫し難き場合にあらざれば戰爭をなす事を得ず(第一條第十款第三項)。

以上は合衆國憲法の規定に依る米國國防の大系とも稱す可きものであつて、合衆國議會は憲法上の權限に基き一九二〇年六月四日國防條例 The National Defence Act を制定し、米國陸軍の組織を大要左の通り規定した。

(一) 正規軍又は常備軍 The Regular or Standing Army は將校一七、〇〇〇人、兵士二八〇、〇〇〇人以内、但し現在は將校約二二、〇〇〇人、兵士約二二五、〇〇〇人、之を九師團に編成し將校はヴェストポイント士官學校にて養成し兵士は志願兵を以て充てて居る。

(二) 國民軍又は護國軍 The National Guard は平時は州兵なるも、其組織訓練武装等は總て常備軍と同一の標準に據り戰時には常備軍と共に合衆國の軍隊に編入せられ第一戰線に立つべきものとなつて居る。其兵數は四六五、〇〇〇人以内現在は約一六五、〇〇〇人であつて、之を十八師團に編成せられて居る。但し本軍は志願制度を用ひ、將校の訓練は常備軍の士官に依りて取扱はる。

(三) 編成豫備軍 Organized Reserves は除隊將校及下士官並に若干の技術官を以て組織せられ、現在

の人員は約八〇、〇〇〇人と稱せられて居る。尙此外戰時の目的に應ずる爲豫備將校養成團 The Reserve Officers Training Corps 及公民陸軍訓練團 Citizens Military Training Camps と稱する團隊を組織し其經費は中央政府より支出せらる。但し前者は普通 R.O.T.C. と稱し特種學校及専門學校に軍事教育科を置き豫備將校養成の機關とし、後者は普通 C.M.T.C. と云ひ一般公民の間に於て豫備將校及下士養成の機關として居る。右に關し一九二四年中軍事教育を施した學校は二百二十六校其内該教育を強制的に行つた大學校八十三、又之を選択科目とした大學校は二十と報告されて居る。

(四) 正規軍中には空軍隊があり、化學隊がある。空軍隊所屬の現在の飛行機は一七〇〇臺、其兵數一萬一千人であつて、一九三一年迄には一八〇〇臺に増加する計畫だと云はれて居る。又化學隊は毒瓦斯其他の爆藥に就て司り、化學戰の準備と研究を行つて居る。尙此外に機械部を設け機械の應用に關する一切の事項を管掌し、戰鬪の機械化に付盛に研究して居るとの事である。尤も國民軍にも飛行隊があり、其飛行機が大凡三〇〇臺に達して居る。

海軍に關しては一九二一年華府會議に於て五ヶ國條約締結の結果軍備制限を行ひ、主力艦及飛行機運搬船の勢力を英國五、米國五、日本三の割合となし補助巡洋艦及潜航艇は右の制限外に置く事と

せられて居る。

現在の軍艦數は戰艦一八隻、巡洋艦三二隻、驅逐艦二七〇隻、潜水艦一二〇隻、航空母艦三隻、飛行船一隻を有し、飛行機は一九三一年迄に一〇〇〇臺に増加する計畫だと云はれて居る。但し一九二九年三月の議會に於て一萬噸級巡洋艦十五隻、航空母艦一隻の建造案を通過し、大統領は之を批准した。

此國は國防上全國を十六海軍區に分ち、其内十三區迄は米本國、第十四區は布哇諸島、第十五區はパナマ運河地帯、第十六區はフィリッピン群島に設けて居る。

兵員は志願制度であつて、四年を一期とし、再役を許して居る。士官はアナポリス海軍兵學校にて養成し、ニューポートに大學校を設けて居る。

此問題に關し一言すべき事は大統領が陸海軍の總司令官として兵力を用ゆる場合に、之を使用する必要の有無方法並に程度は如何にして定むべきやの問題である。右に關し合衆國憲法及法律には何等の規定がないのであつて、或者は之を以て全然議會の權限に屬すとなし、或特定の人物を何れの軍隊又は軍艦に使用し、又或軍隊又は軍艦を何れの地方に出動せしむべきやは議會に依りて定めらるべきものなりと主張し、又他の者は議會の權限は陸海軍を設け戰を宣言する事に限られ、之を指

揮し且運用する事は全然大統領の職務に伴ふ當然の權限に屬すとし、只其條件として國際法及其他の文明國に依りて認められる作法に従ふ事を要する計であると云ふて居る。蓋し後者を以て正しき議論と爲すべきである。現にクリーブランド大統領がシカゴに於てストライキ鎮定の爲兵力を用ひたるが如き、若しくは歴代の大統領が屢々宣戰を用ひずして兵をメキシコに侵入せしめ、支那の團匪事件に際し同國に於て列國と共に兵力を用ひ、又最近ハイチ及サントミンゴに海兵を上陸せしめ土民と交戦せしめたるが如き事は、孰れも平時に於ける大統領の兵權の廣大な事を示すものなるのみならず戰時に於て其權力が一層廣義に解せられ、議會も亦之を承認して居る事は最近歐洲戰爭の際に於ける實例に依りて明である。尙本論に關し特に注意を要する事は近代に於ける戰爭が昔の夫と大に其性質を異にする事である。蓋し昔の戰爭は單に武力の角逐に過ぎざりしも、近代の戰爭は國力を擧げて輸贏を争ふのである。勿論武力が戰鬥力の骨髄であり其柱石である事は今も昔も變りはないのであつて、國家が平時に於て精銳な陸海軍を用意する事の必要なのは云ふ迄もない事なるが、戰時に臨み陸海軍をして充分其機能を發揮せしむるのは國の經濟力、工業力、科學力其他の一切の實力であつて、陸海軍夫自身の整備並に其訓練のみでは足らぬと云ふ事を忘れてはならぬのである。是れ有事の際國家の必要に應ずる爲、平時に於て其陸海軍を整備すると共に、國家の權内に

於ける一切の有形及無形の實力の準備を必要とする所以であつて、戰爭に國家が全力を賭してかかるねばならぬ事は這般の歐洲戰爭に於て最も明瞭に示されて居る。現に米國が右の大戦に際し平素其軍備の甚だ不完全なりしに拘はらず、短期間に於て克く其兵力を整頓し、兎も角も世界の戰場に多くの陸海軍を送り、敵の前に巨大な戰鬥力を示す事の出來たのは、一に其豊富な財力、物資、製造力、科學力、其他の一切の國力が充實し、一擧に國家の動員に應ずる事に依りて、軍備の不足を補ふ事を得た爲に外ならぬのである。是れ米國の國防を研究するに當り最も注意せねばならぬ所である。

### 第三項 歸化權

合衆國憲法は歸化法の制定は合衆國議會の權限に屬する旨を規定して居る(第一條第八款第四項)蓋し米國の最初の歸化法は一七九〇年に制定せられたものなるが、當時米國にはアフリカより輸入せる多數の黒人奴隸があつて之に公民權を與へない方針であつたから、同法には「自由なる白人の外國人は何人にも公民となる事を得」と規定し黒人を除外した。然るに南北戰爭の結果人間の平等を認め奴隸制度を廢止し、黒人にも公民權を與へる事としたから、一八七〇年(明治三年)三月、歸化法は茲にアフリカ土人たる外國人及其子孫に延用す」との規定を設け、之にて黒人にも歸化權を

與へ、更に同年七月改正法典編修の際第二一六九條に於て「本章の歸化法の規定は自由なる白人及  
アフリカ土人並に其子孫たる外國人に適用す」と規定し、從來の人種的區別を廢止した。併し支那  
人に對しては其取扱が一定せず、或は歸化權を與ふるが如く、或は與へざるが如く甚だ曖昧なりし  
も、其後加州其他の太平洋沿岸諸州に於て猛烈な支那人排斥運動が起り、其結果一八八二年（明治  
十五年）支那人排斥法が制定せられ、同法中特に「自今各州及合衆國裁判所は支那人に公民權を許  
與すべからず」との規定を設けたので、支那人は米國に於て歸化權を有せざる事に確定した。併し  
日本人に關しては歸化權の有無に付何等積極的規定がないのみならず、是等歸化法制定の際少しも  
問題とならざりしに依り、該法中歸化能力者として白人及黒人なる語を用ゆるとも、之を以て強ち  
日本人を除外するものとは斷言し難いのである。現に或州の憲法中には黒人以外の者を總て白人と  
認むべき旨を規定するものもあり、黒人と白人とを以て人類の總てと見做す様である。例へば或州  
の憲法は明白に黒人にあらざるものは皆白人と見做すべしとし（フーカンソー州）、或は四分の一の  
黒人の血を有する者は白人と見做すべしとし（ミシガン州及バアジニア州）、或は八分の一以下の黒  
人の血を有する者は白人と見做すべしとし（アラバマ、フロリダ、インディアナ、テキサス及メイ  
ン州）、有色人とは黒人を意味し黒人にあらざる者を總て白人と見做したる等の事實を考ふる時は、

白人なる最初の意味は單に黒人に對する對照語として使用したるに過ぎないものと解せられないで  
はない。即ち最初一七九〇年の歸化法に於て世界の人類を黑白二種に分ち、其内の自由なる白人に  
のみ公民權を與へ、次に一八七〇年に至り其權利を黒人に延長し、之にて世界の總ての人種に公民  
權を與へたものであつて、始めより白人と黒人との中間には或人種が存在する事を想像し、之に公  
民權を與へずと定めたものではないとも解釋し得られないではない。從て法律の眞意は、實際日本  
人に對して皮膚の色又は人種上の理由に依り其歸化權を否認するものなるや否や、甚だ明確でなか  
つたのであるが、一九〇六年（明治三十九年）六月米國議會は「移民及歸化局を設置し全米國を通じ  
て外國人の歸化に關する均一的規定 Uniform Rule を設くる法律」と題する新歸化法を制定し、  
其第四條に於て「外國人は左の方法に依りてのみ合衆國公民となる事を許可せらるべし」と規定し  
人種上の區別に基づく制限の事に就きては何等明示する所なきに依り、右新歸化法は一見人種的差  
別を廢止したるが如く、知名の法曹家中にても之を以て日本人の歸化權をも認めたものであるとの  
説を抱く者が尠からなかったのであるが、米國中央政府に於ては之れを以て歸化の根本原則には關係  
なき手續法の改正に過ぎずとし、同法施行細則第二十一條に於て「歸化の管轄官廳たる各裁判所書  
記は白人及アフリカ土人並に其子孫以外の外國人より歸化の願書を受理する事を得ず」と規定し、



日本人は白人又はアフリカ土人にあらざるに依り歸化の能力なきものなりと見做したのである。茲に於て布哇在留の神奈川縣人小澤孝雄なる者一九一四年(大正三年)同地合衆國地方裁判所に歸化を申請したるに、一九一六年(大正五年)二月判事クレモントの法廷に於て却下せられたるに依り、在桑港合衆國巡回控訴院に控訴した處、同院に於ては之れに判決を與へず、一九一八年(大正七年)合衆國大審院に向つて次の質疑を提出し其裁斷を申請した。

甲、一九〇六年六月廿九日制定の外國人歸化に關し均一的規定を設くる法律(新歸化法)は夫れ自身完全なる法律なるや、又同法律は合衆國改正法典第二一六九條(舊歸化法)の制限を受くるものなるや。

乙、日本に於て出生したる日本人種に屬する者は合衆國歸化法に依り歸化し得べきや、

丙、右一九〇六年六月廿九日制定の法律は合衆國改正法典第二一六九條に依りて制限せられ、從て歸化は自由なる白人及アフリカ土人並に子孫に限るものとせば此の場合に於ても日本に於て出生したる日本人種に屬する者は歸化し得べきものなるや。

茲に於て右訴訟は合衆國大審院に於て裁判を受くる事となり、同院は一九二二年(大正十一年)十月審理を開始し、同年十一月十三日左記要領の通り質問甲を肯定し乙及び丙を否定する判決を與へ、

日本人は米國歸化法上歸化の能力なきものと確定した。

(第一) 一九〇六年の新歸化法は單に歸化の手續を規定せるのみにして、歸化の根本原則たる合衆國改正法典第二一六九條の規定、又は其適用を改訂したるものとは認められず、何となれば現行法規の精神たる歸化の白人主義は、米國建國の當時より法制上又は歴史上の事實として存續し、立法、司法、行政の各部に亘りて深く米國の政治組織中に印刻せられたものなれば曖昧且つ不用意なる方法にて之れを廢止するが如き事ありとは想像されず、然るに右新歸化法制定の當時此重大なる事項に關し何等討議又は委員會の報告なかりしは、歸化の根本精神が變更されない證據である。依つて一九〇六年制定の法律は合衆國改正法典第二一六九條の規定に制限せらるるものと認むる外なし。

(第二) 合衆國改正法典第二一六九條中の「自由なる白人」と云ふ文字の解釋に關しては、控訴人は右の言葉は一七九〇年の歸化法を制定した立法者の意思に基きて解釋せねばならぬものであつて、其意見に依れば右の言葉は當時米國內に居住した黒人及印度人を除外する爲に用ひたるに過ぎざるものにて、其他の者を排斥する事を豫想したるにあらずと云ふも、右は立法の肯定的形式を無視したるものである。該法律の規定は黒人及印度人を除外する事を規定するものにあらずし

て、唯自由なる白人のみに歸化權を附與すべき旨を規定したるものである。從て同法制定の當時各種の人種の存在を豫想したると否とに拘はらず、法文に明示せざる人種は一切之れを除外するものと認むべきものである。然らば自由なる白人とは何人を指すものなるやと云ふに、自由とは奴隸に對照する言葉なれば奴隸制度の廢止せられた今日にては實際上意味なきものに付茲に之れを考慮する必要なし。又白人とは個人の皮膚の白き者と云ふに非らず、同人種間に於ても皮膚の色に濃淡の相違あり、從て此區別は色の相違にあらずして人種の相違を意味し、人種上コーカサス人種に屬するものを白人と稱へたものにて、此結論は既に多數の判決例に依りて認められ、司法行政及立法部の等しく一致するものなれば、何等新なる有力な理由があるにあらざれば、此原則を動かす事は不可能である。勿論白人とはコーカサス人なりと云ふのみにては、之れに依り歸化し得る者と、歸化し得ざる者とを嚴正に區別する事困難なるも、明かに歸化し得る者と歸化し得ざる者とは之れを區別する事を得べく、區別の不明なる者に對しては個々の事件に付之を決する外なきも、本訴件に於ては控訴人は明かにコーカサス人にあらずる人種に屬するものであるから、全然歸化し能はざる地帯に在るものである事は明かである云々。

右判決の當否に關しては種々議論あるも、米國の法制上合衆國法律の解釋は合衆國大審院の判決

を以て最終となすに依り、既に同院に於て斯く判決せられた以上は、米國の國內問題としては今更之れを彼是論評するとも詮なき事である。從て問題は右解釋の當否よりも、寧ろ斯く解釋せられた法律其ものの當否にありとすべく、米國の法制上極めて重要な一研究事項である。殊に日本人にとりて歸化權の有無は常に歸化に關する待遇の問題のみならず、當國に於ける移民法、排日土地法其他の法律上の各種の權利の有無に關し其基準となつて居るのであつて、日本人の國際的交通及生活上の重大問題である。右に關しては米國識者中米國歸化法の根本主義たる人種的差別規定を以て最も不合理なものとし、且つ同法中の智識及道德に關する歸化條件を以て餘りに低きに失すとし、速かに該法律を改正し歸化の標準を高め且つ其數を制限し、同標準に適合する外國人には人種の如何に拘はらず、一樣に歸化の自由を與ふべしとの説を爲す者が尠くない。是れ吾人の同感に堪へざるどころであつて、有理想は早晚實現せらるべく、又實現せしめざるべからざるものと思はるるも、目下右の如き意見を主張する者は多くは宗教家及學者等の一部に止り、所謂政治家中には公然之れに共鳴する者が甚だ少いのである。殊に太平洋沿岸諸州に於ては日本人問題を以て一種の政治問題と爲し居り、日本人に利益を與ふる事は排日政治家の喜ばざる所なるに依り、右の如き主義に基く歸化法改正に對しては、此方面より強烈なる反對ある事を豫期せねばならぬのである。蓋し今日ま

で現はれた反對論の内最も有力な排日家の意見に従へば、「東洋人と西洋人とは全然人種宗教歴史其他一切の文化的素質を異にし互に融和し難きのみならず、東洋人の歸化權を認めざることは東洋人移民排斥と共に米國の傳統的的政策なれば到底改め難い。若し日本人に對してのみ除外の取扱を爲す時は他の東洋人に對して偏頗となるに依り其怒りを招くであらう。殊に日本人は特種の國民的教養を有し他國人に同化する能はざるのみならず、知識的にも産業的にも極めて優秀なるにより、夫れ丈け米國にとり他の國民よりも危険である」と云ふのである。併し右は事實及條理を無視した議論であつて吾人の到底首肯し難い所である。第一彼等は日本人の不同化を云々するも人間が常に其環境の支配を受け、之れに同化せらるる事は生物の自然の法則であつて、日本人のみ之れに超越する事は到底不可能である。現に日本人の近年の進歩は日本人の同化力に對する確的な證據にはあらずるか、米國太平洋沿岸諸州に於て種々なる排日法を制定し、日本人の同化を妨げながら其同化力の缺乏を云々するは甚だしき矛盾である。次に日本人の歸化權を認めざる事は米國の傳統的的政策なりと云ふも、米國傳來の法制は歸化不能の東洋人の子と雖も米國に於て出生する時は之れを米國市民となすのであつて、近時米國に出生する日本人は其數一ヶ年約六千人に上り、加州のみにても約五千人に達し居る有様なれば、所謂排東洋人政策は實際上行はれ居らざるにはあらずるか、又今後渡

米の移民に關しては現行移民法に依れば日本人の移住者の渡米は殆んど絶無に近く、又他の外國人と均等に入米し得るとするも、其割當數は極めて僅少なれば、歸化の問題としては云ふに足らず。更に又現在米國に在留する日本人は歸化權の有無に拘らず、到底米國に土着するものなれば、米國としては外國人として他人扱ひするよりも、寧ろ資格ある希望者に對して歸化を許し米國に忠良なる市民として活動せしむるを可とせざるか、又日本人にのみ歸化を許す時は他の東洋人に對して偏頗となるべしと云ふは、一見公平なるが如きも其實公平ならず、米國は何故に他の東洋人に公平なる能はざる事を前提として日本人に公平なる能はずとなすものなるや、吾人は日本人が全體として支那人、印度人又は其他の東洋人に比し遙かに優秀なる事を信するも、之が爲に是等各國人中にも尊敬すべき幾多有爲の人物ある事を否認せんとするのではない。蓋し歸化は國家對個人の問題であつて、國家對國家又は民族の問題ではない。米國は宜しく從來の國籍又は人種に依る區別を廢し、白人と云はず東洋人と云はず、歐洲人にも日本人にも支那人にも將又印度人にも苟も個人として素質の優秀なる者に對しては各人共通の標準に據りこれに歸化を許すべきである。然かも日本人の素質の優秀なる事を認めながら、之を以て却て米人に對する脅威とし、米人たる資格に適せずと云ふが如きは、自尊心ある大國民の態度としては不似合である。他の東洋人に對する義理合を云々して日本

人及東洋人に對する眞の義理合を無視せんとする事は甚だ論理に適はざるものなりと云はねばならぬのである。

次に米國に於ては從來米國婦人が外國人と結婚する時は公民權を喪失し、又外國婦人が米國人と結婚するとも、歸化法の規定に依り歸化の手續をなすにあらざれば、米國公民と成り得ざるものなりし處、一九二二年(大正十一年)九月廿二日制定の「結婚せる婦人の歸化及公民權」と題する法律を以て右規定を修正し、「外國人と結婚せる米國婦人は公民權放棄の手續をなすにあらざれば公民權を喪失せず、又米國人と結婚せる外國婦人は該結婚を理由として米國公民となり得ざるも、若し本人が歸化法上歸化の能力あるものなる時は、米國に一ヶ年以上居住する場合に限り、豫め歸化の意思を表示する手續をなすことなく、又米國に五ヶ年以上出願地に一ヶ年以上居住を要する規定の制限を受くる事なく、何日にも米國に歸化する事を得べし」とし、其例外として夫又妻が歸化の能力なき場合に關し、同法第三條但書に於て「米國婦人が歸化不能の外國人と結婚する時は米國公民權を喪失すべし」、又第五條に於て「歸化不能の外國人を夫とする婦人は其夫婦關係存続する間米國に歸化する事を得ず」と規定し、日本其他の東洋婦人は米國人と結婚する場合には其夫が米國公民なるに拘はらず、自分は米國公民となる事を得ず、又米國婦人は白人の外國人と結婚する時は米國

公民權を失はざるに拘らず、日本其他の東洋人と結婚する時は米國公民權を喪失し、又一般白人婦人が米國人と結婚する時は簡易なる歸化手續を許すに拘はらず、日本其他の東洋人と結婚する時は其夫婦關係の存続する間は米國に歸化する能はざる事となつたのである。是れ人種に依りて人間の待遇を區別するものであつて、法律の均等保護に關する米國憲法の規定及精神に反する事は之れを別とするも、人間の平等及夫婦一體の理想に反する事は云ふ迄もなく道德上不正且つ不公平なるを免れない。

#### 第四項 商 工業

合衆國憲法は「外國貿易、各州間の商業取締、輸入税賦課、通貨、度量衡、郵便、破産制度に關する事は總て議會の權限に屬す」(第一條第八款第一、三、四、五、六、七、十八項)旨を規定し、州内限りの商業に就ては何等特別の規定を設けて居ない。従て是等は憲法追加第十條中の所謂規定以外の事項として州の權限に屬するものと見做されて居る。然るに茲に問題となすべき事は、各州間の商業の意義である。蓋し外國貿易に就ては、合衆國憲法制定の當時より、夫が外國との取引全部を意味するものと稱せられ、又條約取締、輸入税賦課、移民取締等の事が全然合衆國政府の權限に屬する等の關係上、議會の外國貿易に對する權限は可なり廣汎なものと思はれて居た。之に反し各州間の商

業は最初は州と州との間の旅客及貨物の運輸位に解せられ、其他の事業又は取引は殆ど總て州内限りのものと見做されて居た。蓋し當時は交通の便が未だ開けず産業が至つて幼稚なりし爲、殆ど商業と云ふべき程の事もなく、政府の事務としても何等爲すべき事が無かつたのである。

然るに一八八〇年頃より漸次鐵道の普及すると共に各州間の商業も亦從て大に發達し、且つ相互の社會的關係も次第に複雑となり、各地共通の事件が頻々として發生するに至りしに依り、議會は一八八七年州際商業取締法 The Interstate Commerce Act を制定し、其執行機關として州際商業委員會 The Interstate Commerce Commission を組織し、州際商業取締の局に當らしむる事とした。然るに其後商工業の異常な發達と共に資本家の跋扈を來たし、企業獨占の弊を生ずるに至りしに依り、議會は一八九〇年有名なシャーマン反トラスト法 The Sherman Anti-Trust Law を制定し、州又は外國との間の貿易、又は商業を制限せんとする一切の契約聯合、又は共謀はトラストの形式によると否とに拘らず、總て之を不法なりとして禁止した。更に又時代の進運に應じ大に行政機關擴張の必要を感じ、一九〇三年商働務省を設立し、尋で之を商務省と勞働務省とに分割し、一九一四年商務委員會 The Federal Trade Commission を設立し、之に強大な權力を與へ、同年又クレイトン法 The Clayton Act として知らるる反トラスト並に勞働組合法を制定し、勞働組合の合

法な事を認むる等、國際貿易又は州際商業取締の名に於て各州の商業を取締り、州權の領域に侵入しつつある事は實に目醒ましいものである。殊に吾人の最も注目すべき事は近年合衆國政府が州際商業取締の權限により州の警察事項と認めらるる富籤、醜業、賣藥、飲食物等の取締をなしつつある事であつて、如何に近年各州間の商業の意義が擴張せられ、夫れが州權の範圍を侵しつつあるかを知ることが出来るのである。

右に付一言附け加へて置くべきことは、歐洲戰爭後トラストに關する政府の方針の一變したることである。蓋し米國に於ては嘗て製造家が同業者同志の聯合に依り、値段の協定其他の方法を用ひ、競争者を不當に壓迫し、之を撲滅することに依りて市場を獨占せんとし、其弊害が甚だしかつたので、之を矯正する爲前記の如くシャーマン反トラスト法を制定し、商工業の一切の連合を禁止したるものなるが、其結果米國のトラスト運動は一時閉息したのみならず、續て一九〇七年の恐慌に依り資本の活動が甚だしく萎縮した爲、爾來トラストの支配する獨占率は非常に低下した。然るにトラストに對する極端な壓迫は聽て世人の反感を招くに至りしのみならず、一九〇九年以後經濟界の復活と共に、企業の勃興並に大量生産に對する時代の要望は、自然に反シャーマン法的氣運を醸成し、事業の合同が到る處に於て實現せられ、同時に各種の同業者間に於て種々な諒解乃至協力が隨所に於

て行はれることゝ成つた。殊に此運動は歐洲戰爭中軍需品の製造に關して旺盛を極めたるが、同戰爭後政府は戰爭中の實驗から大に事業統制の必要なこと、企業の合同乃至結合の極めて緊要なことを認め、ツラストに對する從來の取締方針を一變したのみならず、一九一八年にウェブ法として知らるゝウェブ・ポメロン法 Webb-Pomeroy Act を制定し、輸出上の團結を公認した如きは其最も顯著なものである。蓋し此法律は輸出貿易の振興を目的としたものであつて、政府は之に依り輸出組合を奨励し、横暴な外國の購買團體の壓迫から、小規模な輸出業者を保護せんとしたものなるが、斯る組織は他の諸國に於て既に久しき以前から行はれたものであつて、米國が外國に向つて大々的活動を試みんとするに當り、此の種の組合運動を奨励することは何等不思議とするには足らざるも、從來ツラスト征伐を以て有名な米國の態度としては、實に大なる政策上の變化と云はねばならぬのである。去れば爾來米國に於て銅工業、電氣業、自動車工業、アルミニウム工業、化學工業、其他の幾多の大事業に關し、大規模な企業組合又はカルテル式同業組合が盛に行はれ、其結果是等の事業が次第に獨占的と成り、反ツラスト法の精神に對し大に反背するに拘らず、政府は産業の統制又は合理化的見地から大に之を奨励して居るのみならず、反ツラスト法に對する裁判所の態度の如きも近年に至り大に變化して居る。現に合衆國大審院は一九二〇年銅鐵會社の結合體たるユー・エス・

ツラスト事件に對する判決に於て、同會社の合法性を確認し、其理由として「此大結合體を解散させることに依り、公益上果して如何なる利益を認むべきや、否夫は輸出に障害を生じ、公益を害することゝなる」と述べて居る。以てツラスト取締に對する米國一般の傾向を察知するに足ると思はれる。併し此問題に關し特に注意を要することは、従前と今日とツラストの活動方針の大に違つて居ることである。即ち従前の結合運動は事業家が競争者を壓迫することに依り市場を不當に獨占し様としたのであるが、近年の運動は産業の合理化又は能率増加を目的とした同業者の協同作業であつて、米國の輿論は之を以て結局消費者の利益に歸するものと認めて居る。斯くして最近に至り反ツラスト問題は殆ど一般から忘れられた如き觀あるも、今後果して消費者の地位が安全であり、反ツラスト法の取締が無用であるべきや否は之を將來の發展に待つ外なしと考へる。

今國際及州際商業取締に付之を運送業取締及労働問題の二項に分ち其大要を説明する。

#### 甲 運送業取締

此問題を分ちて二つとする。其一是水上の運輸其二是陸上の運輸であつて、此二つは非常に異つた主義の許に取締られて居る。即ち陸上の運送は合衆國憲法第一條第八款第三項に規定する外國貿易並に各州間の商業に關する事項として取扱はれ、夫が州内の事項であると州外の事項であるとに

より、或は州政府により、或は合衆國政府によりて支配せられる事となるのであるが、水上の運送は憲法第三條第二款、「海上の事件は合衆國司法部の管轄に屬すとの規定により、州内限りの事項」と、又州外關係の事項たるに拘らず、總て合衆國政府の權限に屬するものと認められ、海上は勿論河川湖沼其他一切の水面に對しては州の境界に關係なく合衆國政府が管轄する事となつて居る但し州が其州内の水面に對し水先案内、檢疫、港灣等に關し取締規則を制定する事は差支なきも、若し夫が合衆國の法律に牴觸する場合には其效力を失ふ事となるのである。

陸上の運送に就ては夫が州内の事項であると、州際事項であるとに依り、其管轄を異にするのであるから、其管轄權を定める爲には、先づ以て夫が果して州内の事項であるか、將又州外關係の事項であるかを定める必要がある。是れ實際の問題に臨み最も困難とする所なるのみならず、近年の一般の傾向は合衆國政府が州際商業の名に依りて州の警察事項を取締らんとする事多く、然かも斯る問題は多く名實の區別を爲す事が不可能なるに依り、議論が水掛論となる事を免れない。併し如何なる意味に於ても多年州外に關係する事項は之を合衆國政府に於て取締る事が實際上便宜なるに依り、假令州内の警察事項であつても、夫れが多少州外に關係を及ぼす場合には、合衆國政府に於て之を取締るとも、其規定が合理的であり、且つ實際的なる場合には輿論は之を歡迎し、法廷も亦

之を有効と見做して居る。併し州が其州内の警察上の取締の必要に依り制定した規則が偶々州外に關係を及ぼすが如き事があつても、夫れが實際的であり、又合理的であるならば、矢張り有効と見做されて居る。例へば州の檢疫規則、鳥類保護法、鐵道に關する危險取締規則等の如き、地方的警察規則が多少州外に關係を及ぼす場合にも、敢て其效力に瑕瑾を生じない事は、幾多の合衆國大審院の判決例に依りても之を知る事が出来るのである。但し夫が合衆國の法律と牴觸する時は州外に關する限り其效力を失ふ事は勿論である。又州は州際鐵道に對して其運賃を定むる權限なきも、合衆國議會が之を定めない場合には其州内の鐵道の部分に對して規定を設け得る事は是又合衆國大審院の認むる所である。近來議會は屢々州際商業取締の名に於て各州間の商業と同時に州の商業に従事する雇人と被雇人との關係、其勞働時間等に關し規定を設けて居る。從て州内に於ける鐵道其他陸上の運輸が州と合衆國との二重の取締を受くる事は決して珍らしくないのである。但し今より四十年前迄は議會の政策は主として土地の開発を目的とし、出來得るだけ鐵道の開通を獎勵せんとするのであつたから、之を取締る杯と云ふ事は殆ど考へられなかつたのであるが、其後鐵道の勢力が大に増長し甚だしく專横の弊を生じた爲、一八八七年州際商業取締法 *The Interstate Commerce Act* を制定し更に一九〇六年及一九〇七年之に修正を加へ嚴重な取締を行ふ事となし、又一八九三

年危險豫防法 The Safety Appliance Act を制定し、一九〇三年之に修正を加へ各州間の鐵道の危險に對して取締を爲し、州内の事項に對し大に合衆國政府の威力を發揮して居るが、合衆國大審院は各州間の利害に關すると云ふ事を極めて廣義に解釋し、目的の事項が少しにても州外の利害に關係を有する時は之を合衆國政府の權限に屬するものと認めて居る。併し是等の取締法は孰れも皆鐵道其他運送業者を取締らんとする消極的規定であつて、積極的には殆ど見るに足るべき施設がなかつたのであるが、歐洲戰爭の結果合衆國政府は大に鐵道の統一、並に之に對する適當な保護の必要を悟り、其手段として一九二〇年運輸法 The Transportation Act を制定した。其内容は之を詳しく説明する必要なしと認むるも、特に注意を要する事は政府が是によりて從來の消極的態度を改め積極的に鐵道の中央集權主義を實行せんとした事である。其要點は(一)各鐵道の運輸及經營の統一を計る爲州際商業委員會に強大なる權力を與へ、且つ該委員會をして各鐵道會社の合同を計らしめる爲之に適當な權限を與へ、(二)各鐵道會社が六分以上の利益を得た時は其超過額の半額を州際委員會に積立てしめ該委員會をして之を鐵道會社に對する融通基金に利用せしめ、(三)全國の鐵道を數區に分ち州の内外を問はず各區毎に一定の運賃率を定めしむる事の三點に歸するのである。以て鐵道に對する合衆國政府の政策が如何に中央集權主義に傾きつつあるかを示すに足るのである。但

し鐵道の州内の部分に對し、中央政府に於て運賃を定むる事に就ては、多少の異論はあるも多くは差支なしと論じて居る。現に合衆國大審院長タフトは一九二二年ウイスコンシン對シカゴ・バリーントン鐵道會社事件に於て、「州際商業の發達を計り之を保護する事は議會の權限に屬するものなれば、議會が其目的を達する爲に州際運輸機關に對し合理的運賃率を制定し、州が其管内に於て該機關を利用する場合に州をして之を適用せしむる事は、極めて必要であり且つ甚だ望ましい事である。且又合衆國憲法は州内商業と州際商業とは異りたる權力の支配に屬するものなる事を規定するも、其活動が實際上交叉し錯綜する場合に、中央政府が偶發的に州内商業に干渉する能はずとせば、中央政府は到底其最高の權力を完全に行使し能はぬ事となるのであつて、中央政府の斯る偶發的取締は決して州權侵害でもなければ又憲法違反でもないのである」と判決し、各州間の鐵道が其所在地の如何に拘はらず、合衆國の運輸機關として合衆國政府の權限に屬する事を示して居るのである。斯くの如くにして水上の輸送が州の權限を離れて合衆國政府の支配に專屬するが如く、陸上の輸送も亦漸次合衆國政府の支配に移りつつありと云ひ得るのである。

### 乙 勞働問題

社會の幼稚な昔の時代には勞働に關する事は多くは個人的の事項と見做され政府は殆んど之に干



涉しなかつたのであるが、近年工業の發達と共に労働問題が社會上並に經濟上重要な一の公共問題として取扱はれる様になつて居る。尤も夫が州内限りの事件である場合に州の權限に屬する事は云ふ迄もない事なるが、今日の如き複雑な世の中にては純粹な地方的事件は極めて少く、甲の地方の出來事は直ぐ乙の地方の出來事となり、丙の地方の鐵道ストライキは丁の地方の農業又は商業に影響を及ぼし、戊の地方の炭坑の騷擾は己の地方の工業の打撃となる。各地の利害は極めて密接な關係を有するのみならず、近年に至り労働者は次第に全國的に結束し、資本家も亦同様全國的に集合し聯合しつつある有様なれば、之に對抗して適當な措置をなす事は州の力の及ぶ所ではない。茲に於て合衆國政府は近年労働問題を以て單純な州内限りの事項と見做さず、或は國際事件とし、或は州際事件として自ら取扱ふべきものなりとし、州際運輸業者又は合衆國政府の使用人に對する労働者保險法、鐵道使用人に對する八時間労働法、クレイトン法として知らるる労働組合法、雇主責任法其他の法律を制定し、殊に水面は全然合衆國政府の權限に屬するにより海員の雇傭給養其他に關する海員法を制定する等大に中央集權主義を發揮して居る。但し陸上の労働に對する議會の權限は國際及州際事項に限らるる事は云ふ迄もない事なるが、或労働事項が果して國際又は州際事項なるや否は、夫れが國際又は州際商業の部分であると見做さるべき或合理的關係を有するや否に依つて定まるのである。

茲に注意を要する事は合衆國政府が労働者對資本家の紛議鎮定の爲に努力しつつある事なるが、同政府は一九一三年勞資協調局 Board of Mediation and Conciliation を設け、労働問題に關する紛議仲裁の任に當らしめたが、同法は何等強制的のものでなく、同局の仲裁を利用すると否とは全然關係者の任意とし、其決定に對しても何等強制の方法を設けず極めて微溫的なものであつたのである。併し一九二〇年制定の運輸法 The Transportation Act に於ては從來と大に其方針を一變し、州際商業に對し極めて積極的な取締を爲す事となし、同法の一部に「州際及州内運送業者と其使用人との間の紛議協調に關する規定を設け、各運送業者及其使用人に對し如何なる紛議の爲にも運輸に支障を來さざる様、各自に該紛議を避ける爲最善の努力を爲すべく、若し紛議を生ずる時は相方の代表者會合の上適宜協議解決すべき旨」を規定し、更に又「雇主及被雇主の合意により豫て紛議協調會を設け、右代表者に於て解決不能の場合に何れかの一方又は相方よりの申出又は同會の見込により、労働規約及労働條件に關する紛議に付審問し之に判決を與ふ旨」を規定し、最後に「鐵道労働委員會を設置し、其委員を九名とし内三名は會社側より三名は労働者側より三名は一般公衆より選任する事とし、協調會に於て紛議が解決せられざるか又は協調會が設立されて居ない場

合には、労働規約労働条件及労働に關する紛議に付審問し之に判決を與ふべき旨」を規定して居る。尤も該判決執行の方法に就ては何等強制的な規定を設けず、若し夫れが何れかによりて破られた場合には其事實を公表すべしと規定して居り、勞資紛議の解決法としては甚だ不完全なるを免れざるも、從來の制度に比し進歩の跡が歴々と認められて居る。但し舊法律に規定する紛議が常に州際的事項に止まらず州内の事項に及ぶものなる事は注意すべき事なるが、州に於ても合衆國の法律に抵触せざる限り州内の輸送に關し取締規則を設くる事の出来るのは云ふ迄もない事である。

次にシャーマン反トラスト法が「州と州又は州と州外の間の商業又は貿易を制限せんとする、一切の契約聯合又は共謀はトラストの形式によると否とに拘らず、之を不法なりとして禁止す」との規定を設くる事は前に述べた通りなるが、元來同法は資本家の跋扈を防ぎ企業の獨占を妨ぐる事を目的としたものであつて、立法者の眼中に労働者はなかつたのである。然るに同法の施行に際して最も打撃を受けたものは労働者であつて、彼等は同法の適用上資本家に對して最も有力な武器とする同盟罷工を禁止せられ、且同盟罷工によりて與へられたる損害を辨償する責任を負はされたのである。其處で一九一四年制定の合衆國法律クレイトン法は労働組合の合法なる事を認め、且つ「産業上の紛議の場合に裁判所は労働組合の執行する同盟罷工に對しては、夫れが特定の財産に對する回

復し難き損害を防ぐ爲に必要な場合の外は、之に停止命令を發する事を得ず」との規定を設けたので、労働組合は漸くシャーマン法の適用を免る事が出来る様になつたのである。之を要するに資本が漸次全国的性質を帯びつゝあると同様に労働も亦次第に全国的性質を帯びつつあるのであつて、合衆國中央政府の権限が一般商業に對すると同様に労働に對しても亦次第に擴張されつつあるのである。

### 丙 一般の商工業及其他の關係事項

國際及州際商業が合衆國政府の擴張に屬し、州内限りの商工業が原則としては州の政府の権限に屬する事は既に説明した通りなるが、或事項は之を州内關係と州外關係とに區別する事が困難なるのみならず、更に或者は其性質上全國に對し均等の取締を爲す事を可とするに依り、合衆國憲法は其最重要と認められたものに限り、之を合衆國政府の管轄に屬せしむる事となし、第一條第八款に於て議會の権限を左の通り定めて居る。

#### 一、印度人との商業を取締る事（第三項）

#### 一、歸化及破産に關し全國共通の規定を設くる事（第四項）

#### 一、貨幣及度量衡の制度を設くる事（第五項）

一、公債證書及貨幣の鑄造並に變造に對し懲罰規定を設くる事（第六項）

一、郵便局及郵便道路を設くる事（第七項）

一、美術及有益なる技藝の進歩を計る爲著作者及發明家に對し一定の期間其著作及發明を専用する特權を與ふる事（第八項）

一、公海に於ける重罪行爲海賊並に國際法違反の行爲に對し懲罰規定を設くる事（第十項）

右に關しては重要と認められたものは他の適宜の場所に於て別に詳しく説明するに依り茲には之を略する事とする。

#### 第五項 移民

##### 甲 移民政策

移民に關する事項が何れの權限に屬するやに就ては合衆國憲法に何等明瞭な規定がない。併し人間の輸送は物の輸送と共に一種の商業に屬するものなれば、國際商業に對する合衆國政府の權限の内に含まるゝものと解せられ、合衆國大審院は一八四八年外國人旅客課稅事件に於て移民に關する事は合衆國の權限に專屬するに依り、州が移民の入國に對して課稅する事は不法なりと判決し、又一八九七年支那人排斥事件に於て、外國人の入國を拒絶する事は合衆國の主權に伴ふ必然の權利で

あると判決して居る。併し合衆國政府が實際移民の入國に對して或取締をする様になつたのは極めて近年の事であつて、夫迄は外國人の入國は全然本人の自由に任かされて居たのである。蓋し其頃は米國の人口が極めて稀薄で土地の餘裕が多かつたから外國人が入り込まなければ國が開けないのみならず、人種の上から云つても、又宗教の上から云つても、先住の者がアングロサクソン系の新教信者で後から移住して來る者も亦同じアングロサクソン系の新教信者なりしに依り、移民を歓迎する理由は有つても之を取締らねばならぬと云ふ必要は少しも無かつたのである。併し漸次移民が増す、人口が稠密になつて來る、餘つた地面が少くなる、殊に都市が發達すると共に各種の勞働問題が發生する、從て先住者が新來者に對して反感を抱かざるを得ない事となる。茲に於て世論は漸く移民の入國に對し或取締を爲す事を必要とした。恰も其頃から往々米國の事を坵塙の如き國と云ひ如何なる人類でも米國と云ふ大きな坵塙の内に入れて置く時は、夫が自然と米國に同化する。米國は所謂人間のメルチング・ポットであると云ふ事を云ひ出したのであるが、是は多少米國に異分子が入り込んで來る様に成り、從來の米國人又は先入の移民等の或者が是等の異分子に對して反感を抱く様に成りし爲、其反感に對抗する爲云ひ出した一種のプロバガンダであつたのである。併し夫が重大な實際問題として取扱はれる様に成つたのは極く近頃の事であつて、夫迄は政治家も學者も

未だ移民問題を以てさして注意すべき程の問題とは認めなかつたのである。其處で一八七五年に始めて一般移民法が制定せられ、前科者醜業婦杯の入國を禁止した。併し右は何人の目にも不良と認められる者の入國を禁じた迄の事であつて、他の一般の移民に對しては矢張り極めて寛大であつたのである。

尤も支那人に對しては一八八二年に排斥法が制定せられ労働者の入國を絶對に禁止し、日本人に對しては排斥法は制定せられざりしも、一九〇七年の日米紳士協約に依り日本人の労働者の渡米を防止した。但し紳士協約とは從來米國に在留する日本人労働者の再渡米及夫等の者の親妻子の渡米は差支ないが、夫以外の新たな労働者は日本より米國に渡航せしめないと云ふ日本側からの約束である。日本が米國に對して斯る約束をしたと云ふのは、若し日本自ら日本人の渡米を制限せず、之を自然の儘に放任する時は、結局日本人は支那人排斥法の如き形式で米國より排斥せられる事となり日本の爲に却て大なる不利益となると云ふのが其理由であつたのである。併し歐洲移民に對しては一八七五年後屢々規則を改正し、多少入國禁止の移民の種類を増加したるも、要するに其取締は極めて寛大なものであつた。然るに一八九五年頃より從來の移民とは餘程種類の異つた極めて低級な南歐の移民が多數渡米し始め、夫が年一年と非常な勢で増加した爲、米國の識者の間に於て次第に

移民制限説を唱ふる者を生じ、遂に一九一七年從來よりも稍嚴重な移民法を制定し、無教育者の入國を禁止するに至りたるが、爾來移民制限論者は尙一層其所説を徹底せしめんとし、全國労働者同盟と共に怠りなく運動しつゝありたる處、偶々歐洲戦争に際し米國は非常に其國民の不統一な事を實驗し、且戦後米國第一主義が至る處に於て高潮せられ、異分子排斥の空氣が極めて濃厚となりし爲、移民制限説が更に一段の勢力を占むる様になりしのみならず、歐洲戦争の結果として歐洲の貧民、殊に最も好ましからずと考へられた南歐及東歐の貧民が米國に向ひ潮の如く押し寄せて來らんとする有様なりしに依り、米國人は非常に其神經を惱まし、取敢へず一九二一年の議會に於て所謂三パーセント法と稱する臨機の法律を制定し、始めて移民を數の上に於て制限する事とした。是れは一九一〇年に米國に在留した外國人の人口數に比例し、一ヶ年に其百分の三だけ各國の移民を入れ様と云ふのであつて、其期限を一九二二年六月三十日迄とし、其内に適當な法律を制定し根本的に移民の取締をしやうと云ふ考案であつたのであるが、其後良案を得ないのと、種々な政治上の理由とに依り、右の三パーセント法を更に二年間延期し一九二四年六月末迄夫を實行する事とした。然るに右の制限法では一ヶ年間の移民の入國が四十萬人の多數となり、且其殆ど半數は伊太利希臘及波蘭等の東歐及南歐の移民であつて、移民制限の目的に適はざるに依り、更に研究の結果南歐及

東歐人が多く米國に移住したのは一八九五年以後であつて、其以前に米國に居住した外國人は西歐及北歐人が多く、南歐及東歐人は甚だ少かりしに依り、一には數を制限し、二には種類の選擇を爲す目的にて、一九二七年六月迄は一八九〇年の統計に依り、當時米國に在留した外國人の人口を基礎とし毎年其百分の二だけ各國の移民を入國せしめ、一九二七年七月よりは移民の總數を十六萬人とし、一九二〇年の統計に依り其當時在留の外國人の人口に比例し各國人の入國を許可する事となし、夫れで出來上つたのが即ち一九二四年に制定せられた現在の移民法である。

其處で此移民法は入國者を四種に分類し(一)非移民、(二)非歩合移民、(三)歩合移民、(四)右の者の家族として居る。

### (一) 非移民

非移民に屬する者は數に制限なく自由に入國せしむる者であつて、此階級に屬する者は政府の官吏、其家族及使用人、遊覽又は用務を目的とする旅行者、通過旅客條約の規定に依り商業を營む者を其主なる者とする。此内で最も注意を要する者は條約の規定に依る商人である。移民法の規定には條約の規定に依りて商業を營む者となつて居るが、其施行細則には旅行者の本國と米國との間の貿易に従事する者と云ふ事になつて居り、當時の議會の議事録及び提案者の説明等も施行細則と同

様になつて居る。故に此細則の文字通に解釋すると、例へば日本の商人が紐育に居て英吉利と亞米利加との商賣に従事するとすれば、それは條約に規定せる商人の中に入らぬのであつて甚だ不都合なのである。但し實際問題としては是等の商人は同時に日米間の商業に従事するに依り、大なる利害關係を生ずる事はない。然らば貿易業者とは卸賣商に限らるゝものなるか、又は小賣商をも含むものなるかと云ふに、米國政府の解釋は可なり寛大であつて其間に何等の區別を設けない。然し一九二七年の議會に於て右の商人は大規模の商業に従事する者に限るとの改正案が提出せられて居る。若し斯る案が成立するとせば日本並に他の諸外國との間に條約違反の問題を生ずるのは云ふ迄もない。次に貿易に従事する者を非移民として許すとすれば、其雇人の取扱は如何であるか、米國政府は其間に何等の區別を設けず自ら貿易を經營して居る主人ならずとも、其支配人は勿論下級店員と雖も皆資格ある條約上の商人として入國し得る者と認めて居る。然るに從來の移民法では契約移民即ち雇はれ口の定つて居る人は米國に入國する事を禁じて居たのであつて、銀行、會社、商店の支配人は勿論、其他の店員は總て契約移民なりとの理由にて入國を禁ぜられて居たのである。従つて是等の人々が渡米し得ないとすれば、日本人が米國に赴き商賣する事は實際不可能なるに依り、從來日本政府は差支なき限り手加減を用ひ、是等の店員を漫遊者として渡米させ米國側も内々夫れを

承知で入國させて居たのであるが、新移民法は主人に非ずとも貿易に従事して居る者は資格ある商人として入米せしむる事となりしに依り、是等の店員は其渡米が自由になつたのである。

然らば國際貿易に直接關係の無い者、例へば米國にて宿屋業、質屋業、口入業等を營む者は如何に取扱はるゝやと云ふに是等は確かに日米條約上の商業に従事する者であつて條約上米國に入國し得る筈なるが、米國の移民法が夫れを認めぬと云ふ事になれば、是れを外交的に解決する事は暫く別とし、法律的に解決するには米國法廷に試訴するより外はない。併し之には米國に澤山有利な判決例がある。例へば加州ロスアンゼルス附近に日本人の温泉宿がある。是れが數年前條約上の問題となつた處が、米國大審院は温泉宿も矢張り日米條約中の商業であると云ふ判決を與へ、又シヤトルに於て日本人の質屋業に付夫れが條約上の商賣であるや否の問題を起した時にも、大審院は之を日米條約上の商業であると判決した。從て若し移民問題に關して米國政府に於て日米條約中の商業と云ふ意味を狹義に解する如き事がありとすれば、テストケースを起せば多分有利に解決せらるべしと思はれるが、日本は條約上此問題を如何に處置すべきや、米國には此種類の商業に従事する日本人が非常に多いのであつて、彼等が條約上の商人として米國を出入し得るや否は彼等の利害に關する大問題であるのみならず、實に吾條約の威信に關する重要問題である。

### (二) 非歩合移民

非歩合移民は百分の二の歩合に關係なく無制限に入國を許されるのであつて、宗教家、大學又は専門學校教授並に其家族、再渡米者、留學生杯が其重なる者である。

但し宗教家又は教授は過去二箇年間引き續き其職に在りたる事を要し、留學生は年齢十五歳以上にして労働長官より認可せられた學校に入學を許可せられたる者なる事を要すと成つて居る。

### (三) 歩合移民

非移民及非歩合移民を除いた總ての移民を總稱するのであつて、一八九〇年の米國在留外國人の人口を基礎にし毎年其百分の二の比例で各國人の入國を許可しやうと云ふのである。此方法は過去三年間三パーセント法に依り一年に約四十萬人の移民を入國せしめて居たのを、此後は約三十萬人に減じ、主として南歐及東歐の移民を減少する事にしたのであつて、一九二七年からは移民の一ヶ年の入國數を十六萬人とし、一九二〇年の外國人の人口を基礎とし夫れに比例して各國人の入國を許す事となつて居る(此規定は實施延期中)。此規定の結果として米國労働界は餘程の影響を受け、都市の労働者の不足を補ふ爲、農園労働者が次第に都市に集り、其爲農園労働者の不足を生じ、殊に南部地方の黒人が北方の工業地に移住する傾向を生じた爲、大分北部地方の問題となりつゝある

模様である。然るに吾人の最も遺憾とする所は歩合移民の規定から全然東洋人を除外した事であつて、日本人は其結果非移民、非歩合移民の外は全然米國に入國する事が出来ない事になつて居る。是れ日米紳士協約に依り日本移民を制限した從來の關係を無視するのみならず、日本人を他の外國人より區別し偏頗な待遇を與へるものであつて不都合甚だしいものである。此問題に就ては次の日本人排斥問題中に於て再説する。

#### (四) 移民の家族

移民の家族に關しては新移民法は、家族は其主人が米國に入國し得る資格がありとも該主人との親族關係を理由として入國するを得ざる事と定めて居る。例へば貿易業者の妻であつても貿易業者の妻であると云ふ理由にては米國に入る事を許されない。此問題に關しては支那人入國事件の判決例に就て研究する必要がある。即ち支那人排斥法には單に商人は入國し得べしと規定するも其妻子に關しては何等規定する所がない。依て支那人は合衆國裁判所に試訴を提起し夫婦は同心一體であり子供は親に従屬する者にして夫婦親子は人間の權利として同居すべきものである。従つて主人が入國し得るものとせば妻も子も亦同じく入國し得べきものであるとの意見を主張し、結局大審院に於て勝訴の判決を與へられたのである。此判決の精神に依り外國人の貿易業者が新移民法に依り米

國に渡航する場合にも妻子の同伴が出来ぬと云ふ事は決してあるまいと思はるゝも同移民法に於ては夫れを認めて居ないのである。此事件に關しては曩にシヤトル、桑港及紐育の三ヶ所に於て支那人の商人の妻子が上陸を拒絶せられし爲、同支那人は新移民法に對するテストケースとして、是を合衆國の法廷に試訴した處、結局同大審院に於て支那人の勝訴となり家族は主人と同様の資格を有する者として上陸を許された爲、勞働省は一九二五年七月一日同移民施行規則を改正し、米國と本國との間の貿易に従事する者の妻及び十八歳未満の子供は主人と同じ資格に於て米國に入國を許す事とした。而して貿易業者以外の商人の妻子が之と同様に自由に米國に入國し得るや否は是等の商人が條約上の商人なるや否に依りて定まるのである。

#### 乙 日本人排斥問題

##### (一) 概 説

近年日米間に於て最も世界の耳目を惹いた問題はカリフォルニア州其他の太平洋沿岸地方に於ける日本人排斥問題である。勿論右は事件發生の場所及動機より云ふ時は米國に於ける一地方問題なるが如き觀あるも、其實日本人を國民として排斥した大事件であつて、之を内にしては米國の國法上の問題として、又之を外にしては日米の外交上の問題として、極めて重要な性質のものなる事は

云ふ迄もない事である。蓋し此問題は一八九八年(明治三十一年)桑港に於て野心政治家が政治運動の手段として日本人排斥を主張し其以前より盛であつた支那人排斥の道連れとした事から始つたのであつて、爾來政治季節の度毎に同じ運動を繰り返へしつゝありたる處、遂に一九一三年に至り加州が同州在留の日本人に對し土地の所有並に農業地の三年以上の賃借を禁止し、更に一九二〇年に右の土地所有禁止と共に農業地の賃借及其利用を絶対に禁止したのを始としワシントン州其他の多くの州も亦之に倣ひ、次で一九二四年の移民法に依り日本人労働者の米國に入る事を禁止したのであるが、此問題は最初桑港に於ける單純な地方的労働問題として起り、日本人を以て劣等な民族並に低級な労働者として排斥したものなるも、日本の國際的地位の向上、加州其他に於ける日本人の事業の發展並に他の種々な事情の變化と共に、漸次政治上經濟上又は社會上の理由に依りて之を排斥する事となり、或は日本人を以て好戰國民なりと云ひ、或は彼等の移住は米國に對する平和的侵略なりと云ひ、或は其迅速な繁殖力は白人米國主義を破壊するものなりと云ひ、或は日本人は生活程度低く過度の労働又は勤務に服するに依り恐るべき經濟上の競争者なりと云ひ、或は日本の文明及日本人の長所は之を認むるも、日本人に依て代表せらるゝ東洋文明の侵入は、純潔なる西洋文明の保存及發達に害ありと云ひ、或は又日米兩國の關係を圓滿ならしめ其親交を維持する最善の方法

は兩民族の接觸を避くるに在りと云ひ、其他之に類似せる幾多の勝手なる議論を並べ、更に歐洲戰爭の末頃に至り支那朝鮮シベリア問題等の發生すると共に、甚だしく國際的色彩を添ゆるに至りたるが、其議論は極めて區々に亘り、見方に依りては政治問題なるが如く、經濟問題なるが如く、又社會問題なるが如く、更に國際問題なるが如き觀あるも、其精神とする所は何れも白人に非ざる日本人の米國に發展する事は好ましからずと云ふに歸着するのであつて、此意味より云へば排日問題は人種的偏見に基く一種の感情問題なりと思はるゝも、同時に政治上經濟上及社會上の理由が伴はざれば人種の相違は決して今日の如く排斥の重大な原因とならざりしものなることを思ふ時は、該問題は又之を政治經濟及社會的問題なりと云ひ得るのである。併し人心の機微を窺ひ是等の理由を並べて巧に其反感を挑發したものは、野心政治家及無責任な新聞紙等であつて、排日事件の直接の原因は多くは彼等の目醒しい排日的活動なりし事を考へる時は、該問題は又之を彼等の利己的努力の結果であるとも云はねばならぬのである。

### (二) 日本人排斥の現状

日本人排斥の現状に就ては便宜上之を(イ)日本人の入國問題と(ロ)在米日本人の待遇問題とに區別し其大要を説明する事とする。



## (イ) 日本人の入國問題

米國が近來移民制限主義に傾き、一九二四年に至り遂に現行移民法を制定した事は前に説明した通りなるが、日本人に對しては久しき以前より労働者の入國を禁止すべしとの説が常に排日家によりて唱道せられ、其形勢甚だ吾に不利なりしに依り、日本政府に於ても日本人労働者の米國移住に對して夙に制限の方針を採り、排日家の爲に乗ぜられざる様注意したのみならず、一九〇七年(明治四十年)十二月米國政府の希望に應じ所謂日米紳士協約を締結し、既に米國に在留する者の再渡航及其父母妻子の渡米の外は、労働者又は労働者類似の者に對し米國旅行券を下附せざる事とした。蓋し日本政府の目的は之に依りて加州及び其他の太平洋沿岸諸州に於ける排日氣勢を緩和し、日本人に對する差別的移民法の制定を豫防し様としたのであつて、爾來日本政府は最も誠實に此協約を實行したのである。然るに加州其他の排日家は之を以て満足せず、常に日本移民が盛に渡米しつゝありとの虚報を傳播し、該協約に對する日本政府の不信を鳴らし、且つ移民の入國に對する取締は米國の内政に關するものなれば、外國政府の措置に一任すべきにあらずと論じ、支那人排斥法の例に倣ひ日本人移民排斥法を制定し、米國自身の手に依りて日本人移民の絶對排斥を實行せねばならぬとの意見を主張しつゝありたるが、此意見は獨り加州に於てのみならず、他の太平洋沿岸諸州は勿

論東部其他の米國內地に於ても之に共鳴する者が尠くなかつたのである。現に米國議會に於て屢々此種類の議案が提出せられ一九一三年(大正二年)及び一九一五年(大正四年)中同議會を通過し、孰れも大統領の不裁可によりて僅かに消滅した位であつたが、一九一六年(大正五年)の議會に於て再び同種の議案が提出せられ、危機一髪の場合に迫り大統領並に國務省の盡力にて漸く阻止せられた程なりしも、遂に一九二四年(大正十三年)の議會に於て歸化不能の外國人の名により日本人を排斥する前記の移民法案を通過し、同案は同年五月二十六日大統領の署名を経て成立した。是れ實に日米紳士協約の規定及び其精神を無視した不法の行爲であつて、我國の體面上並に國際道徳上看過すべからざるものである。勿論日本としては日本人が米國に於て好まれざる以上は敢て彼等を米國に送る必要はない。日本政府が從來紳士協約に依りて日本人の移住を制限したのも亦實に之が爲である。若し米國が紳士協約の内容に不満足なりとせば日本は必ずしも之を改締する事に異議を唱ふるものにあらずし事は、該移民法成立前駐米埴原大使より米國國務長官に宛てた書翰に依りても明である。併し若し米國が紳士協約を繼續する事を望まず、是非共其國法に依りて自ら日本人の入國を取締らうと云ふならば、米國は何故先づ日本と紳士協約廢止に付必要なる了解を遂げ且つ日本人に對し法律上他の外國人と均等の待遇を與へる事となさざるか、若し移民法中の他の外國人に對する入

國規定（即ち一九二七年六月迄は一八九〇年の統計に依り當時米國に在留した外國人の人口に比例し其百分の二丈け其國籍の外國人を入國せしめ、又一九二七年七月よりは移民の總數を十六萬人とし一九二〇年の統計に依り其當時在留の外國人の人口に比例し其國人を入國せしめんとするもの）を日本人に適用するとせば其入國數は一九二七年六月迄は一ケ年に付僅に百人であつて、數の上に於ては殆ど入國禁止と異らないのみならず、又一九二七年七月以後と雖只僅な増加を見る丈けの事であつて、實際上の利害問題としては米國側より見るも又日本側より見るも差して論議する程の事ではないのである。米國は何故に何等實益なき然かも日本が最も國民的恥辱なりとする差別的方法に依らざれば日本人を取扱ひ難しとするのであるか、日本にとり迷惑甚しいのみならず、米國自身にとりても實に迂愚極まるものである。然らば日本は果して此問題を如何にすべきや、從來排日運動はカリフォルニア其他太平洋沿岸諸州に限られた地方問題であるとは米國政府及東部人士の屢々口にする所なりしも、今や中央議會に於て之を決議し更に大統領が之れに署名したりと云ふに至りては、是れ實に全米國民の名に於て公然日本國民を蔑辱したのに外ならぬのであつて、日本國民が米國國民に向つて憤怒するのも亦實に已むを得ぬのである。されば日本政府は曩に米國政府に對して抗議したるも米國政府は言を左右に託して之に耳を籍さざるのみならず、大統領は其後公開の席

上に於て議會の行動には賛成せざるも既に法律となりて成立した以上は問題は是れにて終結したと聲明した。是は恐くは大統領の眞意にあらざるべく既に問題が政治化した爲斯く聲明すべく餘儀なくされたものとは想像するも、大統領として公然聲明した以上は吾人は之を文字通りに解釋するの外はないのである。然らば日本政府は之に對し如何なる態度を執る可きや、假令日本が幾回抗議するとも、米國が之に應じて移民法を修正すべしとは想像し難きも緘黙は遂に承諾となる。吾人は宜しく繰り返へし米國の非行を承認せざる事を聲明し以て彼の反省を促し吾立場を明にすべき必要がある。

#### (ロ) 在米日本人の待遇問題

在米日本人に對する排斥は最初は労働方面にのみ限られたるも、日本人の事業の發展するに従ひ事業家として之を壓迫する事となりたる事情は前に述べた通りなるが、今日彼等の最も困難とする所は歸化權なき外國人の名に於て土地所有並に農業地の賃借並に其他の利用を禁ぜられて居る事であつて、加州を始めとし、ワシントン、ネヴァダ、アリゾナ、ニューメキシコ、テキサス、ネブラスカ等の西部諸州に於ては大抵大同小異の排日土地法を制定して居る。是れ人間の平等を基礎とする米國憲法及び日米條約の精神に反し國際道徳を無視したものなるのみならず、多年米國に在りて

粒々稼ぎ上げた多數の日本人の事業を破壊し其生業を奪ふものであつて、人道上實に容易ならざる非徳の行爲と云はねばならぬのである。されば一九一三年(大正二年)加州に於て第一回排日土地法の制定せられた時に當り、日本政府は之を以て日本國民に對する不當の差別待遇なりとし、米國政府に對し三回に亘りて抗議書を提出したるも、遂に要領を得る事能はず、形の上にては今尙懸案中なるも其實泣き寝入りの姿となりしのみならず、更に又一九二〇年(大正九年)第二回加州排日土地法制定に際しても米國政府に對し一時抗議を保留し、兩國代表者間に於て非公式協議を遂げ、所謂幣原モリス案を作製し、日本移民の絶對停止と交換的に在米日本人の待遇問題を解決せんとしたるも、大統領更迭の爲め是又其儘となりたるが、在米日本人は日本人會を中心とし種々協議の結果訴訟によりて之を解決するに若かずとなし、借地權收穫契約權、土地會社の株式取得權等に關し試訴したるも、合衆國大審院は該土地法を以て國土の安全を保護する事を目的とした州の警察權の發動に基くものなりとし、該法は合衆國及州憲法に違反せざるのみならず、日米條約にも牴觸せずと判決し、日本人は純勞働に依る外は農業を經營する能はざる事に確定した。蓋し該法律の趣旨とする所は土地の利益を歸化不能の外國人に與ふる事は國の公安に害ありとなし、彼等に土地所有を禁止し農業の目的のために土地使用の機會を與へざる事を以て、國土の安全を保護する所以なりとなす

のであつて、小弱國が強大國の侵入を恐れる場合なれば兎も角も、苟も世界の強大國を以て誇れる米國が國家主權の一部である領土權と該主權の支配に屬する土地所有權又は地上權とを混合し、外國人を排斥する事を以て國土の安全を保護する所以なりとなす事は甚だ其名に似合はざるのみならず、多年東洋に於て自ら熱心に主張しつゝある機會均等主義に對して甚だ矛盾するものと云はねばならぬのである。

次に加州は一九二一年(大正十年)日本人學童隔離法及外國語學校取締法等の排日法を制定した。但し加州には從來學童隔離の法律があつて米國土人支那人及蒙古人系小學兒童の爲小學校を特設する時は是等の兒童は其他の公立小學校に入學せしめない事になつて居り、此法律を日本人に適用すべきや否やに付嘗て有名な日本人學童隔離問題を起し一時世間の耳目を聳動したのであるが、此度之を日本人にも適用し得る事に修正し又日本人に依りて設立せらるる日本語學校の經營を取締る爲其經營者は州の學務監督官の認可を受け、教員は民主思想、米國史及英語等に付同官の檢定試験を受け其免許状を受くるを要すとし、授業は公立小學校の教科後一日一時間毎週六時間以内、授業科目及教科書は同官の認可を受くべきものとしたのであるが、右の學童隔離法は一九〇六年の日本人學童隔離事件の蒸し返へしであつて、理論より云へば日本政府としては同事件の當時の論法を繰り返

へし條約違反を以て攻め付けるの外なきも、本問題は極めてデリケートな性質のものであつて動もすると激烈な感情問題となる恐があるに依り、之を取扱ふには極めて慎重な考慮を必要とする。幸加州各地の當局者としても本法を實施するには校舎の設備、教員雇入其他の爲莫大なる費用を要するに依り、さなきだに教育費の年々膨張しつつある折柄なれば、斯る目的の爲に費用を投ずる事を好まない、従て本件は實際問題としてはさして憂ふるに足らざるもの様である。又外國語學校取締法に就ては嘗て歐洲戦争後米國各地に於て獨逸人に對する反感の結果ネブラスカ及オハイオ州其他東部の十八州に於て獨逸語學校撲滅の爲取締法を制定した處合衆國大審院は之を以て合衆國憲法追加第十四條に違反すとの理由に依り無効の判決を與へたるが、布哇に於ても曩に右と略同一の外國語學校取締法を制定し同地の日本人より試訴の結果、既に布哇の合衆國地方裁判所及桑港の合衆國巡回控訴院に於て合衆國憲法違反の判決を與へられ、布哇政廳側の敗訴となりたる爲同廳より合衆國大審院に上告したる處、同院は「布哇外國語學校法は米國人の憲法上の權利を縮少し、其自由と財産權とを奪ひ、且兒童に對する親權者の基本的權利に對し理由なく干渉を加ふるものなるのみならず、警察權の合法的行使の範圍を越え、取締的規定たるよりも寧ろ禁止的法規たるが故に不當である云々」と判決したるに依り、加州に於ける右の取締法も亦之と同一の運命に陥るべき筈なる

が、實際問題としては同州在留日本人間に於て適宜の對策を講じ教員志願者を奨勵し、試験科目に對し講習會を設け既に相當の成績を挙げ實際上餘り困難を感じない模様である。右の外近年加州に於て州會の度毎に歸化不能の外國人に對する漁業禁止法案の提出を見るのであるが、右は云ふ迄もなく日本人の漁夫を目標にするのであつて、夫が法律となる場合には無論日米條約違反の問題を生ずるのである。併し實際問題としては米國人は陸上に於て容易に労働口を發見し得るに依り少數の伊太利人系の者の外は海上に出でて働く事を好まないのみならず、日本人の漁獲する魚を使用する者は主として米國人の罐詰會社であつて、右の法律の爲に最も迷惑するものは是等の會社なるにより結局同會社より鼻薬を施し之を揉み消す事を常として居る。

### (三) 排日問題の將來

米國に於ける排日問題の將來如何は極めて重大な問題である。蓋し此問題は過去に於けるが如く將來に於ても、日米の國際關係、米國及加州の政治並に社會事情、日本人に對する米國人の理解及び其正義觀念、在米日本人の態度及生活狀態、其他種々雜多なる原因に基く米國人心の發動に依りて左右せられるものであつて、其形勢は決して樂觀する事を許さざるも、然かも前途には既に幾多の光明がある。吾人は餘りに悲觀して失望する事なく、又徒に樂觀して油斷する事なく、自ら努め

て我將來の運命を開く事を努めねばならぬのである。

今此問題を（イ）外國人としての日本人問題と（ロ）米國人としての日本人問題とに區別し聊か所見を披瀝する。

（イ）外國人としての日本人問題

過去に於て米國に於ける日本人問題が總て外國人としての日本人問題であつた事は云ふ迄もない而して是等の日本人は先きには紳士協約に依り今は又移民法に依りて其渡米を禁止せられたのみならず、現今米國に在留する者は最早老境に入りたれば、今後米國に於ける彼等の活動は長くとも十年を出ないのである。從て外國人としての日本人問題は其聲の大なる割合に其内容は極めて空虚なものなるのみならず、是等の日本人を兩親とする米國出生者は皆米國公民なるに依り、彼等の成長するに従ひ問題は自然に解決せらるべきものである。併し目下の處境に角日本人が米國に於て排斥せられて居る事は現存する事實なるのみならず、排日の範圍は年と共に次第に擴がり、始めはカリフォルニア一州に限られたるも、其後ワシントン、オレゴンに及び、更に他の西部十州に感染し、恰も腫物が切解手術を怠りたる爲病毒が漫延して遂に滿身の腫物となつた如き觀がある。吾人は之に對し果して如何なる態度を採るべきや。

從來の排日法は總て日本人と云ふ言葉の代りに歸化不能の外國人なる言葉を用ひ、之に依りて日本人を歐洲人より區別し偏頗の待遇を與ふるものなる處、日本人が米國に於て歸化權を有せざる事は一九二二年（大正十一年）合衆國大審院に於て確認せられ、米國の國法上の問題としては最早争ふべき餘地なきも、右に關しギューリック博士其他の多くの穩健な米國人は近來歸化法改正を企て從來の歸化の標準を高め同標準に適合する外國人には人種の差別なく一率に歸化權を與ふべしとの説を主張しつつあるが、若し夫が成功する場合には之に依りて從來の總ての排日法を一掃するに足るべきも、遺憾ながら米國政治家中之に共鳴する者が極めて尠く、近き將來に其實現を見る事は困難と認めらる。

嘗て排日法の根本的解決法として新條約締結の考案もなかつたではない。珍田大使はブライアンを相手とし幣原大使はモリスを相手とし相當智慧を搾られた様ではあるが結局徒勞に歸した。由來條約に依る解決は日本の最も希望する所ではあつたが、米國側には夫程の熱心がない。詰り米國にては條約の締結には議會の上院の三分の二の同意を要し、西部諸州の議員の反對の爲に其成功の見込が甚だ乏しいからである。

嘗て此問題を日米兩國人の委員會の手に一任し其公平な審議の結果に依りて解決すべしとの説を

唱へた人もあつたが、委員會の研究の結果を兩國當局者の参考に供する位の事なれば兎に角、斯る委員會を権限ある政府の決議又は執行機關として採用する事は米國側に於ては實際上並に法制上不  
可能なりとなし、日本側に於ても餘り歓迎せられざりし爲、其議は遂に成立するに至らなかつたの  
である。此問題に付最も困難とする所は夫が多く感情上の問題である事である。之を解決するには  
先づ日米人相互の間の意志を疏通し其感情を融和する事が最も必要である。吾人は我在來同胞が克  
く米國人の心理を了解し、其風俗及習慣に従ひ、之と利害を共にし、其生活状態を改善し、缺點を  
改め美點を發揮し出來得る丈け排斥の種を蒔かざる様注意すると共に、加州其他の米國人が克く日  
本人問題の真相を理解し、其圓滿な解決は關係者相互の同情並に和協の精神に依る外なき事を認め、  
最早餘命幾許もなき日本人在留者に對し、公平にして且寛大な大國民の度量を示さん事を祈るので  
ある。只恨むらくは排日問題が常に地方の職業的政治屋に依りて左右せられ、穩健な者の意見は容  
易に衆愚の容るる所とならず、殊に中央政界の状態が極めて不定であつて、動もすれば無責任な慷  
慨家に依りて政局を支配せられ、之を政治家的に解決する事の困難なのは吾人の甚だ遺憾とする所  
である。

#### (ロ) 米國人としての日本人問題

米國に於て出生した者は兩親の國籍又は人種如何に拘らず米國公民である。目下在米日本人中此  
種の兒童は布哇に在る者を除き、其數約六萬人一ヶ年の出生者六千人位なれば、米國に於て外國人  
としての日本人問題は最早僅かな餘命を保つに過ぎざるも、米國人としての日本人問題は今後年一  
年重要な問題となるのである。蓋し彼等は米國公民として他の米國人と全然同等の權利を有するも  
のなれば、外國人としての日本人の場合の如く法律上差別待遇を受くることなきも、人種上彼等も  
亦日本人である。彼等が米國公民たる黑人及猶太人の場合の如く、異人種として社會的に或程度の  
差別待遇を受くる事は蓋し免れ難い事ならん。併し彼等は他の米國人と同じく米國に於て成長し、  
米國の教育を受け、其言語に通じ、風俗習慣及理想も亦他の米國人と異なる所なく、且米國人間に  
相當の友人を有し、今日外國人としての日本人が苦しみつつある幾多の缺點及困難を免れ、彼等自  
ら完全なる米國市民として、自己の問題を自ら解決し得べき充分な資格又は實力を有つて居る。是  
れ彼等の爲に最も心強しとする所なるが、彼等には是と同時に極めて大なる缺點がある。先づ第一  
に彼等は薄志弱行であつて日本移民の特長とする奮闘的努力の精神がない。蓋し日本移民が風俗習  
慣の異なる米國に於て言語其他の多くの不便があるに拘らず、克く今日の事業の成績を擧ぐる事を  
得たのは一に其不屈不撓の精神と其奮闘力の大なるに依るものなるも、其後繼者たる米國生れの

青年には夫がない。殊に彼等は多く貧弱な家庭に於て成長し甚だしく精神の修養を缺くのみならず、常に排日空氣の内に生息し其兩親は勿論其他の日本人が一般に米國人に對して大に遠慮し其下風に立つ事を目撃する爲、自然と日本人たる事を恥づるが如き風が無いではない。されば是等の米國生の日本人の爲に最も必要とする所は彼等に對して適當な教養を與へる事に格段の注意を拂ふ事である。勿論學才ある者に對し高等教育を奨励する事は極めて必要である。現に加州に於ては既に在留同胞の寄附金に依り加州大學、スタンフォード大學、南加州大學に於ける日本人學生の社交並に寄宿の爲に夫々同大學附近に俱樂部を設け、又は他に若干の獎學法を講じて居るのは極めて吾意を得たるものなるが、併し茲に云ふ日本人の教養と云ふのは學校の教育のみを云ふのではない。寧ろ夫よりも先づ彼等の身心を健康にし、其思想を堅固にし、倒れて後止む的精神を維持せしめ、其人格を高尙にし、更に日本人としての人種的自尊心を保たしむる事を計る事であつて、是れなくば彼等には何の價値もないのである。是れ彼地に在留する者の最も注意せねばならぬものなると同時に吾人も又適當な方法に依り之に後援を與ふる事を忘れてはならぬのである。蓋し吾人の最も尊ぶ所のものは量よりも質である。若し彼等にして何の教養もなく、何の自尊心もなく、其質に於て優る所がないならば、其人口の増殖も米國公民たる資格も畢竟一の虚名に過ぎないのである。之を適當

に教養し有爲の民族として彼地に發展せしむる事は、彼等を其國民とする米國の爲にも亦彼等の祖國たる日本の爲にも極めて必要である。是在米日本人兒童教育問題の最も忽にすべからざる所以であつて、排日問題の眞の解決は一に右の教育の成績如何に依ると云はねばならぬのである。

此問題に關し注意を要する事は排日論者の間に米國出生日本人に對し米國公民權を拒否せんとする運動がある事である。蓋し是等日本人が加州其他の太平洋沿岸地方に於て年々非常に増加しつつある事は、同地方に於ける政治上の一大脅威であると云ふのであつて、此種の憲法改正案は既に一九二五年及一九二六年の議會に顯はれたるが、未だ中央政府に於て重要問題とは見做されざるも、排日家の立場より見る時は政治問題として頗る好材料のものなれば、今後彼等が年中行事の一として引續き之を議會の問題となす事は吾人の想像し得べき所である。然らば同案の運命は果して如何になるであらうか、吾人は布哇出生日本人の多數が其公民權を利用し、盛に米大陸に移住しつつある事に依り、可なり問題を起しつつある事實に對比し、餘り其前途を樂觀する事を得ざるも、憲法改正は議會の三分の二の賛成と、四分の三の州の同意とを要するに依り、其通過は決して容易でない。假りに議會には故障なしとするも、各州が之に對し共通の利害を感ぜざる限り、其多數の同意を得る事は極めて困難であると察せらる。

第六項 課 税

合衆國憲法は「議會は租税手數料輸入税及消費税を賦課徴収する權を有す」(第一條第八款第一項)と規定し、合衆國政府が人民に對し直接に課税し得る事を定めて居る。是れ憲法制定前の聯盟規約時代と大に異なる處であつて、同時代に於ては議會は州に對しては經費の分擔を命ずる事を許されたるも、人民に對しては直接課税する事を許されなかつたのである。然かも各州は議會の要求を無視して其負擔に應ぜず、聯盟は之が爲常に財政困難に苦しみたるに依り、新憲法制定に際し特に此點に對して改良を加へ、人民に對する議會の課税權を認めると共に、州に對して議會が同意した場合の外は關税を賦課する事を許さない事にした。但し憲法制定者は議會が課税權を利用して州の權力を壓迫する事あるべきを憂へ、殊に南部諸州の代表者は之を奴隸輸入禁止の手段に利用せられん事を恐れ、之に幾多の制限を加へ議會の專横を制止する事とした。即ち其制限の重なるものは

(一)課税は全國に對し均等なる事を要すとして居る。換言すれば地方又は人に依りて其法を異にし又適用を異にしてはならぬと言ふのである(第一條第八款第一項)

(二)奴隸の輸入に對しては十弗以内の輸入税を課する事を得となし、南部諸州が奴隸を輸入するに當り、合衆國政府の爲に禁止税を課せられざる様其安全を保證した(第一條第九款第一項)、併し

本規定は南北戦争後奴隸を廢止した爲め爾來必要なきものとなる。

(三)人頭税又は其他の直接税は各州に付其人口に比例して徴収すべきものとした(第一條第九款第四項)、併し所得税に關する制限は一九一三年憲法追加第十六條に依りて之を除外し、爾來州の人口に比例する事なく隨意に徴収し得る事とした(第一條第九款第四項)。但し消費税に就ては何等制限がない。

(四)何れの州よりの輸出品に對しても輸出税を課し、一州の港と他州の港との間に、商業上又は課税上差別を設け、州と州との間の航海に對して特別の負擔を命じ又は制限を加へてはならぬ(第一條第九款第五、六項)と規定し、以て合衆國に於ける通商の自由、待遇の均等を保證した。

(五)併し右の外本憲法には規定せられざるも、合衆國政府は州政府の財産又は機關に對しては課税し得ない事となつて居る。例へば南北戦争の際合衆國政府に於て所得税法を制定し、合衆國內に於ける各人の所得に對し課税した處、マサチューセツツ州裁判官某は、其所得が州政府より支拂はれた俸給なりし事を理由とし納税を拒絶したるに、合衆國大審院は同人の主張を是認し、合衆國政府は州政府の機關に對し課税する權能なしと判決した。従つて合衆國政府は州政府及州の地方自治體に依りて發行せられる公債に對しても課税する事を得ざる事となつて居る。



茲に疑問とすべき事は、議會は如何なる政治の目的に對し右の課稅權を行使し得べきものなるやと言ふ事である。右に對しては合衆國憲法に何等明確な規定がない。従つて其解釋にはかなり多くの議論があり、(一)或者は課稅は單に收入を得る事を目的とすべきものであると言ひ、(二)又或他の者は單に收入を得る爲のみならず、國防及公共の安寧其他合衆國憲法中合衆國の權限として定められた一切の事項に對し、政府の職務を遂行する爲に課稅する事を得べしと言ひ、(三)更に他の者は憲法上の權限のみならず、課稅と偶然の關係ある他の目的に對しても其權力を行使し得ると言つて居る。併し第一説は課稅の意義を最も普通の意味に解釋し收入以外に課稅の目的を認めないのであつて、餘りに狹義に過ぎ實際に適せざるの恨みがある。併し従來自由論者の多くは此説を主張して居り、現に一九一三年の民主黨の政綱中に「合衆國は憲法上收入を目的とするに非ざれば海關稅を徵收し又は租稅を賦課する權利なし」との意見を掲げ、課稅を全然收入主義に限つて居る。第二説は最多數の賛成する意見であつて、米國にては多年其産業を保護する爲に外國品に對して高率の輸入稅を課して居り、憲法制定者中の有力者ハミルトンは、輸入稅を以て國防及公共の安寧を維持する目的に適ふものであるとの説を主張し、合衆國大審院も亦多年其解釋を維持して居る。然るに第三説は議會の課稅權を絶對的のものとなし、苟も課稅の形式を用ゆる以上は、憲法中に列記せら

れた權限の事項であると否とに拘らず、議會の權力は總て之に及ぶものであると見做すものなるが、斯る極端な解釋は理論上憲法制定者の趣旨に反するものと認められるも、實際問題としては課稅が果して收入の目的から出たものなるや、又憲法上の他の目的を達せんとするものなるや、將又全然權限以外の事項を其目的とするものなるやは容易に判別し難いのみならず、從來大審院の判決例に依れば、法律に對する裁判官の解釋は通常立法の内部の目的に立ち入らず、表面上夫が憲法上の權限内の目的を達せんとするものなりと認められた場合には其效力を支持する事となつて居る。従て議會の課稅權は屢々其權限擴張の爲に利用せられ、課稅の形式に於て本來議會の權限の及ばない經濟上又は社會上の問題に干渉し、所謂州權の範圍内に立ち入りつつある事は大に注目すべき事である。例へば古き立法例は暫く之を措き最近の實例としては The Harrison Narcotic Drug Act として知らるる一九一四年制定の麻酔藥取締法は麻酔藥の販賣を取締る事を目的とし、其販賣に従事する者は政府の免許を受け一定の條件に依りて之を取扱ふべきものとなし、其免許料として一箇年一弗を徵收する旨を規定して居るのであるが、同法は實際上一の警察的取締規則であつて一箇年一弗位の僅かな免許を收入する事が其目的ではないのである。然るに合衆國大審院は夫が課稅の形式に成つて居る爲之を以て合衆國の課稅權の發動に基くものとなし之を有效と判決した。尤も一九一

九年の議會に於て制定した小兒労働取締法は或年齢以下の小兒に依りて製造せられた物品に對して収益の一割を課税する旨を規定した處、同大審院は一九二二年右の課税を以て合衆國の權限外に屬する一の懲罰規定なりとし憲法違反の旨を判決した(第八項參照)。

## 第七項 教育

合衆國政府の權限が合衆國憲法に列記せられた事項に限るとせば、教育は正に其權限外である。然かも之を或は國際又は州際商事事項として、或は課税事項として、或は又郵便事項として其權限内に取り入れる事も出來難いのである。蓋し同憲法制定の際教育の重要な事は決して忘れられたのではないが、當時教育は寧ろ私人の事業又は州若くは地方自治體の職務に屬するものと認められ、之を中央政府の權限とする迄には認められて居なかつたのである。現にマヂソンは憲法會議に於て美術及學藝を振興し商工業を奨励する爲に學校建設の必要な事を唱へたるも其目的を果さず、漸く同憲法中に「學術及有益なる技藝の進歩を計る爲著作者及發明家に對し、一定の期間其著作及發明を專用する特權を賦與すべし」(第一條第八款第八項)との規定を設けたるも、其他の事は全然同憲法の規定外となし、之を州權の範圍に屬せしむる事とした。従て米國には我國の文部省の如き全國の教育を統一する中央機關がなく、各州の教育が總て獨立し其間に何等法制上の聯絡がない。但し

華府の内務省内に教育局があるも、其目的は米國各地及諸外國に於ける教育上の事實を調査し、且つ之を報告する丈の事であつて、直接に國民の教育に従事するのではないのである。併し國法上の制度は右の通りなるも、實際上各州の制度は大體に於て互に一致し、其細目に涉る事と雖も詳しく吟味する時は、相互に共通する事が非常に多く、其間に連絡もあれば、又統一もあり、決して支離滅裂しては居ないのである。尤も中央政府と雖も陸海軍及印度人の教育は合衆國憲法に依りて其權限を認められ、又一般の教育に關しても直接の方法にては之に關係するを得ざるも、間接には種々な手段に依り州の教育に關係して居る。即ち(一)前に述べた通り各地より教育資料を蒐集し之を州の教育當局者の參考に供し、(二)政府の機關を利用し人民の爲に智識を普及し其質問に應じ、(三)州の教育を奨励する爲之に補助金を與へる事に依りて、政府の理想とする或種類の教育の目的を達せんとして居るのである。例へば農務省に産業植物局、化學局、土壤局、昆虫局があり、内務省に衛生局、教育局、鑛山局があり、商務省に國勢調査局、漁業局、商務局、航海局があり、勞働省に勞働局、小兒局、婦人局、雇傭周旋局がある等、人事の必要に應じ幾多の機關が整然として備つて居るのであるが、是等は孰も皆調査並に研究を主とし、人民の爲に智識を普及し其顧問となる事を目的とするのであつて、嚴格に言ふ時は是等は合衆國憲法に依りて命ぜられた合衆國政府の職務にはあ

らざるも、之を微力な州政府の處分に放任する事は實際上人民の利益とならざるに依り、合衆國政府に於て進んで適當の設備を爲し、若し人民が希望するならば彼等をして自由に之を利用せしめんとするのである。然るに茲に最も注意すべき事は近年合衆國政府が之を以て満足せず、補助金支出の形式に依り一層積極的に州の教育事業に關係しつつある事である。蓋し合衆國政府が此方法に依りて州の教育を保護するのは必ずしも新しい事ではなく、既に古き時代に於ても州の教育を補助する爲之に官有地を與へた事があるのであつて、例へば一八六二年の *The Morrill Act* に依りて州の農事及機械教育を補助し、又一八八七年 *The Hoch Act* に依りて各州の農業學校をして農業試験所を設けしめたのは其最も有名なものである。併し當時の中央政府の補助は極めて微温的なものであつて、其利益を受くると否とは全然州の自由に任かし、若し州が其利益を受けんとする場合には無條件にて之を交附し教育其ものには何等干渉はしなかつたのである。然るに一九一四年に至り合衆國政府は從來の方針を一變し、積極的方法にて大に州の農業教育を奨励する事を企て、*The Smith-Lever Act* を制定し、州の農業學校をして農務省と密接な聯絡を結ばしめ、其後教育事業を學校外に延長せしむる爲合衆國政府より之に補助金を與ふる事となし、其條件として州より(一)同一の目的の爲に同一の金額を支出し(二)該事業の目論見書に對し合衆國政府の認可を受くべき

事とした。但し補助金を受くると受けざるとは全く州の自由に任し、表面上州の教育に對し何等干渉を加ふるものにあらざる様なるも、其實合衆國の強大な財力を利用し州をして否應なしに合衆國の教育方針に盲從せしめんとするもので、州の教育に對する一種の干渉に外ならぬのである。然かも一九一七年に至り合衆國政府は又々全國の中學校を實業化する事を企て、*The Smith Hughes Act* を制定し、各州に於て中學校に職業教育科を設くる場合には前法と同様の方法にて之に經費の半額を補助することとなし、更に又一九二〇年不具者に對し職業教育を授くる爲、之と同趣意に *The Industrial Rehabilitation Act* を制定して居るのであるが、表面は孰れも州の自由意志を尊重する様なるも、事實上金力に依る一種の壓迫であつて、州權に對する不法の干渉に外ならざるのみならず、國家の費用を斯る目的の爲に使用する事は憲法上許されざるものなりとの非難は免れざるも、之を政治上より言ふ時は、合衆國の右の態度は實際上の必要に適ひ國民は寧ろ之を歓迎して居るのである。

#### 第八項 矯風及保健

善良の風俗を維持し國民の健康を保全する事は警察事項と見做され、州權の範圍に屬するものと認められて居る。併し右に對しては或種類の事は各州に於て區々の取扱を爲すよりも、全國に對し

均一な取締を爲すを可とするに依り、合衆國政府は近年寛大な憲法の解釋を利用し、或は課税或は國際又は州際商業或は郵便物取締の名に依り、合衆國の法律を以て之を取締つて居る。例へば富籤淫猥な文書繪畫、又は其他の風俗に害ある物品に對しては、或は郵便條例に依り、或は國際又は州際運輸法に依りて之を取締り、又醜業者に對しては一九一〇年のマレー白娼法に依り國際及州際運輸事項として、又は一九一七年の移民法に依り移民事項として之を取締り、外國人の醜業者及其關係者は發見次第之を本國に送還する事として居るのであるが、合衆國大審院は右諸法律の有效な事を認めて居る。又國民の健康に關する事項に就ても合衆國政府は食料品及賣藥等に關し種々な取締法を設け、是等の商品が斤量包裝生産地の標記等に付一定條件を充たさざる時は、州際又は國際商業の目的となす事を得ずとなし、州外への運送を禁じて居る。但し合衆國政府が斯る法律を制定する様になつたのは一八四八年以降の事であつて、一九〇六年の純良食料品法、賣藥法及一九〇七年の肉類検査法は右に關し極めて詳細な規定を設けて居る。

然るに茲に一の例外となすべき事は一九一六年制定の *The Child Labor Law* 小兒労働者保護法である。蓋し各州には大抵小兒労働者に對する保護法があつて、小兒の健康の爲多少保護の道を講じつつあるも、其規定が區々に分かれ缺點が尠からざるのみならず、或州にては全然必要の保護

を怠り、國民の保健上看過し難きものあるに依り、合衆國の法律を以て全國に對し徹底的な取締を施さんとしたのであつて、社會政策上相當有益なものではあるが、該法律は小兒の健康を保護する爲、或年齢以下の小兒の生産した貨物は之を州際又は國際商業の目的となす事を得ずとなし、商務長官又は其代表者に對し工場臨檢の權限を與へ、労働者の使用に對して或取締を行はんとするのであつて、他の社會的取締法又は賣藥法等が貨物の到着地に於ける消費者を保護せんとするのと其趣を異にし、貨物の生産地に於て工場取締の目的を達せんとするものなれば、州際又は國際商業保護の目的を超越した疑があつたのである。されば合衆國大審院は一九一八年ハムマー對ダゲンハート事件に於て四對五の多數にて、「本法の目的とする處は州内に於ける労働者の年齢を取締り、州内の産業に干渉せんとするのであつて、州權を侵害するものなるに依り合衆國憲法に違反す」との判決を與へたるが、右に對し判事四名は、「國際及州際商業に對する合衆國政府の取締權限は絶對的のものであつて、偶々夫の目的の事情が州内の政策上の事項であるとも、其爲に何等制限せらるべきものではない」との意見を提出したるも、結局多數にて敗れ、同法は無効となりたるに依り、議會は更に一九一九年課税の形式にて前法と殆ど同様の法律を制定し、曩の各州間の運輸を禁止する規定を除き、其代りに貨物の生産者に對し収益の一分を課税する事を規定した、然るに大審院は一九二二

二年之を以て生産者に對する課税にあらず罰金なりとし、再び憲法違反の判決を與へたが、識者は非常に之を遺憾としたるも米國法制上已むを得ないと認められて居る(第六項参照)。

此問題と關聯し近年の立法中最も世界の耳目を聳動したるものは、一九二〇年の合衆國憲法修正に依る禁酒規定である。蓋し禁酒運動は久しき以前より基督教徒を中心とする矯風論者に依りて行はれ、州或は郡市町等に於て地方的に之を實行するものも尠くなかつたのであるが、合衆國政府としては一九一四年頃迄は、單に國際又は州際商業取締の權限に依り、州の取締に對し協力を與へる位に過ぎなかつたのである。然るに歐洲戰爭の始まると共に禁酒説が次第に勢力を得、一九一七年米國の參戰と共に禁酒は戰爭に勝利を得るの手段なりと考へられた爲、急に一般人の賛成を受け、同年八月の議會に於て食料節約法 The Lever Act を制定し、大統領に對し食料節約の爲禁酒令を施行する權限を與へ、一九一八年十一月更に戰時禁酒法 The War Prohibition Act を制定し、戰時中酒の醸造販賣及輸入を禁止した。然るに是より先き議會は憲法改正に依り全國に對し根本的に禁酒制度を確立する事を計畫し、一九一七年十二月憲法修正第十八條を通過し、一九一九年一月迄に憲法改正に必要な四分の三の州の同意を得、一九二〇年一月より其効力を發生する事となりたるが、同法は(一) 醉ふべき酒の醸造販賣輸送輸出及輸入を禁止、(二) 議會及各州に對し本法施行の

爲適宜の法律を制定する權限を與へ、從來警察事項は州の權限に屬すとする合衆國憲法上の原則に一の例外を設け、州權に對して新たな制限を加へたものなるが、右の修正法には何程の酒精を包有するものを醉ふべき酒と見做すべきやに付明定せず、全然之を法律の規定に一任し、議會をして適宜の制度を設けしむる事と定めて居る。依て議會は一九一九年十月 The Volsted Act として知らるゝ禁酒法を制定し、千分の五の酒精を含有する飲料を醉ふべき酒として取締る事とした。蓋し憲法改正は普通最も困難なりと見做さるゝに拘はらず、斯く容易に成功したのは、一に人心の興奮せる戰時の氣分を利用し、一氣呵成に決行した爲であつて、人心の落ちついた今日に於ては其可否に付疑を抱く者が尠くない。既にメーリーランド州知事の如き同州に於て未だ禁酒施行法を制定し居らざる事を誇とすと公言し、又ニューヨーク州は一九二三年の州會に於て曩に制定した禁酒施行法を取消し、其他の州にも漸次反對の氣勢を高めて居るのみならず、イリノイ、ニューヨーク、ウイスコンシン、ネヴァダ、モンタナ各州の如きは一九二六年の一般投票に於て大多數で禁酒反對を表明した。然し一應注意して置くが、禁酒反對と言ふ事は無條件で飲酒を歓迎すると言ふのではない。夫は只合衆國憲法に規定せる「醉ふべき酒」の意義を今よりも幾分か寛大に解釋し、酒精の分量を現行法即ちヴォルステッド・アクトに於て千分の五と定めてあるのを百分の二半又は三位迄に改め様と

言ふのであつて、憲法を改正せず單に憲法に依りて委任せられ居る法律を改正する事に依つて其目的を達し様と云ふのである。但し禁酒法の可否に就ては議論が區々に分れ未だ歸着する所がないのであるが、經濟上より言ふ時は其爲に國民の資本及精力を産業方面に集中せしめた事に於て非常な成功であると言はれて居り、イエール大學教授フィツシャーの如きは禁酒に依り米國が五箇年に貯蓄した額は既に五十億弗に達したと言ひ、又米國統計協會の計算では夫れが六十億以上に上つたとも言はれて居る。蓋し禁酒は始めは道德的又は宗教的理由から出たのであるが、夫れが次には社會問題と成り、經濟問題となり、又法律問題となつたのであるが、今日にては極めて重大な政治問題と成つて居り、米國の政界は既に此問題を中心とし大に紛糾して居る。(因に一九二八年の大統領選舉に於て禁酒緩和を主張したる民主黨の候補者スミツス氏は現行法維持を主張したる共和黨の候補者フーヴァー氏に破られた。)

## 第九項 司法

合衆國政府は合衆國憲法に依りて認められた権限内の事項に限り、自己の司法機關たる合衆國裁判所を通じて裁判を行ふ権限を與へられて居る。蓋し右の裁判所は合衆國大審院及議會に依りて組織せられる下級裁判所に依りて構成せられ(第三條第一款)、其権限は大要左の通り分類せらる(第

## 三條第二款)。

- (一)合衆國、外國又は外國人が訴訟の當事者たる事件、外交官及領事官に關する事件、或州又は其市民と他の州又は其市民との間の事件。但し外國人又は米國人が州に對して提起する訴訟は一七九八年憲法修正第十一條に依りて合衆國の裁判権より除外せられ州の裁判権に屬する事と成る。
- (二)合衆國憲法、合衆國法律條約及海事並に海商に關する一切の事件。但し當事者の希望に依り州の裁判所に起訴する事は差支なきも、同州大審院に於て敗訴する場合には合衆國大審院に上告し得べし。
- (三)普通の意味に於て地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を終審裁判所とするも右の内外交官及領事官に關する事件並に州が當事者たる事件は合衆國大審院の直轄に屬するものとし、其他は特に法律に依りて定められたる例外の場合を除き總て地方裁判所を第一審控訴院を最終裁判所とし、下級裁判所の管轄權の問題、海上捕獲事件、合衆國憲法上の問題に限り大審院迄順次に上訴することを許さる。

(四)控訴院は判決前大審院に對し法の適用に付訓令を仰ぐ事を得べく、大審院は控訴院に於て審理中の事件を招喚し之に判決を與へる事が出来る。

茲に合衆國裁判所の權限に關し一言注意を要する事は、同裁判所は單純な法律の適用のみならず、合衆國法律州憲法及州法律に對し、合衆國憲法上有効なるや否やの判決を與へる權限を有するや否やの問題である。現に合衆國憲法には合衆國憲法、法律及條約が國の最高法である事を規定するも、合衆國裁判所に對し合衆國憲法に違反する合衆國法律、州憲法、又は州法律を無効とする權限を與へた明文は何處にも發見されないものであつて、或法律家は合衆國憲法制定者は決して斯る權力を合衆國裁判所に與へたものでないと言ひ、ゼファソンは若し各自に獨立せる政府の部分が互に相壓迫し得るものとせば、憲法上の三權分立主義は直に破壊せられる事となると言つて居る。蓋し此問題に關しては憲法制定の當時二三の議員より極めて間接に裁判所の優越權に反對する旨を述べては居るが、多數の人は孰れも之を裁判所の當然の權限と認めて居り、殊に同憲法批准の際ハミルトンはフエデラリスト紙上に於て堂々と其意見を主張し、「法律の解釋は當然裁判所の權限に屬するものである。従て若し憲法と法律とが衝突すと認められた場合には、法律よりも優等の力のある憲法に重きを置くのは當然である。言ひ換へれば人民の代表者の意見よりも人民自身の意見に重きを置かねばならぬ」と論じ、マチソンも亦同紙上に於て是と大同小異の説を述べて居り、一八〇三年合衆國大審院長マーシャルはマーベリー對マチソン事件に於て、「裁判所は若し合衆國法律が合衆國憲法と

衝突する時は之に對し無効の判決を與へる權限がある」と言つて居る。又合衆國裁判所が州の法律に對し無効の判決を與へ得るや否やに關しても、ゼファソン及多數の州權擁護者は早くより之に反對する意見を主張し、合衆國政府が其權限内の事項に就て州に對し優越權を有する事は之を認めるも、若し合衆國の司法權が州の法律の効力の有無を決定し得るものとせば、合衆國が自由に自己の權限を擴張し恣に州權を侵害する事と成ると論じたるも、斯る議論は法律上實際問題を解決するに足らざるのみならず、却て合衆國と州との權限上の紛議を助成する事となるに依り、今日にては最早認められないものとなつて居る。之を要するに今日にては合衆國裁判所は單純な法律の解釋のみならず、若し夫れが合衆國憲法に違反すと認められた時は、合衆國の法律であつても、又州の憲法又は法律であつても之に對して無効の判決を下し得る事になつて居る。換言すれば裁判所は法律の解釋に就ては、立法部よりも一層優越な權限を有つて居り、立法部が合法なりとして制定した法律も裁判所の見解が之を非とした場合には無効の判決を與へられる事となるのである。尤も司法優越權の思想は獨り米國のみに特有なものでなく、嘗て英國に於て議會の制定した法律が、普通法上の權利及理論に違反する時は、之を無効となし得べしとの意見が屢々高等法院長に依りて宣言せられ、又佛國に於ても革命前法律は裁判所の審査を経た上にあらざれば効力なしとの意見が、皇帝と裁判

所との間に於て長く争はれた事があつたのであるが、英國にては議會萬能説が普通法説を壓倒したのみならず、元來同國に於ては總ての國法は之を議會に於て制定し、憲法と法律との形式上の區別を設けないのであるから違憲の法律と言ふものを生じない。又佛國に於ては憲法と法律との形式上の區別はあるも、法律が果して憲法に牴觸するや否やは議會が之を決するのであつて、一旦法律と成つて顯はれた以上は、裁判所は自己の見解に依り之を違憲と斷定する權限がない事に成つて居り、日本に於ては憲法に何等明文なきも、法理上の解釋としては佛國と同様に見做されて居り、米國の制度とは大に異つて居る。

併し合衆國裁判所が合衆國又は州の法律を無効ならしむる事は多く政治上に重大な關係を及ぼす恐がある。何となれば重要な法律は大抵之を制定する迄には、幾多の年月を消費し政治問題として多大な論議を闘はされたものなれば、夫れが一片の判決文に依りて取消されて仕舞ふと言ふ事は、政治家として黙視されない事である。殊に斯る問題に對する裁判は法律上の理由と共に往々政治上の理由に依りても支配せられるものなれば、假令夫れが極めて穩當に解釋された場合に於ても、往々重大な政治問題となる恐がある。現に合衆國大審院が過去に於て屢々合衆國憲法違反を理由として、合衆國又は州の法律を無効とした場合に、反對論者より猛烈な非難を受ける事は決して珍ら

くないのである。其内にて最も有名なのは一八五七年奴隸解放問題が南北諸州間の爭議となり、北方の諸州が其の解放を主張しつゝありたる際、南部出身の合衆國大審院長タニー Taney がドレド對スコット事件に於て合衆國議會は合衆國に於ける奴隸を禁止する法律を制定する權限なしとの判決を下した處、夫れが大に北方諸州の怒を招き、是等の州に於て右の判決を無効とし大審院を改造すべき旨を決議した事があり、又一八九五年同大審院が前年民主黨の議會に於て制定した合衆國所得税法を憲法違反とする判決を與へた處、是又大に同黨員の怒を招き、同年の同黨大會は之に對し反對の決議を通過した事がある。又其後労働者の同盟罷業に際し裁判所が屢々インジャンクションを發し同罷業の假停止を命じた時にも、大なる論議が起つた。斯くして労働者及其同情者は常に裁判所の横暴を攻撃し、又一方には其優越權を非難して居る。殊に是等の判決は必ずしも各判事一致の意見に基くものにあらざるのみならず、時としては立合判事九名の内四對五の如き僅か一票位のみである。即ち最近の實例としては、一八九四年の所得税法、一九一六年の小兒労働法、一九一九年の最低勞銀法の如き、當時政治上並に産業上極めて重要視せられた法律が、孰れも合衆國大審院に於て四對五の多數決にて憲法違反の判決を與へられ、大に世間の物議を起した事の如きは最顯



著なものであつて、世間の論者が司法の優越權を非難するのも強ち無理とは言へないのである。從て近來米國政治家中には之を以て一の政治問題となし、同大審院の權限縮少說を主張する者が尠くないのであつて、或は同院が法律の無効を判決する場合には立會判事九名の内七名の同意を要する事とすべしと言ひ、或は裁判所が法律の無効を判決する制度を廢すべしと言ひ、或は又大審院が法律の無効を判決した場合に、議會が更に同法律を通過する事に依り、該判決を廢除する制度を設くべしと論ずるものもあるも、右は孰れも憲法改正を要するものなれば之を實現する事は容易にあらずと見做されて居る。右に對しルーズヴェルトは一九一二年オハイオ州に於ける進歩黨大會に於て、裁判官が法律の無効を宣言した場合にリコール即人民の投票によりて該裁判を取消す制度を設くべしとの意見を提唱した。是れ一種の有力な意見に相違なきも、裁判官の判決に對して斯る制度を設ける事は最も獨立を要する裁判官をして輿論の向背に心を用ひしめ、公平な裁判をなす事を躊躇せしむる結果とならざるかは大に研究すべき事である。併し議論の是非は之を別とし、兎に角近來米國人の或部分が合衆國大審院の現在の制度に對し満足しないのは明な事實である。從て或學者は之を現状の儘に棄て置く事は司法の威信を繋ぐ所以にあらざるに依り、之を救済する最善の方法は、同院自ら裁判手續法を制定し立合判事の三分の二の同意あるにあらざれば法律に對し無効の判決を

なさざる事となすにありとの説を唱へて居る。蓋し大審院判事は其卓越した地位に鑑み、優秀な法律家であると同時に優秀な政治家である事を必要とすと思はるゝに依り、同判事任命の場合には斯くの如き見地を以て其人選を爲す事に注意すると同時に、本問題の解決は普通の立法手續又は憲法改正等の如き他動的手段に依るよりも、寧ろ某學者の意見の如く大審院の自發的方法に依り政治的に之を措置するに若かずと信ぜらる。蓋し米國の近世の傾向は大審院を以て單純な司法の府とせず、之に多くの政治的意義を附せんとするからである。

裁判所の組織に就ては第七章第一節司法の項に於て説明するに依り略す。

## 第二節 各州政府の權限

州政府の權限は合衆國憲法並に州憲法に依り二重に規定せられて居る。但し合衆國憲法は或事項が合衆國の權限に又或他の事項が州の權限に屬し、合衆國の權限に屬せざる事項は州に對して特に禁止せざる限り總て州の權限に屬する事を規定し、州憲法は更に合衆國憲法の範圍内に於て州政府の權限に就て規定して居る。然らば各憲法は果して如何なる事を州政府の權限として規定して居るであらうか、合衆國憲法の規定する合衆國の權限に就ては既に前章に於て説明し置きたるが、同憲

法は州の権限に關し大凡左記の通り規定して居る。

- 一、州は其承諾なしに議會上院に對し均等に代議士を送る權利を奪はる事なし（第五條）。
- 二、州の公文書記録及裁判審理書は其儘承認せらるべし（第四條第一款）。
- 三、州は議會の承認を得て合衆國に編入せらるゝ事を得、但し州の管轄内に於て新に州を組織し又は建設し、若くは二州又は二州以上の州又は其或部分を合併して新に州を組織する場合には議會及之に關係する州の立法部の同意を要す（同條第三款第一項）。
- 四、合衆國は各州に對し其共和政體を保證すべく、他より侵入を受けたる時は、其州の立法部又は立法部が開會せられ難き場合には、其行政部よりの請求に依り之に保護を與ふべきものとす（同條第四款）。
- 五、貴族の稱號を賦與すべからず（第一條第十款第一項）。
- 六、州は議會の同意を得るにあらざれば貨物検査費支辨の爲絶對に必要な場合の外輸出又は輸入税を設くる事を得ず、但し議會の同意を経輸出税を賦課する時は該金は合衆國政府の収入とす、但し右規定は議會に於て改定する事を得（同第二款）。
- 七、州は議會の同意を得るにあらざれば噸税を設くる事を得ず、又州は平時に軍隊及軍艦を備へ

他の州又は外國と約束若しくは合意を結び、他國の侵入を受くるか又は猶豫し難き危急に逼るに非ざれば戰爭をなす事を得ず（同第三款）。

八、州は刑事上の被審理權を剝奪し又は既往に逆りて或行爲を處罰し又は契約上の義務の履行を妨ぐる法律を制定すべからず（第一條第十款第一項）。

九、合衆國憲法法律及條約は國の最高法にして各州の裁判所は州憲法又は州法律に牴觸する場合と雖も其拘束を受く（第六條第二款）。

十、州は法律の適當なる手續に依らざれば人の生命自由財産を奪ひ又其管轄内の何人に對しても法律の均等の保護を拒む事を得ず（修正第十四條）。

十一、合衆國及州は合衆國公民に對し男女、人種、皮膚の色及既往の身分に依り其投票權を奪ふべからず（修正第十五條及第十九條）。

十二、奴隸又は自由意思に依らざる使役は刑罰の場合の外は合衆國又は其管轄内の何れの處に於ても之を許さず（修正第十三條）。

十三、酒類は飲料の爲に製造、販賣、輸送、輸入又は輸出する事を得ず、議會及各州は本法施行の爲適宜の法律を制定する權限を有すべし（修正第十八條）。

次に各州憲法の規定は之を概言する事困難なるも州政府の権限に關し大要左の趣旨の事を規定して居る。

一、若干の例外の場合を除き陪審裁判を受くる権利を拒む事を禁ず。  
二、信仰、印刷、集會、言論の自由、人身保護律の保護を受くる権利を剝奪し、無償にて財産を收用する事を禁ず。

三、或特定の人又は階級に對し特種の権利を與ふる事を禁ず。

四、或金額以上の債務を起す事を禁じ又は起債の場合に元利支拂の方法を限定す。

五、州政府の組織権限、官吏任免の方法任期選舉並に被選舉資格に付規定す。

六、公安産業其他一般の政務に關し基礎的規定を設く。

七、地方の自治體の組織並に權限等に關し基礎的規定を設く。

併し茲に疑問とする事は合衆國政府の權限外の事項は合衆國憲法に反對の規定なき限り州の權限に屬する事は言ふ迄もない事なるが、其内に於て州憲法の禁ぜざる事項は總て州政府の權限に屬するものと見做すべきや否の問題である。右に對し知名の政治家並に法曹家中之を州政府の權限に屬すと爲す者も尠くはないが、多數の意見は之を非認して居る。例へば一九〇〇年ネブラスカ州大審院

はスコット對フrawles事件に於て、「州憲法は權力を特許するものにあらずして權力を制限するものである。従て州會は州の憲法に依り其權限として特に許された事項に就てのみ法律を制定する權能を與へられて居る」と判決して居り、他の多數の州の法廷に於ても亦之と同一の解釋を取つて居る。蓋し米國に於ては主權は人民に在りと言ふ事を原則とし、憲法に於て認められざる事は未だ人民より許されざるものなれば、之を許される爲には憲法を改正する事に依り之を人民に求めねばならぬと言ふ事を其主義とするのである。右は合衆國政府の權限を成るべく廣義に解せんとする合衆國大審院の態度と大に異なる様ではあるが、合衆國の權限は合衆國憲法に列記せられた事項に依るとし、一定の限界を附せらるゝも、州の權限は之に反し合衆國の權限と牴觸せざる範圍内に於て州に對して禁止せられざる一切の事項を含むものとし、其範圍を積極的に限定せざる爲、州政府の權限は合衆國政府の權限の如く廣義に解する能はずとするのであつて、憲法中に明記せざる事は之を人民の手に留保せんとするのである。

然らば之を具體的に言ふ時は各州政府は實際如何なる事を其權限となし、又如何なる方面に於て活動しつゝあるものなるや、何分四十八州と言ふ多數の州が有り夫れが互に事情を異にし、各其事情に應じて活動して居るのであるから、一々之を説明する事は困難なるも、州政府の權限が合衆國

政府の權限と異なる所は、大體に於て後者は主として人民全體に關する事項、例へば國防、國際及州際の事項、貨幣度量衡等の如き各人共通の利害に關する重大事項を管轄するも、前者は主として地方的又は個人的州内の事項、例へば州内の治安、宗教、教育、人事、産業、交通、衛生、風紀、救民等の如き人民の日常生活に關する事又は其他の州内限りの事項を管轄するものであつて、州の政治は常に人民と密接の關係を有し一日として之と交渉を絶つ事はないのであるが、合衆國の政治に至りては多くは人民と間接の關係を有するに止り、彼等の日常の生活とは殆ど没交渉なるに依り、多數の者は或特種の問題に觸れざる限り政府の存在をさへ氣附かざる位である。右に關しゼームス・ブライスは其名著アメリカン・コンモン・ウェルスに於て「米國人は大統領及國會議員の選舉の時か、煙草を買つて政府の檢印を見るか、郵便物に對して苦情があるか、又は歐洲より歸國の際ニューヨークの波止場に於て税關の爲に荷物の檢査せられる時の外は、多分其一生の内に於て中央政府の有る事を氣附かぬであらう」と言つて居る。是れ實に至言と云ふべきである。

之を要するに合衆國政府の管轄は各州全體の利害に關する事に止り、各州政府の管轄は普通に言ふ所の州の内政事項の多くであつて、人民の生活と直接の關係ある總ての事項は殆ど其内に包括せられて居るのである。然るに各州は土地の廣狹、形勢、人口の多少、産業の種類、社會狀態、其他

の事情を異にして居り、其事情の異なるに従ひ其政治的活動も亦夫々異なる所がある。例へば農業の盛な州に於ては家畜の保護、純良牛乳、精良種子、害蟲驅除、人造肥料等に關する取締に付、鑛業の盛な州に於ては鑛山の安全、鑛夫の保護に付、商工業の盛な州に於ては工場の清潔、危險の防止、職工の保健、勞資協調、強制保險制度、及銀行、保險、瓦斯、電氣、水道等の如き特種事業の取締に付、石油の産地には採油取締に付、海岸地方には漁業取締に付、人口多く家屋の密接する地方には建築、防火、衛生、風紀、救民、其他の社會的設備に付極めて嚴格な規定を設くる等、千差萬別の趣があるのであるが、孰の州に於ても努めて政治を民衆化する事を計り、道路、衛生、救民其他の社會的事業に對して特に力を盡して居る。殊に道路に就ては自動車の流行以來各地共競ふて其改良に力を注ぎ、又教育は今より百年位前迄は政府の重要な事業とは考へられなかつたのであるが、今日にては州の事業中最も重要な地位を占め、州の豫算の大部分は實に教育費であると言ふ有様である。但し近年交通の發達産業の進歩と共に州政府の施設を要する事が次第に多く、州費の膨脹の爲に其負擔に堪へざるのみならず各州間の利害の關係が日に密接となり、大に政治の統一を要する事と成りたるに依り、合衆國政府は寛大な憲法の解釋を利用し盛に中央集權主義を發揮し州權の範圍に侵入しつゝある事は本章の始めに於て説明した通りである。

然るに茲に一言注意すべき事は合衆國憲法は人民の選舉權を以て原則上之を州權の事項と認めて居る事であつて、同憲法は人民の選舉權は男女人種皮膚の色、又は身分に依り區別せられざる事、並に大統領及び副大統領は人民の間接選舉に依り、上院議員は其直接選舉に依る事を規定し、又下院議員の選舉は合衆國法律を以て小選舉區制に依るべき旨を規定するも、其他の事項例へば選舉人の資格、選舉方法、其他選舉に關する一切の事は之を州の自由に放任して居る。蓋し地方的自治權尊重の趣旨に基くのであつて、憲法制定時代に於て最も盛なりし州權論者に對する一の讓歩と認めらる。但し本件に關する詳細は第七章第一節に於て説明す。尙州政府の合衆國政府に對する關係に就ては第五章に於て、人民の權利に對する事項に就ては第六章に於て、又州政府の組織及其各機關を通じて行はるゝ權限に就ては第七章第二節に於て説明すべきに付茲には之を略す。

## 第五章 合衆國政府と州政府の關係

合衆國政府と州政府とが同一の地域内に於て同一の人民に對し夫々獨立の管轄權を有すと云ふ事は、從來の主權不可分の思想に反し其組織が如何にも複雑するが如き感なきにあらざるも、其實相互の權限が合衆國憲法に依りて巧に調節せられて居る事は第三章に於て説明した通りなるが、其制度の特色とする所は兩政府が互に獨立して居る事であつて、孰も其權限の範圍内に於て最高の地位を認めらるゝのみならず、其權力を執行する方法に就ても互に獨立した自己の機關に依る事を原則とし、少數の例外の場合を除き敢へて他の機關の補助を借らない事となつて居る。詳しく云へば各州政府の權限と合衆國政府の權限とは事件の種類に依りて區別せられ、一方に於て各州政府が其州内に於て其權限内の事項を管轄すると共に、合衆國政府も亦全國に亘りて各州政府と相並び其權限内の事項を管轄するのみならず、兩政府は孰も立法、行政、司法の三權に對して夫々必要な自己の機關を備へ、總ての法律は自己の立法部に於て制定し、又之を自己の行政部に依りて執行し、若し法律の解釋に付凝議を生ずる時は自己の裁判所に於て之を裁決し、相互に他の機關の助力を受けない事と成つて居る。例へば州政府は其權限を行使する爲に或は州會を設け、或は中央行政政府を置き、或

は裁判所を設け、更に郡市町村、又は學校區、衛生區、水利區、開墾區、裁判區、選舉區、其他幾多の政治區を組織し、之に必要な機關を備へ、敢へて合衆國政府の助力を仰がざるのみならず、合衆國政府も亦或は議會を設け、或は中央行政政府を置き、更に又全國を州とは何等關係のない幾多の隨意な行政又は司法區に分ち、軍事に就ては九陸軍區、七海軍區、銀行事務に就ては十二準備銀行區、裁判に就いては八十一地方區、九巡回控訴區、其他郵便稅關移民國林鑛山等に就ても之を適宜の行政區に分ち、之に一々必要の機關を設け州政府とは殆ど没交渉で合衆國の政治を行つて居る。此點は獨逸の制度と異なる所であつて、獨逸にては聯邦組織の單位たる州政府の權限と、中央政府の權限とを事件の種類に依りて區別せず、總ての事件に付之を立法と執行との二つに區別し、立法は中央政府に、執行は各州政府に屬せしむる事と爲すも、米國にては全國を事件の種類に依りて縦斷し之に依りて合衆國政府と各州政府との權限を分割し、其權限内の事項に就て兩者共に立法行政司法の三權を掌握する事と成つて居る。但し或事柄が合衆國又は州政府の内の何れの權限に屬するや、又合衆國及州政府の或行爲が合衆國々法上有效なるや否やの問題に就ては、同法第六條第二款に、「合衆國憲法條約及合衆國法律は國の最高法にして各州の裁判官は州憲法又は州法律に牴觸する場合と雖も其拘束を受く」と規定し、又第三條第一款に、「合衆國の裁判權は大審院及議會に依りて隨

時設けらるゝ下級裁判所に屬す」と規定して居り、是等の問題を決するものは合衆國憲法、法律、條約であり、又之に對する最後の解釋は合衆國裁判所の權限に屬する事と成つて居る。尤も初審より終審迄總て合衆國裁判所に於て管轄する場合もあれば、又最初州裁判所に於て裁判を受け最後に控訴事件として合衆國大審院に上告せられる場合もあり、其順序は一様ならざるも、要するに最終の裁判權は合衆國裁判所に屬する事と成つて居る。此問題に關し嘗て南部諸州が州の獨立權を振り廻はし、合衆國法律に對する無効の宣言及自由脫退の説を唱へ、州の行動は州自ら決定し得べく、合衆國の法律の無効な事を宣言するとも、亦自己の都合に依り合衆國より脫退するとも、總て州自ら自由に決定し得べきものなりとの意見を主張した事あるも、右の意見の非なる事が南北戰爭に依り武力的に決定せられた事は第二章に於て既に説明した通りである。併し合衆國裁判所が州に對して斯る權限を有するのみならず、議會及大統領も亦合衆國憲法に依りて與へられた權限に依り州に對して或程度の威勢を持つて居る。例へば議會は其權限内の事項に關し大統領の同意を得て、法律を制定し、又大統領は議會の同意を得て、外國と條約を結び、若し其法律及條約が州の法律と牴觸する時は同法律は其程度に於て無効となるのである。更に又一州内に二箇の政府が對立し互に正當政府なる事を主張する時は、大統領は其何れが果して正當の政府なるやを鑑別し、之に對して適當

な援助を與ふべきものであつて、合衆國政府の州政府に對する關係は決して之を輕々に見做す事は出來ないのである。次に、合衆國の政治が原則上自己の機關に依りて行はれる事は前に述べた通りなるが、州は或場合に於て合衆國の政治機關として重要な地位を占めて居る。即ち(一)合衆國憲法を改正するには議會の三分の二の決議又は三分の二の州の立法部の請求と、四分の三の州の立法部又は州民會議の同意を要する事に成つて居り、各州は國家の最高法たる合衆國憲法改正に對し、國民の意志表示の機關として重要な職務及權限を與へられ、(二)大統領及副大統領の選舉は各州毎に其州の合衆國上院及下院議員の數を併せたものと同數の選舉委員を選舉し、該選舉委員の投票に依りて之を複選し、(三)合衆國議員の選舉は各州より上院に對して二名宛、下院に對して其人口數に比例し一名以上を選出する事となし、共に各州を以て合衆國の一選舉區として之に重要な地位を與へて居る、(四)又其外に州政府の各部の機關を以て合衆國政府の機關とし、之に依りて合衆國の政務を行使する場合も亦決して稀ではない。例へば州の裁判所が合衆國裁判所と共に外國人の歸化に關する事務を取扱ひ、又州の行政部に於て中央政府の爲に國民軍に關する事務を管理し、殊に最近歐洲戰爭の際中央政府が軍事上州政府を利用した事の如きは其最顯著な事實である。

之を要するに合衆國政府と州政府との關係は決して少々にはあらざるも、是等は寧ろ例外であつ

て、原則としては矢張り兩政府が各異つた權限を分有し、其權限の範圍内に於て互に獨立して居ると云ふ事を忘れてはならぬ。然も近年産業及交通の進歩と共に米國の政治が次第に中央集權に傾き動もすれば二權衝突の恐なきにあらざれば、米國の政治の要諦は須らく右の衝突を避け之を調和し協力せしむる事に大なる努力を盡す事にありと云はねばならぬのである。

## 第六章 人民の權利

人民の權利に付き其内容を詳細に説明する事は著者の目的でない。併し合衆國及各州に於て人民の私權が如何にして保護せられ又其參政權が如何にして行使せらるゝやは米國の政治の根本となるものであつて、其組織の善惡も其運用の適否も一に此問題の實相如何に依りて定まるのである。從て便宜上之を人民の私權の保護並に參政權の二節に分ち、其最も特色とする所に付其概要を記述し且評論する事とする。

### 第一節 人民の私權の保護

米國の政治の一の特色は合衆國及州の憲法上人民の權利に付合衆國政府の權限にも屬せず、又州政府の權限にも屬しない一の安全地帯を設けて居る事である。云ひ換へれば米國に於ては或種類の人民の安全及自由は合衆國及州政府の立法權から除外せられ、人民の絶對の自由區域として殘されて居る。蓋し其趣旨とする所は是等の自由及安全は人間の天賦の權利に屬するものなれば國家の法律に依りても尙之を侵さしめないと云ふのであつて、法律の萬能を原則とする英國其他の多數の文

明國の法制とは大なる相違があるのである。併し云ふ迄もなく米國の政治思想の根本は英國大憲章 *Magna Charta* 權利の請願 *Petition of Rights* 及權利の章典 *Bill of Rights* 等に依りて現はされた英國傳來の自由思想から來たものであつて、人民の權利を保護する精神に於て英國の夫れと違ひはないのであるが、只異なる所は議會に對する兩者の觀念の相違する事である。即ち英國では議會は人民を代表するものなるが故に萬能の力があると認めると拘はらず、米國では革命當時の特種の事情から人民が政治機關に對して充分な信用を置かず、之に萬事を委託しないと云ふのであつて、前者は人民の權利は行政上勝手に之を制限する事は出來ないが、人民を代表する議會の作つた法律に依りてならば差支がないとなし、後者は是等の權利を制限する事は行政官は勿論議會にも之を委任する事は出來ない。若し夫が不都合であるなれば根本的に斯くの如き事を規定する憲法を改正する事に依りて之を改むるの外はないと云ふのである。即ち英國も米國も共に人民の權利に對し保證はして居るが、英國のは行政權に對する保證であつて米國のは立法權に對する保證である。我日本の憲法にも之と略同様の保證はあるが、其方法は英國と同じく行政權に對する保證であつて、米國の制度とは大に其精神を異にして居るのである。但し米國に於ては右の權利の保證は或ものは合衆國憲法に依り又或ものは各州の憲法に依り更に或ものは合衆國及各州の憲法に依り二重に與へられて居るので



あるが、是等の憲法の條文に就て之を見るに、各州の憲法は其條文に長短の區別はあるが、孰も極めて徹底的な規定を設け、人民の私權を保護する上に於て至れり盡せりの感がある。尤も獨立當時に於ては各州共其規定に不備の點多く、例へば信教の自由などは最初は充分之を認めざりしも、合衆國憲法制定後次第に改正を加へ其自由を充分認むる様になつたのである。尤もアーカンソー、ミシシッピ、メリーランド、ノース・カロライナ、サウス・カロライナ、テキサス、ペンシルヴァニア及テンネツシーの憲法には今尙神を信する者でなければ公職に就く事を許さぬと云ふ規定が残つて居る。一七八七年の合衆國憲法即ち合衆國原憲法には此事に關し合衆國及州の權限を左の通り定めて居る合衆國に對する規定

一、議會は内亂又は外冠の際公共の安寧の爲に已むを得ざるにあらざれば人身保護律の適用を停止すべからず（第一條第九款第二項）。

二、議會は溯及並に裁判に依らざる處罰法を制定すべからず（同上第三項）。  
州に對する規定

一、州は裁判に依らず又は既往に逆りて或行爲を處刑し、又は契約の上の義務の履行を妨ぐる法律を制定すべからず（第一條第十款第一項）。

即ち人民の私權の保護に關する合衆國の原憲法の規定は極めて簡單なものであつて、是等は主義として州の權限内の事項とし、州の規定に一任して置いたのであるが、一七八九年の第一回の議會に於て各州からの要求に依り、普通權利の宣言として知らるゝ各種の人民の利權を八箇條に分ち、之を同憲法に追加して合衆國の權限を制限し、其後南北戰爭平定の翌年更に十三條乃至十五條の三箇條を追加して合衆國及州の權限を制限した。其要領は左の通り  
合衆國に對する規定

一、議會は信教、言論、出版、集會、請願の自由を制限する法律を制定すべからず（追加第一條）。  
二、不當の搜索及差押に對する身體、家屋、文書、家財の安全は之を侵さるゝ事なかるべし（修正第四條）。

三、何人も同一の犯罪に對し二回以上處刑せられ、法律の適當な手續に依らずして生命自由財産を奪はれ、又は正當なる代償を受くる事なくして公共の目的の爲に財産を收用せらるゝ事なかるべし（修正第五條）。

四、一切の刑事事件に關し被告は敏速なる公開の陪審裁判を受け、告訴の内容に關し告知を受け、自己に不利なる證人と對決し自己に有利な證人の喚問を求め、辯護士の輔佐を受くる權利を有

すべし（修正第六條）。

五、普通法の訴訟に於て金額二十弗を超過する事件に對しては陪審裁判を要求するを得べし（修正第七條）。

六、過當の保釋金又は罰金を強制せられ、殘酷且異常なる刑罰を課せらるゝ事なかるべし（修正第八條）。

#### 合衆國及各州に對する規定

一、合衆國の市民の選舉權は人種皮膚の色又は既往の身分の爲に剝奪せらるゝ事なかるべし（修正第十五條）。

二、奴隸又は自由意思に依らざる使役は刑罰の場合の外は合衆國又は管轄内の何れの處に於ても存在する事なかるべし（修正第十三條）。

#### 各州に對する規定

一、州は法律の適當なる手續に據るにあらざれば人の生命自由財産を奪ふべからず（修正第十四條）。

二、州は其管轄内の何人に對しても法律の均等の保護を拒む事を得ず（修正第十四條）。

蓋し最初の修正案はゼファソンの起草に係り同氏によりて提出せられたものであつて、各州の多數の意見にては信教、出版、集會、言論等の自由に關する事は州の權限に屬するものなれば、豫め其旨を合衆國憲法中に明記し置かざれば他日合衆國が是等の事項に付取締の權限を有するが如き誤解を生じ、州權の侵害を受くる恐があると認めたのである。例へば當時各州は極めて濃厚な宗教的色彩を帯び、然かも其多くは一宗一派に偏し、或州はエビスコバルン、或州はプレスビテリアン、又或州はコングレゲーショナル派に屬すと云ふが如く、各派の混在する今日とは大に其事情を異にして居たのである。故に若し合衆國政府が宗教に對して勝手な政策をとり、或宗派を排斥し或宗派を保護すると云ふが如き事を爲し得るものとせば、各宗派は到底枕を高くして息む事が出來ないのであつた。従て各州の立場としては將來州權を安全ならしむる爲には、是非共合衆國憲法中に合衆國政府が是等の事項に對し何等權利のない事を明瞭にして置く必要があると考へたのである。是れ彼等が右の追加法を制定した所以であつて其理由の内には人民の權利保護と云ふ事が重要な一半であるが其他の一面の目的は州權を擁護すると云ふ事にあつたのであつた。現に米國憲法學者として有名なストーリーは右の修正法に關し「此條文は之に依りて宗教に關する全權を各州政府の手に歸し、各州をして其固有の正義の觀念と其憲法とに依り之を處理する事を得せしめたのである」と云ひ、又

一八七二年合衆國大審院はルイジアナ對スローターハウス係争事件に於て「合衆國原憲法制定後直に十箇條の追加法を制定したのは當時合衆國の權力より來るべき危險に對する一般の感情を表示するものである」と云ふて居るのを見ても、同修正法制定の目的が奈邊にあつたかを知るに足るのである。併し同修正法第十三條乃至十五條は流石に州權主唱者たる南部諸州が戰敗し、中央集權派たる北部全盛の時代に制定せられた丈に州權に對する制限を主たる目的となし、從來の奴隸制度を廢止し、白人と黒人との平等主義を公認し、各州は法律に依りて定められた手續に據らずして人の生命財産を奪ひ及管轄内の總ての人に對して法律の均等な保護を拒む事を得ずとの規定を設け、從來の合衆國憲法制定の精神とは大に異なる所があるのである。

茲に此問題に關聯して研究すべきことは、人民の權利に關し合衆國憲法が合衆國に對して禁止する事は、各州に對しても同様に禁止の効力あるものなるや否やと云ふ事なるが、右に關し或學者は該規定は元來人民の權利を保護する事を目的とするものなれば、法の精神は獨り合衆國のみならず州に對しても同様に之を適用すべきものなりとの説を主張するも、併し該法の精神は決して人民の權利を保護せんとするのではなく、寧ろ州權の維持を主たる目的とするものなる事は前に述べた通りなるのみならず、同法修正第十條には「本憲法に依り合衆國に委任せず又は之に依り各州に禁止

せざる權力は各州若くは人民に留保す」と規定し居り、合衆國に對して禁止する事項は反對の規定なき限り却て之を州の自由の權内に屬するものと解さねばならぬのである。例へば修正法の第六條及第七條は人民に對して陪審人の審理を受くる權利を保證して居る。從て合衆國の法律は人民の此權利を剝奪する事の出來ないのは云ふ迄もないが、各州の立法部は此規定あるが爲に民事並に刑事に關し陪審の制度を設けねばならぬとは解せられて居ないのみならず、現に各州中其制度を有しないものが尠くないのである。又修正第一條は合衆國議會に對して信教の自由を制限する事を禁じて居る。從て合衆國議會が斯の如き法律を制定すべからざる事は云ふ迄もないが、各州は此規定あるに拘はらず久しく人民の信教の自由に對し容赦なく取締を實行し、ニュー・イングランドの或州は宗教的慣行を施行せざる者に罰金を課し又は法律上の能力を剝奪する規定を長く保存した例がある。殊に最も顯著なのは南部諸州が嘗て南北戰爭前、修正法第一條中言論の自由を保證する規定があるに拘はらず、州の當然の權力として奴隸廢止論者の出版物の發賣を禁止した事もあるのであつて、特に反對の規定なき限り合衆國を目標とした規定は之を州に適用しないものと見られて居る。但し此問題は其解釋が何れに有るとしても實際上にはさして重要なものではない。何となれば人民の自由及安全は假令各州の憲法に何等規定する所無しとするも、大抵英國普通法に依りて認められて居

るのみならず、實際各州の憲法も創定以後次第に改正せられ、今日にては前記の少數の例外の外は既に各州の憲法に於て適當に規定せられて居るのである。然るに茲に一言注意を要する事は米國が從來右の如く人民の自由に對し極端な放任主義を採りつゝあつたに拘らず、近來多くの州に於て過激思想鎮壓の爲極めて嚴重な取締法を設けて居る事である。尤も古い取締法としては一九〇二年にニュー・ヨーク州に於てマツキンレー大統領の暗殺後に制定せられた無政府主義取締法、並に一九〇九年にワシントン州に於て制定せられた類似の取締法の二つがあるも、其他は多く對獨戰爭中又は其直後に制定せられたのであつて、夫が既に約半數の州に及んで居る。但し其規定の内容は區々に成つて居り、或は暴力に依る政治的又は産業的革命的の主張若くは産業終止に依る革命的の主張を罰し、或は單なる煽動又は非愛國的行動又は言論に就て罰して居る。例へばマサチューセツツ、ヴァーモント、カリフォルニア、ワイオミング等の諸州に於ては殺人財物破壊又は他の暴力に依る革命的の主張を罰し、インディアナ其他の多くの州に於ては右の外更にサボタージ其他の極めて廣汎な範圍の行動を處罰し、又ニュー・ヨーク州に於ては一九一七年の法律にて煽動的言動に付官吏又は教師を免職せしむる事を規定し、一九一八年の法律にて煽動的又は非愛國的事項を記載した學校教科書を禁じて居る。次に合衆國政府に就ては對獨戰爭中軍事上の必要に基き間諜法を制定し、非戰論に

對し極端な壓迫を加へ、併せて之を無政府主義又は共產主義者の取締に利用したるが、右に關しては當時世間の物議を招かなかつたではないが、戰爭氣分の盛なりし際故民衆は大體に於て之を是認した。併し是は單に戰時に限られた一の特別法であつて、戰爭の熄んだ今日にては其効力がないのみならず、平時の立法としては過激思想取締の爲種々の法案が議會に提出せられ、孰も憲法違反其他の理由に依り否決せられたるも、米國に於て思想取締の爲如何に苦心しつゝあるやを知るに足るのである。但し右に掲げた州法の規定は州に依りて立法の形式を異にし、或州にては之を憲法の一部とし、他の州に於ては單に普通の法律として規定して居るのであつて、之を普通の法律とするものに就ては、多くの州の憲法が言論集會印刷等の自由を保證する事實に鑑み、斯る法律の規定は其効力に重大な疑がある。併し憲法上の効力の問題は暫く別とし、言論其他の自由を尊ぶ米國に於て斯る立法が實顯せられる事に就ては左の事實を知つて置く必要がある。

(一)此法規は大體に於て戰時の產物である。蓋し對獨戰爭當時 I・W・W 其他の極端な平和論者が頻りに非戰論を鼓吹し、徵兵制度に反對し、彈藥其他軍需品工場の職工に同盟罷工を勧誘する等戰爭の成功に妨害と成るべき種々な手段を廻らしつゝあつた爲、戰爭に赤熱して居た一般米人の憤怒を招き過激主義に對し非常な反感を挑發したのであつて、極端な自由壓迫の背後に斯の如き